

平成 18 年度

わが国における海洋政策の調査研究

報告書

— 海洋基本法の制定に向けて —

平成 19 年 3 月

海 洋 政 策 研 究 財 団

(財団法人シップ・アンド・オーシャン財団)

はじめに

本報告書は、平成 15 年度から平成 18 年度にかけて競艇の交付金による日本財団の助成事業として実施した「海洋政策と海洋の持続可能な開発に関する調査研究事業－わが国における海洋政策の調査研究－」の成果をとりまとめたものです。

第 166 回通常国会において、わが国では初めて、海洋基本法案の提出・成立のプロセスに入りました。

海底油田開発を中心とした海洋開発が活況を呈した昭和 40 年代以降、わが国では海洋開発審議会をはじめとした官民の様々な組織において、総合的な海洋政策の必要性が議論され、その実現に向けて様々な提言や研究活動が行われてきましたが、ここにきてその成果が結実しようとしています。

世界に目を転じれば、1994 年に発効した国連海洋法条約のもと、世界の主要な沿岸国は新たな海洋政策の策定と実行に着手し、着実にその成果をあげつつあります。近年のアメリカの「21 世紀の海洋の青写真」、中国の海域使用管理法、イギリスの Marine Bill、EU のグリーンペーパーなどがその好例です。

平成 18 年度には、わが国もこれらの国々に肩を並べるべく、海洋問題に関心を持つ国会議員や、長年海洋問題に取り組んできた斯界の識者が集い「海洋基本法研究会」を組織して、海洋基本法制定に向けた取り組みを加速させました。

海洋政策研究財団は、この海洋基本法研究会の事務局を務めましたが、この動きに先立って本事業に着手し、海洋問題に係わる有識者で構成する「海洋・沿岸域研究委員会」を組織して、総合的な海洋政策のあり方について 4 年にわたり議論を重ねてきました。

そして、平成 17 年度には「21 世紀の海洋政策への提言」を当時の安倍官房長官に提出、平成 18 年度には「海洋基本法案」の検討を行い、海洋基本法研究会に対して積極的な働きかけを行いました。

今日の海洋基本法制定に向けた潮流は、本事業におけるこれらの取り組みが大きく貢献したものであると自負するところですが、この成果に満足することなく、今後とも、海洋基本法の制定および制定後の海洋政策研究およびその実行の支援に継続して取り組んでいく所存です。

本報告書をお読みいただく関係官庁、地方公共団体、調査研究機関、大学、NGO など、わが国の海洋政策に係わる皆様に、倍旧のご支援、ご協力をお願いする次第です。

最後に、本事業の実施にあたり 4 年間にわたり委員長としてご指導をいただいた栗林忠男慶應義塾大学名誉教授をはじめとする海洋・沿岸域研究委員会委員の皆様、また、本事業のとりまとめに不可欠な情報をご提供いただいた関係者の皆様並びに日本財団に厚く感謝申し上げます。

平成 19 年 3 月

海洋政策研究財団
会長 秋山昌廣

委員名簿

[敬称略・順不同]

○平成18年度海洋・沿岸域研究委員会

委員長	栗林 忠男	慶應義塾大学名誉教授／東洋英和女学院大学国際社会学部教授
副委員長	来生 新	横浜国立大学理事・副学長
	〃 小池 勲夫	東京大学海洋研究所教授
委員	太田 文雄	防衛大学校安全保障・危機管理教育センター長
	〃 大森 信	財団法人熱帯海洋生態研究振興財団阿嘉島臨海研究所所長
	〃 柴山 知也	横浜国立大学大学院工学研究院教授
	〃 多屋 勝雄	東京海洋大学海洋科学部海洋政策文化学科教授
	〃 徳山 英一	東京大学海洋研究所教授
	〃 中原 裕幸	社団法人海洋産業研究会常務理事
	〃 林 司宣	早稲田大学法学部教授
	〃 寺島 紘士	海洋政策研究財団常務理事
特別委員	秋山 昌廣	海洋政策研究財団会長

○海洋基本法に関する検討会

(主査)	来生 新	横浜国立大学理事・副学長
	北村 喜宣	上智大学法学部教授
	栗林 忠男	慶應義塾大学名誉教授／東洋英和女学院大学国際社会学部教授
	小池 勲夫	東京大学海洋研究所教授
	寺島 紘士	海洋政策研究財団常務理事

○事務局

仙頭 達也	海洋政策研究財団企画グループ長
印南 朋浩	海洋政策研究財団政策研究グループ長
菅原 善則	海洋政策研究財団政策研究グループ長
菅家 英朗	海洋政策研究財団政策研究グループ研究員
鈴木 裕介	海洋政策研究財団政策研究グループ研究員
田中祐美子	海洋政策研究財団政策研究グループ研究員

目 次

はじめに

委員名簿

第1章 事業の概要	1
1-1 事業の背景	1
1-2 事業の目的	1
第2章 事業の成果	2
2-1 わが国海洋政策の課題検討	2
2-1-1 わが国海洋政策の現状と課題の分析	2
(1) わが国海洋政策の動向	2
(2) わが国海洋政策に関する論議	5
(3) 諸外国の動向	9
2-1-2 わが国海洋政策への提言	18
(1) 国の動き	18
(2) 政党の動き	19
(3) 民間の動き	19
(4) 「21世紀の海洋政策への提言」	21
(5) 海洋政策大綱と海洋基本法の制定に向けた活動	26
2-2 海洋基本法の検討	27
(1) 国内基本法の分析	27
(2) 海洋基本法の検討	35
第3章 海洋基本法の制定に向けて	52
3-1 海洋基本法研究会の動向	52
(1) 海洋基本法研究会の概要	52
(2) 海洋基本法研究会の成果	53
3-2 海洋基本法制定に向けた政界の動き	54
3-3 今後の課題と展望	54
付属資料	
1 . 海洋基本法研究会の概要	59
2 . 海洋政策大綱	65
3 . 海洋基本法案（仮称）の概要	77
4 . 海洋基本法案	81
5 . 海洋基本法案（第166回通常国会提出法案）	93
6 . 基本法分析資料	113
7 . 「21世紀の海洋政策への提言」の概要	139
8 . わが国の管轄海域	143

第 1 章 事業の概要

1-1 事業の背景

四面環海のわが国は、海洋を国の存立基盤とする海洋国家であるが、特に、1994年に発効した国連海洋法条約体制下で、食料、エネルギー、鉱物等の豊かな資源を持つ 447km²の世界第6位となる広大な排他的経済水域および大陸棚を新たに管理することとなった。

わが国は、科学技術の発展により集積しつつある海洋の科学的知見を基盤として、この広大な海域およびその資源の開発・利用・保全等の海洋の総合的管理を推進するとともに、海洋環境の保全、海洋資源の管理、海底地震、津波や海面上昇など地球規模での災害への対応などを通して国際貢献に努めるなど、新たな海洋立国目指すべき時を迎えている。

しかしながら、わが国海洋政策を推進する国の体制は、依然として縦割り部門別管理を基本とした旧態依然としたものであり、総合的かつ計画的な取り組みが必要となる海洋問題に的確に対処できていないのが現状である。

そのため、海洋・沿岸域における様々な環境・資源問題や近年被災の様態が変化している沿岸災害などへの的確な対処ができず、また、わが国周辺海域や輸送ルート上では管轄海域を巡る近隣国等との対立や、密輸、麻薬、工作船、海賊や海上テロなどの安全問題が起これ、国民の生命・財産や国益が脅かされる事態が顕在化している。

このような状況の下で、海洋の総合的管理の実現へ向けた海洋政策の立案と実行への要請が急速に高まっている。

1-2 事業の目的

上記のような社会背景を踏まえ、海洋政策研究財団は平成15年度から平成18年度までの4カ年計画で、わが国海洋政策のあり方を検討する「わが国における海洋政策の調査研究」を実施した。

この事業は、世界の海洋問題を多面的に捉え、21世紀初頭におけるわが国の海洋政策のあり方を大所高所から論じて、その結論を必要な政策として取りまとめ、政府、政党をはじめとする関係機関にその実現を積極的に働きかけることを目的としている。

特に最終年度となる平成18年度は、平成17年度にとりまとめた「海洋と日本 21世紀のわが国海洋政策への提言」実現に向けて、特にその柱の一つであった「海洋基本法」の具体的な法案作成に取り組んだ。

本報告書は、4カ年にわたる「わが国における海洋政策の調査研究」の成果を総括するとともに、特に平成18年度の主要な成果である「海洋基本法案」の検討結果の要点をとりまとめたものである。

第2章 事業の成果

本事業は、平成15年度を初年度として4か年計画で実施したものであるが、その内容と成果は以下のようにおおよそ3期に分けて整理することができる。

本章では、第一期と第二期の成果を概観した上で、第三期である平成18年度に実施した海洋基本法案の検討結果をとりまとめた。

第一期	平成15～16年度	わが国海洋政策の現状と課題整理、米国新海洋政策の分析等
第二期	平成17年度	わが国海洋政策への提言
第三期	平成18年度	海洋基本法案の検討

2-1 わが国海洋政策の課題検討

2-1-1 わが国海洋政策の現状と課題の分析

(1) わが国海洋政策の動向

わが国の海洋政策は、近年大きな変化を見せようとしている。超党派の国会議員と有識者で構成される海洋基本法研究会が組織され、第166回通常国会に議員立法での海洋基本法案の提出が予定されている。

縦割り行政を廃して総合的な海洋政策を実現しようとするこのような動きは、何も近年に始まったものではない。むしろ、海洋開発創世記といえる昭和40年代以前から、海洋政策に関する基本法制や一元的・横断的行政組織の必要性が説かれていた。これらの内容については事項で概説するが、ここでは、わが国の海洋政策の歴史を改めて概観し、わが国が今後総合的な海洋政策を推進するための社会的、政治的背景を把握することとした。

表2-1にわが国の海洋政策に関する主な動きを、国際社会における主な動きと対比する形で整理した。

表2-1 わが国海洋政策の歴史

年	区分	国内関係	国際関係
昭和20年	(1945)		1945 米国トルーマン大統領大陸棚資源宣言
24年	(1949)	漁業法(明治漁業法)、海上輸送法	
25年	(1950)	港湾法、漁港法、鉱業法	
27年	(1952)	石油・可燃性天然ガス資源開発法	
31年	(1956)	海岸法	
33年	(1958)		1958 第一次国連海洋法会議(UNCLOS I)
35年	(1960)		1960 第二次国連海洋法会議(UNCLOS II) OPEC設立
36年	(1961)	海洋科学技術審議会設置	
37年	(1962)	全国総合開発計画	1962 レイチェル・カーソン「沈黙の春」
38年	(1963)	沿岸漁業等振興法	
39年	(1964)	河川法	
42年	(1967)		1967 仏、海洋開発センター(CNEXO)設置
43年	(1968)	砂利採取法	
44年	(1969)	海洋科学技術審議会3号答申 新・全国総合開発計画	
45年	(1970)	海洋科学技術開発計画(第一次実行計画) 海洋汚染防止法	1970 米国政府NOAA(海洋大洋局)設置
46年	(1971)	海洋科学技術審議会を海洋開発審議会に改組 環境庁設置 海洋水産資源開発促進法	
47年	(1972)	産業構造審議会海洋開発部会中間答申 海上交通安全法	1972 米国、沿岸域管理法(CZMA) 国連人間環境会議(ストックホルム) ローマクラブ「成長の限界」
48年	(1973)	公有水面立法(大正10年)改正	1973 国連第三次海洋法会議(UNCLOS III)(~1982) 第一次石油危機
49年	(1974)	国土庁設置 国土利用計画法、沿岸漁場整備開発法、瀬戸内海環境保全特別措置法、 電源三法	
50年	(1975)	石油備蓄法	
51年	(1976)	海洋汚染防止法	1976 米国、200海里漁業水域法
52年	(1977)	領海法(12海里)、漁業水域暫定措置法(200海里) 第三次全国総合開発計画	1977 旧ソ連、200海里漁業水域設定
54年	(1979)	海洋開発審議会2号答申(第1次)	1979 第二次石油危機
55年	(1980)	海洋開発審議会2号答申(第2次) 海洋開発省庁間連絡会議設置	
56年	(1981)		1981 米国、国連海洋法条約の深海底項の改定要求
57年	(1982)	深海底鉱物資源開発暫定措置法	1982 国連海洋法条約採択
58年	(1983)	日本政府、海洋法条約に署名	1983 米国レーガン大統領、EEZ設置宣言
59年	(1984)		1984 仏、CNEXOをIFREMERに再編
60年	(1985)		1985 TOGA計画スタート
61年	(1986)	民活法	
62年	(1987)	リポート法(総合保養地域整備法) 第四次全国総合開発計画	1987 日仏ソ印の深海底鉱区確定
63年	(1988)		1988 米国レーガン大統領、12海里領海宣言
平成元年	(1989)		1989 EXXON VALDES号流出油事故
2年	(1990)	海洋開発審議会3号答申	
3年	(1991)		1991 ソ連崩壊
4年	(1992)	FAZ法、大阪湾臨海地域開発整備法	1992 国連環境開発会議(リオ宣言、アジェンダ21)開催 OCEAN FLUX計画スタート
5年	(1993)	海洋開発審議会4号答申	1993 GOOS計画スタート 生物多様性条約発効
6年	(1994)	環境基本法(H6・環境基本計画)	1994 国連海洋法条約発効 オーストラリア、UNCLOS批准
7年	(1995)	阪神淡路大震災 科学技術基本法(H8・科学技術基本計画) 生物多様性国家戦略	1995 ロシア大陸棚法
8年	(1996)	国連海洋法条約批准 領海法改正、EEZ・大陸棚法、TAC法等 経済構造変革と創造プログラム	1996 韓国、EEZ宣言 韓国・中国・ニュージーランド、UNCLOS批准
9年	(1997)	環境影響評価法	1997 フランス、UNCLOS批准
10年	(1998)	「21世紀の国土のグランドデザイン」(五全総)	1998 国連海洋年(リスボン海洋博覧会)
11年	(1999)	海岸法改正 沿岸域圏総合管理計画策定のための指針 海岸保全基本方針	
12年	(2000)		
13年	(2001)	中央省庁再編、科学技術・学術審議会海洋開発分科会設置 水産基本法(H14・水産基本計画) 国家産業技術戦略、新総合物流政策大綱	2001 北朝鮮工作船事件 米国同時多発テロ
14年	(2002)	科学技術・学術審議会答申「-21世紀初頭における日本の海洋政策-」 エネルギー政策基本法 漁港漁場整備法(漁港法改正)、有明海・八代海再生特別措置法、 自然再生推進法 新・生物多様性国家戦略	2002 WSSD(ヨハネスブルクサミット)開催 第3回世界水フォーラム(京都)開催
15年	(2003)	内閣官房大陸棚調査対策室設置 社会資本整備重点計画、東京湾再生行動計画(都市再生特措法)等	2003 PEMSEA、東アジア海域の持続可能な開発戦略(SDS-SEA)採択 カナダ、UNCLOS批准
16年	(2004)	大陸棚調査・海洋資源関係省庁連絡会議設置 海上運送活性化三法 国土交通省環境行動計画	2004 米国、海洋行動計画 インド洋大津波
17年	(2005)	国土形成計画法(国土総合開発法改正)	
18年	(2006)	海洋・沿岸域政策大綱	2006 第4回世界水フォーラム(メキシコ)開催
19年	(2007)	海洋基本法案国会提出へ	

出典:社団法人海洋産業研究会資料をもとに作成

(2) わが国海洋政策に関する論議

1) 20世紀における海洋政策の動向

①海洋科学技術審議会時代¹

国際社会における海洋開発の幕開けは、1940年代末の海底石油資源開発であるといわれている。

わが国では前掲の表に示すとおり、昭和36年(1961年)に内閣総理大臣の諮問機関として「**海洋科学技術審議会**」が設置され、人類のフロンティアである海洋の調査、研究、開発等の技術開発に関する重要政策事項の審議が行われた。同審議会は昭和46年(1971年)に「**海洋開発審議会**」に改組されたが、その間にわが国の海洋政策に関する3つの答申を出している。中でも、昭和44年(1969年)に出された**第三号答申**は、その後の海洋科学技術政策の指針、今日の海洋開発政策の基礎になったといわれる。

同答申では、以下の5つの国家的プロジェクトの推進をうたっていた。

- a. 日本周辺大陸棚の総合的基礎調査
- b. 海洋環境の調査研究および海洋情報の管理
- c. 海中栽培実験場による栽培漁業技術の開発
- d. 大深度遠隔操作掘削装置等に関する技術開発
- e. 海洋開発に必要な先行的・共通的技術の研究開発

同年は、旧科学技術庁と旧通商産業省に**海洋開発室**が設置されるとともに、**海洋科学技術開発推進連絡会議**²が設置されるなど、わが国の海洋政策を推進するための行政的基盤の整備が進展した年として位置づけられよう。

②海洋開発審議会時代

昭和46年に設置された「**海洋開発審議会**」は、平成13年(2001年)に「**科学技術・学術審議会海洋開発分科会**」に改組されるまでの約30年間にわたり、わが国海洋政策のあり方や方向付けに関する様々な議論を行ってきた。

海洋開発審議会が**昭和54年8月(第一次答申)**と**昭和55年1月(第二次答申)**に出した**二号答申**は、今日におけるわが国海洋政策の方向付けを行ったものとして位置づけられよう。

第一次答申は、海洋開発審議会のもとに**11の部会**を設置し、**100名を超える専門委員**

¹ 金沢良雄・速水頌一郎監修、海洋開発問題講座1「海洋開発と政策問題」、海洋産業研究会、昭和48年9月

² 同連絡会議は、昭和45年に海洋科学技術審議会第三号答申にもとづいて「海洋開発のための科学技術に関する開発計画・第一次実行計画」を決定している。

による延べ 35 回に及ぶ議論を重ねた結果まとめられたものであり、さらに第二次答申は、第一次答申で示した 42 の推進課題について、11 の部会のもとに 40 の作業グループが設置され、延べ 309 名にも及ぶ専門委員による審議が行われた。当時、海洋開発を推進するために国家的取り組みや議論が行われていたことがわかる。

第二次答申は、以下の内容で構成されているが、中でも、第 5 章「海洋開発の総合的推進体制・法制の整備」では、法制の抜本的な整備の例として、「海洋開発基本法（仮称）の制定」、「海域総合利用及び管理のための法制整備」、「国際海洋法に対応した国内法制の整備」の 3 点を掲げていた。

第 1 章	総説
第 2 章	海洋、特に我が国 200 海里水域に関する調査の飛躍的拡大、及び総合的な調査・観測・監視体制の確立
第 3 章	海域の開発利用及び環境保全に関する総合的な計画と管理の実施
第 4 章	新国際海洋秩序への対応及び国際協力の積極的推進
第 5 章	海洋開発の総合的推進体制・法制の整備

他方、二号答申が出される約 7 年前の昭和 45 年 9 月に旧建設省内に「海洋開発と管理プロジェクトチーム」（以下、建設省 PT）が発足し、昭和 47 年 5 月には「海洋開発と管理に関する提言について」と題する報告をとりまとめた。この報告には、海洋開発と管理の推進に必要な新しい法制度として、「海域管理法（仮称）の立案」と「海洋開発基本法（仮称）の提唱」が提案されており、この報告は当時の海洋開発審議会に報告されたとある³。

建設省 PT の報告と二号答申の間にどのような関連性があったか現段階で判断することは不可能であるが、少なくとも昭和 40 年代半ばから昭和 50 年代半ばにかけて、現在と同じような認識のもとで、わが国海洋政策を推進するために必要な法制整備の議論がなされていたことになる。

なお、昭和 43 年の第 58 回・第 59 回通常国会の衆議院科学技術振興対策特別委員会の会議録によれば、当時、宇宙開発と海洋開発の両分野が熱心に審議されており、いずれも基本法の必要性が幾人かの議員より指摘され、当時の国務大臣、次官等が海洋開発のための一元的な体制整備に前向きな発言をしていたことが記録されている。

2) 21 世紀における海洋政策の動向

20 世紀末以降、国連海洋法条約の発効や国際的な地球環境問題への対応などの国際情勢、さらには国内におけるバブル経済崩壊後の経済構造改革、行政改革等の流れや、沿

³ 海洋開発と管理に関する建設省プロジェクトチームの報告（抜粋）、海洋産業研究資料、Vol.3 No.4, 1972 年

岸域の環境問題の深刻化、海洋を舞台とした安全保障問題の顕在化等を背景として、従来の縦割り行政の弊害への対応や省庁連携による総合的な施策の展開などが図られるようになってきた。

20 世紀末から 21 世紀初頭にかけて公表された、海洋に関連する国の重要政策を以下に年代順に整理した。

表 2-2 海洋に関連する主な国の重要政策

① 「経済構造の変革と創造のための行動計画」 ⁴
橋本内閣時代の平成 8 年 12 月に閣議決定された「 経済構造の変革と創造のためのプログラム 」の受け、平成 9 年 5 月に閣議決定した もの 。 新規産業創出環境整備プログラム の 新規・成長 15 分野 のひとつとして「 海洋関連分野 」が位置づけられた。同プログラムでは、各分野で雇用規模と市場規模の 2010 年における予測数値が示されたが、海洋分野においては、それぞれ約 59 万人（公表当時）が 80 万人程度に、約 4 兆円が 7 兆円程度に成長するとされていた。
② 「21 世紀の国土のグランドデザイン」 ⁵
第 5 次の全国総合開発計画として平成 10 年 3 月に閣議決定された国土計画。昭和 52 年の三全総で初めて「 沿岸域の保全と開発 」が計画課題として示され、昭和 62 年の四全総を受けて「 沿岸域の総合的な利用計画策定のための試行的指針 」が、そして本グランドデザインを受けて平成 11 年に「 沿岸域圏総合管理計画策定のための指針 」が策定されている。
③ 「国家産業技術戦略」
産業界からの要望を受けた 産業構造転換・雇用対策本部 の決定をもとに「 国家産業技術戦略検討会 」によって平成 12 年 3 月に策定されたもの。同本部の決定では、この 戦略を科学技術基本計画に反映するもの とされた。同戦略には 16 の分野別産業技術戦略が盛り込まれたが、海洋は「エネルギー」、「食料」、「造船」の 3 つの分野の一部として扱われ、海洋分野全体としての国家戦略とはならなかった ⁶⁷ 。
④ 「長期的展望に立つ海洋開発の基本的構想及び推進方策について－21 世紀初頭における日本の海洋政策－」
文部科学大臣の諮問を受けて 科学技術・学術審議会答申（海洋開発分科会） が平成 14 年 8 月に答申した もの 。わが国の海洋施策を「 知る 」「 守る 」「 利用する 」の バランスのとれた政策へ転換 を図ることを柱として作成された。

21 世紀初頭には、以上のような国の政策に対して学界、産業界等が中心となっていくつかの重要な提言や意見書が出された。主な提言、意見書を以下に整理した。

⁴ 経済産業省ホームページ： <http://www.meti.go.jp/topic/data/e3275amj.html>

⁵ インターネットで作る国土計画： <http://www.kokudokeikaku.go.jp/>

⁶ 産業技術総合研究所ホームページ： http://www.aist.go.jp/www_j/guide/gyoumu/singikai/saigishin/41siryo/siryo7.pdf

⁷ 中原裕幸、海で生きる：産業活動の振興とそのための政策のあり方、第 17 回海洋工学シンポジウム、平成 15 年 7 月

表 2-3 海洋政策に関する学界、産業界からの提言等

<p>①経済団体連合会意見書^{8,9}</p> <p>「21 世紀の海洋のグランドデザイン～わが国 200 海里水域における海洋開発ネットワークの構築～」(平成 12 年 6 月)</p>
<p>前掲の「国家産業技術戦略」において、海洋が複数の分野に分散する形で取り上げられたことから、国家的規模で海洋関連産業に積極的に取り組むべきであるという産業界の認識の下で、経団連海洋開発推進委員会の審議を経てまとめられたもの。その重要性から同委員会ではなく経団連としての意見書として公表された。国土政策と並ぶ国の重要政策として位置づけられるべきであるとの思いから国土計画である「21 世紀の国土のグランドデザイン」になぞってネーミングされている⁷。</p>
<p>②日本沿岸域学会 2000 年アピール¹⁰</p> <p>「沿岸域の持続的な利用と環境保全のための提言」(平成 12 年 12 月)</p>
<p>前掲の「沿岸域圏総合管理計画策定のための指針」を受け、新世紀におけるわが国での沿岸域管理のあり方やその具体的な推進方策について提案したもの。沿岸域総合管理の実現のために最低限必要な事項を具体的に提示しつつ、持続的な沿岸域利用を保障するために必要なものとして「沿岸域総合管理法」を提案している。なお、沿岸域管理に関する論議は、その後国土交通省が設置した沿岸域管理研究会¹¹において総括され、平成 15 年 3 月に「～未来の子供達へ美しく安全で生き生きした沿岸域を引き継ぐために～」と題する提言¹²がまとめられている。</p>
<p>③日本財団提言¹³</p> <p>「海洋と日本 21 世紀におけるわが国の海洋政策に関する提言」(平成 14 年 5 月)</p>
<p>日本財団に設置された海洋管理研究会によってまとめられたもので、前掲の科学技術・学術審議会答申の公表をにらんで作成された。「海洋管理の基本理念」、「海洋基本法の制定」、「行政組織の整備¹⁴」などを提言しており、今日における海洋基本法制定の流れを作ったものといえる。</p>
<p>④海洋産業研究会提言¹⁵</p> <p>「200 海里水域の海洋管理ネットワークの構築に関する提言」(平成 15 年 5 月)</p>
<p>①経団連意見書や③日本財団提言などを踏まえて、わが国の排他的経済水域、大陸棚の総合的な管理に必要な海洋管理ネットワークの構築を提言したもの。排他的経済水域と大陸棚の管理が国土管理に準じた国の最重要課題であるとして、「海洋政策策定のための関係機関によるネットワークづくり」や「海洋管理基本計画(仮称)の策定」などを提案している。平成 15 年 5 月に出された報告書には、海洋関係 13 省庁¹⁶に対して行った海洋関連施策に関するヒアリング調査結果が掲載されている。</p>

⁸ 日本経済団体連合会ホームページ：http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2000/028.html

⁹ 橋口寛信、経団連意見書「21 世紀の海洋のグランドデザイン」について、Ship & Ocean Newsletter 創刊号, 2000.8.20

¹⁰ 日本沿岸域学会ホームページ：http://www.jaczs.com/jacz2000.pdf

¹¹ 国土交通省ホームページ：http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai/kondankai/engan/engan_index.html

¹² 国土交通省ホームページ：http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai/kondankai/engan/teigen.pdf

¹³ 日本財団図書館：http://nippon.zaidan.info/seikabutsu/2001/00888/mokuji.htm

¹⁴ 海洋関係閣僚会議、海洋担当大臣、海洋政策統括室(仮称)の設置など

¹⁵ 海洋産業研究会ホームページ：http://www2u.biglobe.ne.jp/~RIOE/

¹⁶ 13 省庁のうち回答があったのは 8 省庁

(3) 諸外国の動向

1) 各国の動き

近年、わが国海洋政策に関する論議が高まっている背景のひとつに、国連海洋法条約発効以降、世界各国が総合的な海洋政策の整備に積極的に取り組んできており、各国の政策立案や国家実行の積み重ねによって新たな海洋秩序が形成されていく中で、わが国の対応が立ち遅れ、国益を損なう状況が生じていることに対する危機感の高まりがある。

そのため当財団では、本事業と並行して「各国の海洋政策の調査研究事業」を実施しており、各国の海洋政策の最新動向を継続して調査分析してきた。同事業においてとりまとめた各国の海洋政策を表2-4に、主要各国の海洋担当行政機関を表2-5に示す。

隣国である韓国と中国では、それぞれ総合的な海洋政策の立案と実行に向けた取り組みが着実に進んでおり、特に**韓国**は1996年に海洋政策のリードエージェンシーである「**海洋水産部**」を設立、2002年にはその権限を強化するための「**海洋水産発展基本法**」を制定して世界の海洋政策をリードする立場をとりつつある。

また、アメリカは2000年以降に新しい海洋政策の立案とその推進に力を入れ（次項参照）、**イギリス**は包括的な海洋政策の柱となる「**The Marine Bill**」の立法作業を進めるなど、各国は着実に海洋の総合管理に向けた体制整備を進めている。なお、表には記載されていないが、EUでは欧州委員会が2006年6月に「欧州連合の将来の海事政策に向けて：海洋に関するビジョン」と題するEU海洋政策に関するグリーンペーパーを公表した。

表 2 - 4 主要各国の海洋政策

	アメリカ	カナダ	オーストラリア	ニュージーランド	フランス	イギリス	中国	韓国	日本
1. 国土面積(千 km ²)	9,629.0	9,976.1	7,686.8	268.6	547.0	244.8	9,596.9	99.6	377.8
2. 海岸線延長(千 km)	19.9	243.7	36.7	15.1	3.4	12.4	32.0	11.5	34.8
3. 排他的経済水域(千 km ²)	7,620	4,700	7,010	4,830	260 (海外領土除く)	940 (民間試算)	964	449	4,470
4. 海洋(基本)法	Oceans Act 2000 (同法は包括的国家海洋政策の策定を目的とする海洋政策審議会の設置を定めるもの)	Canada Oceans Act (COA, 1996)	Environment Protection and Biodiversity Conservation Act 1999: EPBC Act (同法は海洋も全般的に扱う)	The Resource Management Act: RMA(同法は沿岸域から領海外に広がる海域の重要性に言及)	なし	(Marine Bill - 2006 年 11 月をめぐりに準備中)	海域使用管理法 海洋環境保護法	海洋水産発展基本法	なし
5. 海洋(基本)政策	An Ocean Blueprint for the 21 st Century (2004.09.20) U.S. Ocean Action Plan (2004.12.17)	Canada's Oceans Strategy (2002.07.12) Canada's Oceans Action Plan (2005)	Australia's Oceans Policy Regional Marine Planning (supra regional) Coastal and Marine Planning Program (CMPP)	2000 年から環境省主導、海洋政策関係諮問委員会で協議して Oceans Policy を作成中	2005 年 10 月に海洋政策に関する High level team of expert を設置済	Marine Stewardship Report (2002), The State of the Seas Report (2005)	中国海洋 21 世紀議程 (China Ocean Agenda 21)	Ocean Korea 21 「21 世紀海洋水産ビジョン」	なし (文科省科学技術・学術審議会答申:「長期的展望に立つ海洋開発の基本的構想及び推進方策について」(2002.08.01))
6. 海洋管理主管(大臣)	商務省海洋大気庁 (NOAA: National Oceanic and Atmospheric Administration)	漁業海洋省 (DFO: Department of Fisheries and Oceans)	環境・水資源大臣 (Minister for the Environment and Water Resources)	Ministerial Group 議長: 水産科学技術エネルギー相	Secretary General to the Sea (首相直轄)	環境食糧農村省 (Department for Environment, Food and Rural Affairs: DEFRA)	国务院国家海洋局 (SOA: State Oceanic Administration)	海洋水産部 (Ministry of Maritime Affairs and Fisheries)	なし
7. 海洋行政連絡調整会議	Committee on Ocean Policy	Minister's Advisory Council on Oceans	Commonwealth Coastal Coordinating Committee	Oceans Policy Officials Group	Interdepartmental Committee to the Sea	Green Ministers 海洋科学技術に関する省庁間委員会(IACMST)	不明	中央沿岸管理審議会 海洋環境保全委員会 港湾政策委員会 水産業管理委員会	なし (局長級の海洋開発関係省庁連絡会議、大陸棚調査・海洋資源等に関する関係省庁連絡会議あり)
8. 海洋管理(調整)事務局	Interagency Committee on Ocean Science and Resource Integration	Oceans Act Coordination Office	環境・水資源省 (Ministry of the Environment and Water Resources)	Oceans Policy Secretariat for Ministerial Group and Advisory Committee	なし	DEFRA	SOA	海洋水産部	なし
9. 広範な利用者の意見を反映する制度	National Oceans Commission public meetings Science Advisory Panel	Oceans Explorations on Web Oceans Program Activity Tracking (OPAT)	National Ocean Advisory Group Regional Marine Plan Steering Committees	Ministerial Advisory Committee Public Consultation (Oceans Policy 策定のための)	沿岸の開発計画では必須	Consultations on Flood and Coastal Defence	なし	海洋水産発展委員会	なし
10. 海洋保護区 (MPAs)	行政命令 13158 号(2000.5.26) 海洋サンクチュアリ法(1972)に基づく Marine Sanctuary, MPA 等	COA 第 35, 36 条に基づく MPA National Framework for Establishing and Managing Marine Protected Areas (1999 年 3 月)	GBR Marine Park Act (1975) EPBC Act に基づく Marine Reserve	1971 年海洋保護法(Marine Reserve Act)に基づく Marine Reserve 等 (1971 年法の全面改正法案が 2002 年 10 月 15 日に第一読会を終了)	EU 生息地指令、鳥類指令に基づく保護区(Natura 2000)等	EU 生息地指令、鳥類指令に基づく保護区(Natura 2000) 野生生物及び地域に関する法(1981)に基づく Marine Nature Reserve など	海洋環境保護法 海洋自然保護区管理取決 (72ヶ所=国 20+地方 52)	国土利用管理法: 水産資源保護区域 海洋汚染防止法: 環境保全海域	自然公園法に基づく海中公園地区 (139ヶ所) 自然環境保全法に基づく海中特別地区 (1ヶ所)
11. 沿岸域管理法(政策)	1972/1990 年沿岸域管理法 (Coastal Zone Management Act)	1972 年沿岸域管理法 2002 年 Canada's Oceans Strategy	1995 年 Commonwealth Coastal Policy	The Resource Management Act (RMA)	Seashore Act (1986) Schemas de Mise en Valeur de la Mer (1983)	1995 年環境法	海域使用管理法(海洋機能区画)	沿岸管理法 沿岸統合管理計画	なし (元国土庁の指針あり)
12. 河川と沿岸域の一体的管理	河川港湾法(Rivers and Harbors Act)(保全是陸軍工兵隊が行う)	COA Part II (Oceans Management Strategy) は河川及び湖には適用がない(第 28 条)	州政府、地方政府		Water Act (1992) Schemas Directeur d'Amenagement et de Gestion de Eaux (SAGE)	DEFRA、地方自治体	水法(2002)、省政府	公有水面管理法 公有水面埋立法 湿地保全法	なし
13. 沿岸域管理における法的な管理範囲	州政府の領土(海岸線から 3 海里以内)天然(地下)資源に関しては海岸線から 3 海里以内は州政府の管轄	州法及び連邦法は内水、領海、EEZ 及び大陸棚の上に適用(第 9 条及び 20 条)	州政府の領土(海岸線から 3 海里以内/ 1979 年 Offshore Constitutional Settlement, 1980 年沿岸水域法等による)				内水: 海域のみ	満潮水位から領海と満潮水位から 500~1,000m の陸域まで	海岸保全区域として平均高潮水面から海陸両側 50m
14. 国連海洋法条約批准状況	未加入	2003 年 11 月 7 日批准	1994 年 10 月 5 日批准	1996 年 7 月 19 日批准	1997 年 4 月 11 日批准	1997 年 7 月 25 日加入	1996 年 6 月 7 日批准	1996 年 1 月 29 日批准	1996 年 6 月 20 日批准

表 2-5 海外における海洋担当行政機関の特徴

	米国	フランス	カナダ	韓国	中国
主な行政機関 (リード・エージェンシー)	◆商務省・海洋大気庁(National Oceanic and Atmospheric Administration: NOAA)(1970年)	○海洋省(Ministère de la Mer)(1981年) ↓(組織改正) 都市計画・住宅・運輸省:海洋庁(1983年) (以後の変遷については調査中) ◆運輸・設備・観光・海洋省(Ministère des Transports, de l'Équipement, du Tourisme et de la Mer)(1996年)	◆漁業・海洋省(Department of Fisheries and Oceans: DFO)(1979年)	◆海洋水産部(Ministry of Maritime Affairs and Fisheries: MOMAF)(1996年)	◆国家海洋局(国土資源部内)(1964年)
主な部局 所管事項	・海洋漁業局(National Marine Fisheries Service) ・気象予報局(National Weather Service) ・海洋調査局(National Ocean Service) ・海洋大気研究局(Oceanic and Atmospheric Research) ・衛星データ情報局(National Environmental Satellite, Data and Information Service) 他	・海洋局: 海運と陸運のインターモーダル 海洋政策一般 Secrétaire Général de la Mer との連絡 海上輸送の安全 海上輸送における危険物の扱い等	・漁業・水産養殖管理部門(Fisheries and Aquaculture Management) ・海洋・生息環境部門(Oceans and Habitat) ・政策部門(Policy) ・科学部門(Science) ・コミュニケーション部門(Communication) 他	・海洋政策局 ・海運物流局 ・港湾局 ・水産政策局 ・漁業資源局 他	・政策法規・計画部(政策法规与规划司) ・海域管理部(海域管理司) ・海洋環境保護部(海洋环境保护司) ・科学技術部(科学技术司) ・国際協力部(国际合作司) 他
備考			・水産省(1930-1969)、水産森林省(1969-1971)、環境省(1971-1976)、水産環境省(1976-1979)などを前身とする。 ・1997年施行「海洋法」(基本法)に基づき、海洋に関する連邦政府の主要な役割が DFO へ。	・水産庁(the National Fisheries Administration)、海事・港湾庁(Korea Maritime and Port Administration)など、13の省庁の統廃合。	・本部:海洋戦略研究所 ・出先:海洋技術研究所、海洋信息中心、第一海洋研究所、第二海洋研究所、第三海洋研究所
その他 関係行政機関	・内務省:鉱物管理局(MMS)及び地質調査所(USGS) ・運輸省:海運局(MARAD) ・国土安全保障省:沿岸警備隊 ・国防省 他	・農業・水産省 ・内務・国土開発相 ・経済産業省 ・エコロジー・持続可能開発省 ・国防省 他	・運輸省 ・環境省 ・天然資源省 ・国防省 他	・環境部 ・科学技術部 ・産業資源部 ・建設交通部 他	・交通部・国家海事局(1998年):海事、海上交通 ・科学技術部 ・農業部・漁業局 ・国家環境保護総局(國務院直屬機構) 他
ハイレベルでの 政策調整	・海洋政策委員会(Committee on Ocean Policy、大統領府・環境委員会の一部として2004年に設立)	・首相が、Secrétariat général de la mer のサポートを受けて、海洋に関する政策調整を行う。 ・Secrétaire Général de la Mer(1995年-) : 首相により任命。上記海洋関係省庁の海洋に関する施策を評価し、エネルギー資源、水産、海上安全、海洋環境保護等の施策を管理する強力な役割を担う。Secrétariat général de la mer は、過去、現在及び将来の政府の海洋政策の管理及び評価を任務とし、地方の知事の海洋政策の方向性を決める役割を果たす役割も持っている。 ・Interdepartmental Committee to the Sea		・海洋水産発展基本委員会(國務総理所属): 海洋水産発展基本法に基づき設立。	
特徴	・2004年に、大統領直属の省庁横断型の政策決定機構である海洋政策委員会が設置されていることから、省庁間の Coordination を中心とした体制をとる。	・首相レベルでの政策調整。	・首相の権限により、行政機構の改革が比較的頻繁に行われる。	・1987年に「海洋開発基本法」を制定。MOMAF 設立後も、2000年に基本計画(Ocean Korea 21)策定、2002年に海洋水産発展基本法を制定する等、海洋に関する取り組みが盛んに行われている。	・1996年に「中国海洋アジェンダ 21」を策定する。また、国家発展計画委員会と国家海洋局の共同による「全国海洋経済発展計画綱要」を2003年に採択する。

出典：平成 18 年度各国および国際社会の海洋政策の動向 ―各国の海洋政策の調査研究報告書―、海洋政策研究財団、平成 19 年 3 月

なお、参考として Cicin-Sain(2006)による海洋政策の整備段階による主要沿岸国の分類¹⁷を表 2-6 に示す。

表 2-6 海洋政策の整備段階による主要沿岸国の分類

Implementation Stage	Formulation Stage	Preparatory Stage
Australia	Jamaica	India
Brazil	New Zealand	Japan
Canada	Norway	Mexico
China	Portugal	Philippines
Russian	US	Vietnam
UK		

これによれば、わが国は、統合的な海洋政策に関してインドやメキシコなどと並んで「準備段階」とされており、国際的に見ても関係国に比べて総合的な海洋政策への取り組みが遅れていると評価されている。なお、この表に韓国は含まれていないが、表 2-1 および表 2-2 の内容から判断すれば「実行段階」に分類されると考えられる。同じ「実行段階」に分類されている中国とあわせ、わが国と境界画定や領有権問題を抱える両国の海洋政策が一步先んじていることに対して大きな注意を払うべきである。

なお、各国の海洋政策の動向については同事業の平成 18 年度報告書を参照されたい。

2) アメリカの新海洋政策の分析¹⁸

アメリカでは、海洋政策審議会 (U.S. Commission on Ocean Policy) が平成 16 年 (2004 年) 9 月に「21 世紀の海洋の青写真 (An Ocean Blueprint for the 21st Century)」と題する海洋政策に関する報告書を議会と大統領に提出し、同年 12 月には「米国海洋行動計画 (U.S. Ocean Action Plan)」が公表された。

アメリカは国連海洋法条約を批准していないが、実効的に世界の海洋政策をリードしており、アメリカの新しい海洋政策を分析することは 21 世紀のわが国海洋政策の方向性を検討する上で不可欠のものである。

そのため、平成 16 年度事業においてアメリカ新海洋政策の分析を行った。分析の枠組みは以下のとおりである。

¹⁷ Biliana Cicin-Sain, Toward Integrated National and Regional Ocean Policy: Comparative Perspectives from 18 Nations and 4 World Regions
(http://www.sof.or.jp/ocean/forum/41/pdf/41_01.pdf)

¹⁸ 詳細は「平成 16 年度各国の海洋政策の調査研究報告書」(<http://nippon.zaidan.info/seikabutsu/2004/00770/mokuji.htm>)、「平成 16 年わが国における海洋政策の調査研究中間報告書」

○分析対象：アメリカ海洋政策に関する予備報告書（Preliminary Report）

○分析事項：わが国海洋政策への参考点の概略評価

詳細は省略するが、アメリカ新海洋政策が掲げる 13 項目の基本原則（Guiding Principles）は、わが国海洋政策の方向性を考える上で多くの示唆を含むものであり、次項 2-1-2 の海洋政策提言の検討において活用された。参考として 13 の基本原則を以下に示す。

また、参考として上記行動計画の公表と同時に連邦諮問委員会である環境諮問委員会（Council on Environmental Quality）のもとに設置された海洋政策委員会（Committee on Ocean Policy）中心とした海洋政策の推進体制を図 2-7 に示す。

なお、アメリカ海洋政策の最新動向については、「各国および国際社会の海洋政策の動向－平成 18 年度各国の海洋政策の調査研究報告書－」を参照されたい。

表 2-7 アメリカ新海洋政策の基本原則

- | |
|--|
| ①持続可能性（Sustainability） |
| ②管理（Stewardship） |
| ③海洋－陸地－大気の関係（Ocean－Land－Atmosphere Connections） |
| ④生態系に基づく管理（Ecosystem-based Management） |
| ⑤多目的利用の管理（Multiple Use Management） |
| ⑥海洋生物多様性の保全（Preservation of Marine Biodiversity） |
| ⑦利用可能な最善の科学及び情報（Best Available Science and Information） |
| ⑧順応的管理（Adaptive Management） |
| ⑨理解しやすい法律と明確な決定（Understandable Laws and Clear Decisions） |
| ⑩参加型ガバナンス（Participatory Governance） |
| ⑪適時性（Timeliness） |
| ⑫説明責任（Accountability） |
| ⑬国際責任（International Responsibility） |

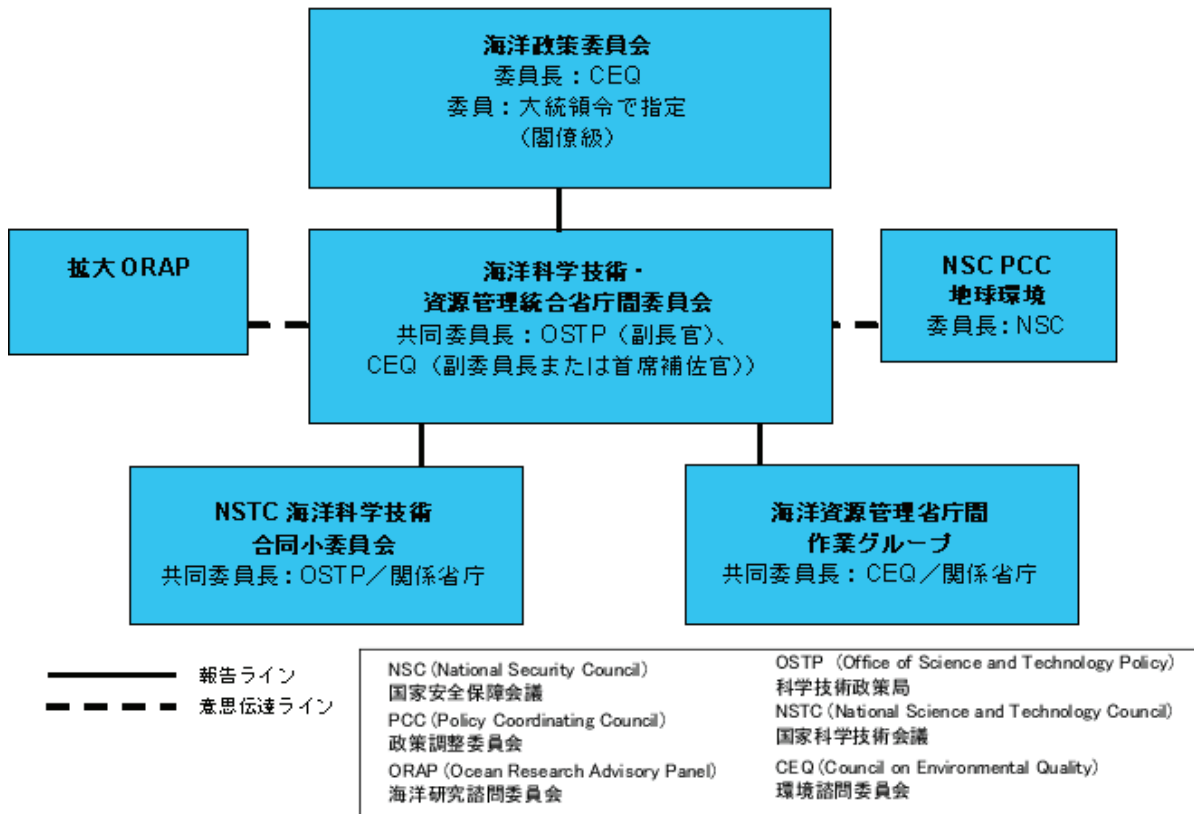


図 2 - 1 米国海洋行動計画における海洋政策の推進体制¹⁹

¹⁹ 米国海洋政策委員会ホームページ：http://ocean.ceq.gov/actionplan.pdf (訳：海洋政策研究財団)

2-1-2 わが国海洋政策への提言

平成17年度は、前年度までの検討成果を踏まえ、21世紀におけるわが国の海洋政策の目標とそれを実現するために必要となる体制等について具体的な提言を行うことを目的として検討を進めた。本項では、本提言のとりまとめとその後の海洋基本法案検討に関連した平成16年度から平成18年度における国や民間の動向も含め、海洋政策提言の検討結果を概観する。

(1) 国の動き

平成17年度と平成18年度は、わが国の海洋に関連する様々な政策の見直し、立案等が行われた年であった。以下に、その主なものを列記する。なお、各政策の詳細については各省庁のホームページを参照されたい。

①国土計画体系の見直し²⁰

平成17年3月に「国土総合開発法」の一部が改正され「国土形成計画法」が制定された。同法では、計画事項として排他的経済水域および大陸棚を含む「海域の利用及び保全」が規定された。平成19年度中に新しい国土計画である「国土形成計画」が閣議決定される予定。

②第三期科学技術基本計画の策定²¹

平成7年制定の科学技術基本法に基づき5年に一度策定される国の科学技術政策に関する基本計画。第三期計画は平成18年3月に閣議決定された。

③国土交通省海洋・沿岸域政策大綱の策定²²

海洋および沿岸域に関する様々な行政分野を所管する国土交通省が平成18年6月に策定した政策大綱。平成18年7月には、同大綱の着実な実施を目的として「海洋・沿岸域政策推進本部」が同省に設置された。

④水産基本計画の見直し²³

平成13年制定の水産基本法に基づきおおむね5年に一度策定される国の水産政策に関する基本計画。平成19年3月に新しい基本計画が閣議決定された。

²⁰ インターネットで作る国土計画：<http://www.kokudokeikaku.go.jp/>

²¹ 文部科学省ホームページ：http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/main5_a4.htm

²² 国土交通省ホームページ：http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/01/010621_2_.html

²³ 水産庁ホームページ：http://www.jfa.maff.go.jp/sinseisaku/keikaku_19/index.htm

(2) 政党の動き

平成 16 年度以降、東シナ海での海底資源開発を巡り、わが国と中国との間で緊張が高まっているが、これを受ける形で平成 16 年度と平成 17 年度には、自由民主党および民主党から相次いで重要な提言、法案提出が行われた。

自由民主党：海洋権益を守るための 9 つの提言 ²⁴
平成 16 年 6 月に公表されたもの。わが国管轄海域における権益確保や境界画定問題の早期解決などをうたい、「海洋権益関係閣僚会議（仮称）」の設置などを提言している。同党の「海洋権益に関するワーキングチーム」がとりまとめた。
民主党：排他的経済水域に関する 2 法案 ²⁵
第 163 回特別国会に提出されたもの。「排他的経済水域等における天然資源の探査及び海洋の科学的調査に関する主権的権利その他の権利の行使に関する法律案」と「海底資源開発推進法案」。
自由民主党：海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律案
第 164 回通常国会に提出されたもの。東シナ海における海底資源開発を巡る問題を念頭に、同海域での資源開発における安全確保を目指す内容。

(3) 民間の動き

平成 17 年度は、平成 18 年に科学技術基本法に基づく第三期科学技術基本計画（以下、第三期計画）が閣議決定されることから、関係する学界、産業界からいくつかの提言が出された。これらの提言を概観すると、科学技術基本計画で定める分野別推進戦略において、国家基幹技術、戦略重点科学技術に海洋関連技術を明確に位置づけることを要望する内容となっている。

なお、これらの提言では、世界第 6 位の広大な排他的経済水域と大陸棚の資源開発や海洋の総合的な管理の重要性を指摘しており、その推進のために総合的な海洋政策の必要性を強調している。

以下に、平成 17 年度に公表されたわが国の海洋政策に関する主な提言の概要を整理する。詳細については、各ホームページを参照されたい。

① 日本学術会議海洋科学研究連絡委員会の提言²⁶

日本学術会議海洋科学研究連絡委員会は「海洋に係わる学術の統合的推進の必要性－包括的海洋政策策定への提言－」と題する報告を平成 17 年 7 月にとりまとめた。

これまで同委員会は、海洋研究船の整備充実（第 14 期）、水産系大学練習船の活用（第 17・18 期）、海洋科学技術研究の重点課題（第 18 期）等について報告、提案を行ってき

²⁴ 武見敬三参議院議員ホームページ：<http://www.takemi.net/newpdf/kyuteigen.pdf>

²⁵ 民主党ホームページ：<http://www.dpj.or.jp/news/dpjnews.cgi?indication=dp&num=314>

²⁶ <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-19-t1031-3.pdf>

たが、これらの検討を通じて、わが国には国家が統一的に依拠すべき一元的かつ包括的な海洋政策がないこと、そのため海洋に関する学術のあり方に一貫性が成立し難いことが指摘されたため、第19期（平成15年7月22日～平成17年9月30日）に同報告をとりまとめたものである。

同報告では、「科学的な論議」の重要性を指摘した上で、「海洋を重視する姿勢、ならびに、海洋に関する学術の統合的な推進を図って国内の海洋産業を振興するとともに、人類による合理的な海洋開発利用をグローバルスケールで実現するために貢献することを、国家の信念として急ぎ示すべきである」とし、そのために「現在の関連省庁を超越する特別な審議機関を内閣府に設ける必要がある」とうたっている。

②海洋技術フォーラム²⁷の提言

平成17年8月に東京大学の呼びかけに応じて産学官の60機関が参加して開催された「海洋立国に向けた第三期科学技術基本計画に対する提言」に関するフォーラムにおいて、わが国の海洋に関する活動強化を目的とした産学官連携・省庁横断型な常設コミュニティとして「海洋技術フォーラム」が発足した。

フォーラム開催のテーマとなった提言は、国家戦略として産学官が連携して取上げるべき海洋の重要技術開発課題をとりまとめたもので、当時策定が進められていた第三期計画への反映を働きかけることが目的となっている。

同提言は、東シナ海での海底資源開発を巡る国家間の対立や、食料や資源・エネルギー問題の解決に果たす海洋の役割の重要性などを踏まえ、第三期計画において、「海洋をわが国の存立基盤、産業国際競争力の源泉を担う重要な分野」として位置づけ、海洋の技術開発の方向性を提言している。

③日本経済団体連合会の意見書²⁸

日本経団連は、平成17年11月に「海洋開発推進のための重要課題について」と題する意見書を公表した。

この意見書は、前述の海洋技術フォーラムと同様に第三期計画に対する提案が主な目的であり、海洋関連技術は第三期計画が掲げる「環境と経済の両立」、「安全が誇りとなる国」などの政策目標の実現に重要な役割を担うもので、分野別戦略において重要かつ明確な位置付けがなされるべきであるとしている。

²⁷ 海洋技術フォーラムホームページ：<http://energy.t.u-tokyo.ac.jp/mt-forum/>

²⁸ 日本経済団体連合会ホームページ：<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2005/085.html>

(4) 「21世紀の海洋政策への提言」

本事業では、以上のような民間の動向を踏まえながら、平成15年度から平成17年度までの成果をもとに「海洋と日本 21世紀の海洋政策への提言」をとりまとめた。

この提言は、前出の日本財団提言「海洋と日本—21世紀におけるわが国の海洋政策に関する提言—」（以下、日本財団提言）を基礎としつつ、その後顕在化した海洋に関わる諸問題を踏まえながら、新たにわが国海洋政策のあるべき姿を具体的に提言したものである。

1) 提言の概要

提言は、以下に示す4つの柱から構成されている。

- ①海洋政策大綱の策定
- ②海洋基本法の制定
- ③海洋政策の立案と実行を担う行政機構等の整備
- ④具体的施策の提案：海に拡大した「国土」の管理と国際協調

以下に4つの柱の要点を整理する。なお、詳細については提言書を参照されたい。²⁹

①海洋政策大綱の策定

総合的な海洋政策を着実に推進していくための第一段階として、今後早急な取り組みを要する具体的重要事項を国の政策大綱として総力をあげてとりまとめるべきである。その骨子は以下のとおり。

- I. 海洋政策の基本的考え方の明示
- II. 海洋政策を推進するための枠組みの整備
- III. 課題解決のための取り組みの強化
- IV. パートナーシップの強化
- V. 海洋に関する理解と研究・教育の促進

②海洋基本法の制定

海洋に関する諸問題が個別目的の実定法のもとで扱われてきたことから、海洋を総合的に管理するための法的根拠は政策枠組が欠如しており、早急に海洋政策の方向性を定める海洋基本法の制定を図るべきである。

²⁹ 海洋政策研究財団ホームページ：http://www.sof.or.jp/topics/2005/051120_01.html

③海洋政策の立案と実行を担う行政機構等の整備

海洋基本法を軸とした総合的な海洋政策の推進には、海洋関係閣僚会議の設置、海洋担当大臣の任命等、政策立案と実行を担う行政機構を整備することが不可欠である。

④具体的施策の提案：海に拡大した「国土」の管理と国際協調

総合的な海洋政策として今後推進すべき具体的施策として、以下に示す 8 項目を提示した。

1. 排他的経済水域および大陸棚の管理の枠組構築
排他的経済水域、大陸棚、遠隔離島・周辺海域などの管理強化
2. 海洋の安全保障の確立
海に拡大した「国土」、海上輸送などの安全保障確立
3. 海洋環境の保護・保全・再生の推進
環境影響評価システム構築、海洋生態系・生物多様性保護 等
4. 海洋生態系に配慮した海洋資源の開発推進
漁獲の合理的な管理、漁業資源保存、鉱物資源・海洋微生物資源等の開発
5. 統合沿岸域管理システムの構築に向けた取組強化
地方主体・市民参加型の管理システム構築、流域管理との連携 等
6. 防災・減災の推進
地域防災計画の早期策定、防災・減災の教育・訓練の徹底
7. 海洋管理のための海洋情報の整備
海洋情報収集の国家戦略立案、海洋情報管理機能の強化 等
8. 総合的な海洋政策実現のための研究・教育とアウトリーチの推進
海洋教育拡充、海洋管理研究・教育、海洋科学技術・研究の推進 等

2) 提言の特徴

ここでは、本提言とりまとめの審議を行った海洋・沿岸域研究委員会における海洋政策に関する議論を参照しながら、本提言の特長を概説する。

①海洋政策の基本理念

わが国にとって海洋は国の存立基盤であり、経済活動や国民生活の多くを海に依存していることを踏まえ、安全保障、物流、環境、食料、資源エネルギー、外交など様々な分野にまたがる海洋問題に対して国をあげて取り組む必要があることから、「**持続可能な開発**」と「**総合管理**」の概念を海洋政策の基本理念に位置づけることとなった。

また、海洋の問題は相互に密接に関連しており、さらに陸域での経済活動や国民生活の影響を大きく受けることなどから「**総合管理**」の必要性が強調された。

一方、海洋が本来国際的な性格を有するものであり、わが国が海洋国家として国際社会と協調しつつリーダーシップを発揮して海洋の諸問題に対処する必要性があることから「国際秩序先導」と「国際協調」を基本理念に位置づけることとした。

②海洋政策大綱の策定

一般に「政策大綱」とは、行政府が特定領域の政策に関して国の方針や方向性などを掲げるものであるが、そもそも行政府内に海洋政策を総括する部局が存在しないことが根本的問題であり、21世紀におけるわが国海洋政策の大綱を立法府と行政府に明示すべきであろうとの議論が行われた。

そのため、海洋政策推進の第一ステップとして、今後早急な取り組みを必要とする海洋政策に関する重要事項を、国が推進すべき海洋政策の大綱として総力を上げてとりまとめるべきである、とした。

③海洋基本法の制定

総合的な海洋政策の実行面での大きな課題のひとつは、海洋を総合的に管理するための政策枠組や法的根拠が欠如していることで、早急に海洋政策の根幹を定めるための基本法制が必要であるとの議論は、昭和40年代から行われていたことは既述のとおりである。

今日、国連海洋法条約発効後の新たな海洋秩序形成、海洋におけるわが国の国益確保、海洋環境の保護・保全への対応など様々な海洋問題への早急な対応が求められているが、これらの海洋問題は相互に密接に関連しており、海洋環境の保全と開発・利用に関する政策は総合的な視点で検討されるべきものである。

そのため、総合的な海洋政策推進のための基本理念、推進体制などの政策枠組を示す「海洋基本法」の制定が必要であるとした。

なお、海洋基本法制定にあたっては、以下の事項について今後十分な検討が必要であるとされた。

- ・水産基本法や環境基本法など海洋に関連する既存基本法との関係
- ・海洋基本法で規定される基本計画と、既存の国の計画との関係 など

④海洋政策の推進体制

国の海洋政策を推進する体制については、日本財団提言や「わが国の海洋政策に関する一試案」³⁰などの提言・提案、さらには国の既存の行政機構（経済財政諮問会議や総合科学技術会議など）などを参考としながら、以下の行政機構等の整備が必要であると

³⁰ 中原裕幸、シップ・アンド・オーシャン News Letter 第96号 2004.08.05 発行

した。

- －海洋関係閣僚会議の設置
- －海洋担当大臣の任命（国土交通大臣の兼任を例示）
- －内閣府への政策統括官（海洋担当）および海洋政策推進室の設置
- －海洋関係省庁連絡調整会議の設置
- －海洋諮問会議の設置

⑤海洋政策の具体的施策に関する事項

海洋政策の具体的な施策をとりまとめた提言3「海に拡大した『国土』の管理と国際協調」は、日本財団提言や平成16年度に分析したアメリカ新海洋政策（p.13を参照）のほか、自由民主党の「海洋権益を守るための9つの提言」や民主党の排他的経済水域に関する2法案の内容なども踏まえながら作成したものである。

日本財団提言は、具体的施策として「沿岸域管理」、「水産」、「排他的経済水域・大陸棚の管理」、「教育・研究」に関する4つの提言を行っているが、この提言がまとめられた平成14年以降、以下に示すような海洋を巡る様々な出来事が世間の関心を集め、総合的な海洋政策の必要性が一層高まったといえる。

- －東シナ海の海底資源開発を巡る国家間の対立
- －中国海軍原子力潜水艦の領海侵犯
- －中国海洋調査船の未通報海洋調査の多発
- －沖ノ鳥島の法的地位に対する中国発言
- －わが国船舶を被害者とする海賊事件
- －インド洋大津波
- －海面上昇や台風の大型化、進路変化等による高潮・高波被害の多発 など

このような社会背景を踏まえて、本提言では従来の提言や意見書ではあまり強調されてこなかった「海洋の安全保障の確保」や「防災・減災の推進」にも焦点をあてるとともに、上記の海洋問題において関係省庁間の連絡調整の不備が指摘されたことなどから「海洋管理のための海洋情報の整備」も重要な施策として位置づけることとした。

さらに、従来は沿岸域の問題としての認識が強かった「海洋環境の保護・保全・再生の推進」については、国際社会における海洋環境論議の動向や海上輸送の重要性などを踏まえて、わが国の排他的経済水域や大陸棚、さらにはわが国の管轄海域以外の海域の環境も対象とする必要性が指摘されたため、具体的施策のひとつとして位置づけることとした。以下、各提言に関する主要な論点を整理した。

○排他的経済水域および大陸棚の管理について

わずか4条からなる「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」の不備を補うための法制整備が必要であるほか、氷海域から亜熱帯のサンゴ礁海域、さらには水深10,000m級の深海域と多様な環境特性を有するわが国の広大な管轄海域の管理を実現するための管理計画の策定が必要であるとの議論により提言がまとめられた。

また、世界第6位の管轄海域の6割が離島によって確保されている重要性にかんがみ、特に遠隔離島や無人島、およびその周辺海域の調査を早急に実施すべきであるとの提言を盛り込んだ。

○海洋の安全保障について

従来の海洋政策に関する論議では、海洋の安全保障問題がほとんど取り上げられてこなかったが、今日における東シナ海の海底資源開発を巡る対立、マラッカ海峡における海賊事件、海上テロの脅威など、海洋の安全保障の重要性を認識すべきであるとの指摘があった。

そのため、わが国管轄海域および海上輸送に関わる安全保障問題を海洋政策の重要な柱のひとつに位置づけ、国に対して適切な対応を求めることとした。

○海洋環境について

海洋環境については、生態系に基づく管理や予防的なアプローチの積極的な導入を図りながら、その保護・保全・再生を推進する必要があるとした。中でも、現在は沿岸域の大規模な開発事業のみを対象とした環境影響評価制度の見直し、海洋生態系および生物多様性保護の推進、小島嶼国への国際貢献ともなるサンゴ礁の保護・保全・再生の推進などの提言を盛り込んだ。

○海洋資源について

海洋資源の開発の基本的な考え方として「海洋生態系への配慮」を位置づけるとともに、海洋の資源問題を「生物資源（水産資源と非水産資源）」と「非生物資源」に大別し、水産資源、海洋微生物・遺伝子資源、エネルギー・金属鉱物資源の開発・管理のあり方を提言した。

なお、海洋微生物・遺伝子資源については、近年特に注目を集めている海底、海底下深部に生息する微生物はもとより、従来よりその研究開発、利活用が進められている浅海域の微生物についてもその開発・管理のあり方を検討すべきであるとの議論があった。

○沿岸域管理および防災について

新しい国土計画である「国土形成計画」の策定が進んでいることを踏まえながら、都

道府県や市町村などの地方公共団体が主体となった沿岸域管理システムの構築や、その枠組への市民参加の推進を提言するとともに、総合管理の必要性の観点から、流域圏管理との連携強化、特定閉鎖性海域における総合管理体制の構築等の提言も盛り込んだ。

一方、沿岸域管理の一要素である防災については、インド洋大津波や近年の高潮・高波被害の甚大化などを踏まえて、海洋政策の重要な施策として独立したものとして取り扱うこととした。

○海洋情報について

総合的な海洋政策の推進には、海洋そのものの情報だけではなく、海洋の安全に関する情報や資源開発等の社会経済活動も含んだ海洋に関するあらゆる情報を体系的に収集・管理する必要があるという指摘に基づき、海洋情報の収集に係る国家戦略の立案、国や地方公共団体、大学、試験研究機関、産業界、国民等の適切な役割分担のもとで海洋の調査・観測・監視が推進される必要があるとの提言を盛り込んだ。

○研究・教育とアウトリーチについて

総合的な海洋政策の推進には、国民理解の増進と海洋政策の実行を担う人材の育成などが不可欠であるとの認識のもとで、海洋教育、海洋管理教育の拡充、アウトリーチ活動の充実、海洋科学技術・研究の推進などが必要であるとの提言とした。

(5) 海洋政策大綱と海洋基本法の制定に向けた活動

本事業でとりまとめた提言は、平成16年11月18日に日本財団とともに安倍官房長官(当時)に提出するとともに、同日プレスリリースを行った。また、政党や海洋関係省庁に提出するとともに、広く関係者への普及に努めた。以下に節目となった活動を示す。

表2-8 平成17年度における提言実現に向けた活動

平成17年	11月18日	提言書を安倍晋三官房長官(当時)に提出・説明 同日プレスリリース(於:日本財団ビル)
平成18年	2月6日	第31回海洋フォーラム「海洋政策提言に関する特別セッション 21世紀の海洋政策への提言ー真の海洋立国を目指してー」開催
	2月15日	提言書を中川秀直政務調査会長(当時)に提出・説明
	2月18日	提言書を武見敬三参議院議員に提出・説明

これらの活動によって、自由民主党および公明党をはじめとする各政党における海洋政策への関心が高まり、第3章で整理した平成18年度の海洋基本法研究会設立へとつながった。

2-2 海洋基本法の検討

(1) 国内基本法の分析

1) 総説

本事業では、海洋基本法案の具体的検討を行う前段階として、既存の基本法の調査分析を行った。その対象・範囲は国内の基本法という名称の法律すべてであり、具体的な調査分析の項目は、法律の全体構成、基本計画、組織などである。海洋基本法検討において、基本法の典型として形式面等で参考となる水産基本法、科学技術基本法および環境基本法の3つの基本法に関しては、更に詳細な調査分析を行った。以下に、分析結果を示す。

2) 基本法の分析

①基本法の概観（表2-9）

○概要

平成18年度当初におけるすべての基本法の法律名およびその公布年月日、ならびに国会に提出され審議中の法案を一覧にまとめたものである。

○趣旨

基本法という名称の法律の制定状況を把握してその全体像を捉え、また、既存の基本法がカバーする分野や海洋基本法と重複する分野の同定を行うために作成したものである。

②基本法の特徴比較（表2-10）

○概要

各々の基本法について、議員立法・閣法の別、構成、前文、基本計画の名称・策定機関、推進のための組織やその設置場所、特命大臣の有無などの調査結果をまとめたものである。

○趣旨

基本法の詳細な内容を調査・比較することにより、各基本法の共通点や相違点を明らかにし、もって各基本法の特徴をよりの的確に把握するために作成したものである。

表 2 - 9 基本法の一覧

	法 律 名	公布年月日	備 考
1	がん対策基本法	平成 18 年 6 月 23 日	
2	自殺対策基本法	平成 18 年 6 月 21 日	
3	住生活基本法	平成 18 年 6 月 8 日	
4	食育基本法	平成 17 年 6 月 10 日	
5	犯罪被害者等基本法	平成 16 年 12 月 8 日	
6	少子化社会対策基本法	平成 15 年 7 月 30 日	
7	食品安全基本法	平成 15 年 5 月 23 日	
8	知的財産基本法	平成 14 年 12 月 4 日	
9	エネルギー政策基本法	平成 14 年 6 月 14 日	
10	文化芸術振興基本法	平成 13 年 12 月 7 日	
11	水産基本法	平成 13 年 6 月 29 日	
12	特殊法人等改革基本法	平成 13 年 6 月 21 日	
13	高度情報通信ネットワーク社会形成基本法	平成 12 年 12 月 6 日	
14	循環型社会形成推進基本法	平成 12 年 6 月 2 日	
15	男女共同参画社会基本法	平成 11 年 6 月 23 日	
16	ものづくり基盤技術振興基本法	平成 11 年 3 月 19 日	
17	中央省庁等改革基本法	平成 10 年 6 月 12 日	
18	高齢社会対策基本法	平成 7 年 11 月 15 日	
19	科学技術基本法	平成 7 年 11 月 15 日	
20	環境基本法	平成 5 年 11 月 19 日	←公害対策基本法
21	土地基本法	平成元年 12 月 22 日	
22	交通安全対策基本法	昭和 45 年 6 月 1 日	
23	障害者基本法	昭和 45 年 5 月 21 日	
24	消費者保護基本法	昭和 43 年 5 月 30 日	
25	森林・林業基本法（平成 13 年 7 月）	昭和 39 年 7 月 9 日	林業基本法改正
26	中小企業基本法	昭和 38 年 7 月 20 日	
27	観光基本法	昭和 38 年 6 月 20 日	
28	災害対策基本法	昭和 36 年 11 月 15 日	
29	食料・農業・農村基本法(平成 11 年 7 月)	昭和 36 年 6 月 12 日	農業基本法改正
30	原子力基本法	昭和 30 年 12 月 19 日	
31	教育基本法	昭和 22 年 3 月 31 日	
	食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案		
	観光立国推進基本法案		
	地理空間情報活用推進基本法案		
	学校安全対策基本法案		
	日本国教育基本法案		

表 2-10 基本法の特徴

		構成	前文	基本計画等					法律に基づく組織		特命大臣	
				基本計画等の名称	策定機関	決定	県 ¹	市	組織名	設置		
がん対策基本法	議	4章20条	×	がん対策推進基本計画	政府（厚生労働大臣） がん対策推進協議会の意見を聴く	閣議決定	義	—	がん対策推進協議会	厚労省		
自殺対策基本法	議	3章21条	×	なし	—	—	—	—	自殺総合対策会議	内閣府		
住生活基本法	閣	4章22条	×	住生活基本計画（全国計画）	政府（国土交通大臣） 社会資本整備審議会・都道府県の意見を聴く	閣議決定	義	—	なし	—		
食育基本法	議	4章33条	○	食育推進基本計画	食育推進会議	×	努	努	食育推進会議	内閣府	○	都道府県、市町村推進会議あり
犯罪被害者等基本法	議	3章30条	○	犯罪被害者等基本計画	政府（内閣総理大臣） 犯罪被害者等施策推進会議が案を作成	閣議決定	—	—	犯罪被害者等 施策推進会議	内閣府		
少子化社会対策基本法	議	3章19条	○	少子化社会対策大綱	政府 少子化社会対策会議が案を作成	閣議決定	—	—	少子化対策会議	内閣府	○	
食品安全基本法	閣	3章38条	×	食品安全基本法第21条第1項に規定する 基本的事項	政府（内閣総理大臣） 食品安全委員会の意見を聴く	閣議決定	—	—	食品安全委員会	内閣府	○	
知的財産基本法	閣	4章33条	×	知的財産の創造、保護及び活用に関する推進 計画	知的財産戦略本部	本部決定	—	—	知的財産戦略本部	内閣		
エネルギー政策基本法	議	1章14条	×	エネルギー基本計画	政府（経済産業大臣） 総合資源エネルギー調査会の意見を聴く	閣議決定	—	—	なし	—		
文化芸術振興基本法	議	3章35条	○	文化芸術の振興に関する基本的な方針	政府（文部科学大臣） 文化審議会の答申による案	閣議決定	—	—	なし	—		
水産基本法	閣	4章39条	×	水産基本計画	政府 水産政策審議会の意見を聴く	閣議決定	—	—	水産政策審議会	農水省		
高度情報通信ネットワーク社会形成基本法	閣	4章35条	×	高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重 点計画（e-Japan 重点計画）←e-Japan 戦略	高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部	本部決定	—	—	IT 戦略本部	内閣		
循環型社会形成推進基本法	閣	3章32条	×	循環型社会形成推進基本計画	政府（環境省） 策定指針は中央環境審議会の意見を聴く	閣議決定	—	—	なし	—		
男女共同参画社会基本法	閣	3章28条	○	男女共同参画基本計画	政府（内閣総理大臣） 男女共同参画会議の意見を聞く	閣議決定	義	努	男女共同参画会議	内閣府		男女共同参画審議会設置法を廃止
ものづくり基盤技術振興基本法	議	3章18条	○	ものづくり基盤技術基本計画	政府（内閣府？）	閣議決定	—	—	なし	—		
高齢社会対策基本法	議	3章16条	○	高齢社会対策の大綱	政府 高齢社会対策会議が案を作成	閣議決定	—	—	高齢社会対策会議	内閣府		
科学技術基本法	議	5章19条	×	科学技術基本計画	政府 総合科学技術会議の議を経る	閣議決定	—	—	なし	—		
環境基本法	閣	3章46条	×	環境基本計画	政府（環境省） 中央環境審議会の意見を聴く	閣議決定	—	—	中央環境審議会	環境省		
土地基本法	閣	3章19条	×	なし（従前の土地利用計画の策定）	—	—	—	—	（国土審議会）	国交省		
交通安全対策基本法	閣	5章39条	×	交通安全基本計画	中央交通安全対策会議	対策会議 決定	義	義	中央交通安全対策会議	内閣府		都道府県、市町村対策会議あり
障害者基本法	議	4章26条	×	障害者対策に関する新長期計画	政府（内閣総理大臣） 中央障害者施策推進協議会	閣議決定	義	義	中央障害者施策推進協議会	内閣府		都道府県、市町村協議会あり
消費者保護基本法	議	4章29条	×	消費者基本計画	政府（内閣総理大臣） 消費者政策会議が案を作成	閣議決定	—	—	消費者政策会議	内閣府		国民生活審議会の意見を聴く
森林・林業基本法（平成13年7月）	閣	7章33条	×	森林・林業基本計画	政府 林政審議会の意見を聴く	閣議決定	—	—	林政審議会	農水省		
中小企業基本法	閣	4章30条	×	なし	—	—	—	—	中小企業政策審議会	経産省		
観光基本法	議	4章17条	○	なし （観光立国行動計画）	—	—	—	—	なし	—		法施行に関する重要事項を交通政 策審議会にて調査審議
災害対策基本法	閣	10章117条	×	防災基本計画	中央防災会議	閣議決定	義	義	中央防災会議	内閣府		都道府県、市町村計画あり
食料・農業・農村基本法（平成11年7月）	閣	4章43条	×	食料・農業・農村基本計画	政府 食料・農業・農村政策審議会の意見を聴く	閣議決定	—	—	食料・農業・農村政策審議会	農水省		水産業、林業は対象外
原子力基本法	議	9章21条	×	なし	—	—	—	—	原子力委員会 原子力安全委員会	内閣府		
教育基本法	閣	1章11条	○	なし	—	—	—	—	なし	—		

¹ 義：義務規定、努：努力義務規定、

3) 主要な基本法の分析

①主要な基本法の概要比較（表2-11を参照）

○概要

海洋基本法と関連が深いと考えられる「環境基本法」、「科学技術基本法」、「水産基本法」の3つの基本法について、より詳細な調査結果をまとめたものである。具体的には、

- －構成（総則・施策・組織の条文数）
- －関連基本法・法令の廃止・関連法改正
- －政策大綱の有無
- －基本理念・責務・施策の指針の条項
- －基本計画（閣議決定の時期・改定状況・関連計画等）
- －組織（中央・都道府県・市町村）などである。

また、想定される海洋基本法の内容についても部分的に記載している。

○趣旨

典型とされる基本法の体系的構造や詳細な内容を調査・比較し、もって基本法の基本的構造を把握するために作成したものである。

②基本法の詳細分析（付属資料5を参照）

○概要

水産基本法、科学技術基本法、環境基本法について、制定の背景、立法過程、具体的な内容などに関する調査結果をまとめたものである。内容については巻末の付属資料を参照されたい。

○趣旨

基本法の典型とされる3つの法律の制定経緯や内容をより詳細に分析してその共通点・相違点を明らかにし、もって海洋基本法案の作成にあたっての指針を得るために作成したものである。

表2-11 主要な基本法の概要比較

		(海洋基本法)	水産基本法	科学技術基本法	環境基本法
		議員立法	閣法	議員立法（衆法）	閣法
公布年月日			平成13年6月29日	平成7年11月15日	平成5年11月19日
構成	構成	〇章●●条	4章39条	5章19条	3章46条
	総則		10カ条（第一章）	8カ条（第一章）	13カ条（第一章）
	施策		22カ条（第二章第一～三節）	11カ条（第二～四章）	27カ条（第二章第一～八節）
	組織		7カ条（第三～四章）	なし	6カ条（第三章第一～二節）
関連基本法			食料・農業・農村基本法（調整）	なし	原子力基本法、循環型社会形成推進基本法
法令の廃止			沿岸漁場等振興法	なし	公害対策基本法
関連法改正			漁業法、漁港法等（14法律） ²	なし	自然環境保全法等（18法律） ³
政策大綱	有無	あり	水産基本政策大綱	なし	（基本計画において施策の大綱を定める）
	策定期限	N.A.	基本法策定前	—	—
基本理念			第二条～第三条	第二条（方針）	第三条～第五条
責務	責務		国、地方公共団体	国、地方公共団体	国、地方公共団体、事業者、国民
	関連規定		水産業者（努力）、消費者（役割）	施策策定の配慮、大学等への配慮	—
施策の指針			なし	なし	第十四条一～三
基本計画	計画名	海洋（管理）基本計画？	水産基本計画	科学技術基本計画	環境基本計画
	策定機関	政府（〇〇〇〇の議を経る）	政府（水産政策審議会の意見を聴く）	政府（総合科学技術会議の議を経る）	政府（中央環境審議会の意見を聴く）
	閣議決定	平成●●年〇月〇日	平成14年3月26日	平成8年7月2日	平成6年12月16日
	改訂状況	—	第1期（改訂作業中）	第3期（H18～H22）	第3次（H18～）
	最終改訂	—	—	平成18年3月28日	平成18年4月7日
	関連計画	国土形成計画、水産基本計画、…	国土計画（漁村関係）	なし ⁴	なし
その他計画	計画名		—	—	公害防止計画（公害対策基本法）
	策定者		—	—	都道府県知事 ⁵
組織 ⁶ *5	中央	（審議会） ⁷	水産政策審議会	なし	中央環境審議会、公害対策会議
	関連情報		沿岸漁場等振興審議会を改組	総合科学技術会議	後者は公害対策基本法による会議を改組
	都道府県	（中央と地方連絡調整会議）	なし	なし	審議会その他合議制の機関（義務）
	市町村		なし	なし	審議会その他合議制の機関（任意）

² 漁業法、漁港法、漁船法、水産資源保護法、租税特別措置法、海洋水産資源開発促進法、沿岸漁場整備開発法、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律、持続的養殖生産確保法、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法、農林水産省設置法、水産業協同組合法、地方自治法

³ 自然環境保全法、地方自治法、自然公園法、下水道法、環境事業団法、大気汚染防止法、公害紛争処理法、公害防止事業費事業者負担法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律、労働安全衛生法、公害健康被害の補償等に関する法律、湖沼水質保全特別措置法、自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法、総理府設置法、環境庁設置法

⁴ 平成17年3月30日、同計画および食料・農業・農村基本計画、森林・林業基本計画、水産基本計画を踏まえた「農林水産研究基本計画」が閣議決定。（農林水産技術会議が作成）

⁵ 環境大臣は、環境基本計画を基本とした国の基本方針を示し、関係都道府県知事に計画の策定を指示する。対象都道府県は公害が著しいあるいは著しくなる恐れがある地域。

⁶ 総合科学技術会議および経済財政諮問会議は、内閣府設置法により「重要政策に関する会議」として設置されている。

⁷ 審議会とは国会行政組織法第八条に基づき設置される合議制機関で、答申に法的拘束力を持つ参与機関と、法的拘束力を持たない諮問機関に分かれる。その区別は個々の法令における規定によって判断される。なお、中央省庁等改革基本法において原則として審議会を廃止する方針が掲げられた。（参考：参議院法制局ホームページ「法制執務コラム集」：<http://houseikyoku.sangiin.go.jp/column/index.htm>）

(2) 海洋基本法の検討

海洋基本法の法案作成作業は、海洋・沿岸域研究委員会（以下、委員会）の下に海洋基本法案作成のための検討会（以下、検討会）を設置して行った。検討会の構成員は以下のとおりである。

(主査) 来生 新 横浜国立大学理事・副学長
北村 喜宣 上智大学法学部教授
栗林 忠男 東洋英和女学院大学国際社会学部教授
小池 勲 東京大学海洋研究所教授
寺島 紘士 海洋政策研究財団常務理事

[敬称略・五十音順]

本事業では、海洋基本法の法案作成を以下の流れで進めた。

- ① 来生座長、北村委員による海洋基本法素案の作成
- ② 寺島委員、事務局研究員による同素案の検討
- ③ 検討会による素案の検討（H18.6～H18.11、5回開催）
- ④ 委員会での素案審議（第16回～第18回委員会）
- ⑤ 正副委員長、事務局による法案の最終調整

1) 海洋基本法素案の概要

来生座長と北村委員によって作成された海洋基本法素案（以下、素案）の構成は概略以下のとおりである。

前文

第一章 総則

目的（第一条）、基本理念（第二条～第四条）、責務（第五条～第八条）、
法制上の措置等（第九条～第十条）

第二章 海洋政策の推進にかかる基本的施策

指針（第十一条）、海洋基本計画（第十二条）、その他の施策（第十三条～第十四条）

第三章 統合海洋政策会議

設置、所掌事務、組織、議長、議員（第十五条～第十九条）

附則抄（施行期日、内閣府設置法等の一部改正等）

2) 海洋基本法案の作成

上記の素案を踏まえて、検討会および委員会における審議の結果、以下の構成からなる海洋基本法案を作成した。

第一章 総則

第一条 目的

第二条 海洋の国際秩序の先導的役割を担う政策の積極的推進

第三条 海洋の総合的管理

第四条 海洋の持続可能な開発及び利用

第五条 海洋に関する科学的知見の深化とその成果の普及

第六条 国の責務

第七条 地方公共団体の責務

第八条 事業者の責務

第九条 国民の責務

第十条 海の日

第十一条 法制上の措置等

第十二条 年次報告等

第二章 海洋政策の推進にかかる基本的施策

第十三条 施策の策定等にかかる指針

第十四条 海洋基本計画

第十五条 海洋に関する情報、教育の普及等

第十六条 研究開発の推進

第十七条 海洋の調査等に関する施策

第十八条 国際的協調のための措置

第十九条 特定海域における海洋管理

第二十条 都道府県の施策

第三章 組織

第二十一条 設置

第二十二条 所掌事務

第二十三条 組織

第二十四条 議長

第二十五条 議員

附則抄

以下、作成した海洋基本法案の内容を紹介するが、委員会における法案審議において交わされた議論を参考として記し、各条文の趣旨や海洋政策論議の今日的課題を整理した。

海洋基本法案の内容と解説

海洋基本法案

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、海洋の管理について基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、海洋環境の保全、海洋の持続可能な開発及び利用、海洋に関する科学的な理解の深化とその成果の普及等海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって健全で恵み豊かな海洋を守り、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的とする。

(海洋の国際秩序の先導的役割を担う政策の積極的推進)

第二条 海洋が人類の共有の財産であり、我が国の経済社会が密接な相互依存関係の中に置かれていることにかんがみ、また、今日の各国の海洋の管理が過去の長期にわたる歴史的で国際的な合意を前提にして行われていることを考慮し、我が国の海洋に関する政策は、我が国が海洋の国際秩序の形成及び発展に先導的な役割を果たすことを旨として、国際的協調の下で積極的に推進されなければならない。

(海洋の総合的管理)

第三条 環境、資源、安全、海上交通、防災など海洋の諸問題が相互に密接な関連を有し及び全体として検討される必要があることにかんがみ、海洋の管理は、総合的かつ計画的に行われなければならない。

(海洋の持続可能な開発及び利用)

第四条 海洋が将来にわたる人類の存続の基盤であることにかんがみ、海洋の開発及び利用は、良好な海洋環境及び海洋生態系の保全を前提として、現在および将来の世代のために、持続可能な方法で実施されなければならない。

(海洋に関する科学的知見の深化とその成果の普及)

第五条 海洋に関するよりいっそうの知識の集積が、人類にとって重要な知的資産として不可欠であることにかんがみ、海洋に関する広範な分野における均衡のとれた研究が促進され、その成果が広く国内外に積極的に普及されなければならない。

○前文について

前文に関しては、海洋政策に関わる立場によって前文に書くべき内容の主張が大きく異なるものであり、委員会の議論のみでとりまとめることは困難であると判断し、本基本法案では前文はおかないこととした。

○目的（第一条）

環境基本法の目的規定を参考として作成された素案をもとに構成した。法の究極目的として「人類の福祉に貢献すること」をうたい、「健全で恵み豊かな海洋を守り、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する」ことを海洋基本法の目的とした。

なお、委員会は様々な分野の有識者で構成され、できる限り多くの委員の意見を反映した形で目的規定をおこうとしたこと、および前文をおかない案としたため、既存の基本法の目的規定よりも長い構成となっている。

○海洋政策の基本理念（第二条～第五条）

第二条から第五条までの四カ条は、わが国海洋政策の基本理念として規定したものである。これらの基本理念は、既出の「21世紀の海洋政策への提言」（以下、提言）における基本理念を基本としつつ、環境基本法や後述の海洋基本法研究会の議論などを参考に作成した。

提言における海洋政策の基本理念の一つである「海洋の総合的管理」に関しては、その「総合的管理」の意味するところについて多くの議論が交わされた。

まず、「総合的」の用語は、アジェンダ 21 行動計画第 17 章をはじめとして、今日の国際社会においては"Integrated"という用語を多く用いていることから、その訳としては「統合的」の方がより適切ではないかとの意見も出されたが、わが国の他の法令において「統合」の用例は極めて限定的であることから、海洋基本法の成立可能性を重視し、法案全体を通して「総合的」という用語を採用することとした。

なお、海洋基本法案でいう「管理」は、従来の国内法で用いられている公物管理的意味合いではなく、沿岸域管理等で用いられる"Management"の概念であり、また、今日の国際社会の海洋政策で用いられるようになった"Governance"や"Stewardship"の概念である。

(国の責務)

第六条 国は、前四条に定める海洋の管理についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、海洋に関する諸施策を総合し、調整するための行政機構の整備ならびに法制度の整備を行い、地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第七条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、海洋の管理に関して、他の地方公共団体と協力して、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、沿岸域の自然的特性が一地方公共団体の区域を越える一体性を持つことが多いことにかんがみ、地方公共団体相互の協力に当たっては、基本理念にのっとり、陸域の流域圏管理との連携、閉鎖性水域等の管理等に十分に配慮する責務を有する。

(事業者の責務)

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、海洋環境及び海洋生態系の保全に配慮し、国又は地方公共団体が行う施策に協力する責務を有する。

(国民の責務)

第九条 国民は、基本理念にのっとり、海洋に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が行う施策に対して積極的に参加し、海洋環境及び海洋生態系の保全に自ら努めなければならない。

(海の日)

第十条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第二条に規定する海の日において、その日の趣旨にふさわしい事業が実施されるように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、海洋の管理に関する施策を実施するために必要な法制上、財政上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、海洋の状況及び政府が海洋に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

○責務規定（第六条～第九条）

責務規定として、「国」、「地方公共団体」、「事業者」、「国民」の責務規定をおいた。

国の責務としては、地方公共団体との適切な役割分担を踏まえること、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する、とする規定をおいた。

地方公共団体の責務としては、国の責務と表裏一体のものとして第一項を規定した。また、海洋が有する一体性や相互依存性の重要性を考慮し、第一項で地方公共団体との協力、自然的社会的条件に応じた施策の策定などを規定するとともに、第二項は、地方公共団体相互の協力にあたって流域圏管理との連携や閉鎖性水域等の管理等への十分な配意を促す規定とした。

事業者の責務については、事業者の責務として予防的措置をとる旨を入れるべきとの意見が出されたが、法理論上、事業者のみの責務として予防的措置を規定するのは困難であるとの判断から、今回の案では予防的措置を事業者の責務としないこととした。

国民の責務については、海洋政策の実行には国民が海洋に対して理解を深めることが不可欠であること、国および地方公共団体が行う施策に積極的に参加すること、海洋環境及び海洋生態系の保全に自ら努力することなどを規定した。

○「海の日」に関する規定（第十条）

「海の日」は国民の祝日となっているが、「海の日」の趣旨が正しく国民や関係者に周知されていないのではないかと意見があり、改めて海の日の意義を考える契機になるよう、環境基本法で規定されている「環境の日」に習い、素案どおり「海の日」に関する条を立てるべきではないかと意見があり、海の日における国と地方公共団体の取り組みを促すための規定をおいた。

○その他の基本法におかれる一般的規定（第十一条～第十二条）

法制上及び財政上の措置等並びに年次報告等については、環境基本法や科学技術基本法など他の基本法の規定を参考とした。

第二章 海洋の管理に関する基本的施策

(施策の策定等にかかる指針)

第十三条 この章に定める海洋の管理に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行われなければならない。

一 海洋環境に関する的確な調査、観測及び監視、及び海洋に関する研究等によって得られる、海洋環境に影響を及ぼす自然的、社会的、経済的な過程に関する最良の科学的知見に基づいていること。

二 海洋環境に深刻な影響あるいは不可逆的な影響が生ずるおそれがある場合には、必要に応じ、その時点における最善の手段によって予防的な方策を講ずるとともに、科学的知見の充実に努めること。

三 海洋環境の基盤となっている海洋生態系が複雑で変化し続けるものであることにかんがみ、海洋の開発、利用及び保全に伴って生ずる海洋生態系の変化に関する的確な調査、観測及び監視を行い、その結果に応じて、海洋の開発、利用及び保全に関する諸活動を弾力的に見直す順応的管理を行うこと。

四 海洋の管理に関する施策の策定と実施の過程に応じて、市民をはじめとする海洋関係者のそれぞれの役割に応じた参加が可能な制度を構築し、かつそのような参加を実質的に可能にするために、海洋に関する情報の公開と情報への適切なアクセスを可能とする枠組みを確立すること。

五 海洋の総合的管理を確立するために、海洋法に関する国際連合条約を中心とした主権、主権的権利及び管轄権の行使に関する法制度、及び公物管理法制度の不備な海域等に関する必要な法制度等の整備充実を行うこと。

○施策の策定等にかかる指針（第十三条）

海洋の管理に関する基本的施策を策定、実施するにあたっての前提となる指針（Principle）について、アメリカ新海洋政策における基本原則（p.**参照）や環境基本法の指針などを参考として作成した。

一号は、アメリカ新海洋政策の基本原則「利用可能な最善の科学及び情報（Best Available Science and Information）」などを参考として作成した。

二号は、「環境と開発に関するリオ宣言」⁸の第十五原則「予防的な方策」（深刻な、あるいは修復し難い被害が存在する場合には、完全な科学的確実性の欠如が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きい対策を延期する理由として、使用されてはならない。）などを参考として作成した。

三号は、アメリカ新海洋政策の基本原則「順応的管理（Adaptive Management）」や、新・生物多様性国家戦略の「予防的順応的態度」⁹などを参考として作成した。

四号は、海洋政策および海洋に関する施策に対する市民をはじめとする利害関係者の参加を保障し、かつ、そのための情報公開などの枠組を確立するものとして作成した。

五号は、国連海洋法条約をはじめとする新たな国際秩序への対応としての法整備（特に排他的経済水域および大陸棚に関する法制）と、総合的な沿岸域管理実現のための法整備を念頭において作成した。

⁸ 広部和也・臼杵知史編、第一章総則「環境と開発に関するリオ宣言」、解説国際環境条約集、三省堂

⁹ 首相官邸ホームページ：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kankyo/kettei/pdf/2-1.pdf>

(海洋基本計画)

第十四条 政府は、海洋の管理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、海洋の管理に関する基本計画（以下「海洋基本計画」という。）を定めなければならない。

2 海洋基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

A 案

- 一 海洋に関する施策についての基本的な方針
- 二 海洋に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

B 案

- 一 海洋の管理に関する施策についての基本的な方針
- 二 我が国海域の総合的管理に関する施策
- 三 海上交通の確保に関する総合的施策
- 四 国土保全と防災対策の推進に関する施策
- 五 海洋環境の保護、保全及び再生の推進に関する施策
- 六 海洋生態系に配慮した海洋資源の開発の推進に関する施策
- 七 海洋産業の健全な発展に関する施策
- 八 親水空間の創造と海洋レクリエーションの振興に関する施策
- 九 海洋の科学技術の研究の推進に関する施策
- 十 海洋に対する国民の理解増進と海洋教育研究の拡充に関する施策
- 十一 海洋管理のための海洋情報の整備に関する施策
- 十二 国際協調及び国際協力の推進に関する施策
- 十三 その他海洋の管理に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 政府は、海洋基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、統合海洋政策会議の議を経なければならない。

4 政府は、海洋の管理の進展の状況、政府が海洋の管理に関して講じた施策の効果等を勘案して、適宜、海洋基本計画に検討を加え、必要あると認めるときには、これを変更しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

5 政府は、第一項の規定により海洋基本計画を策定し、または前項の規定によりこれを変更したときは、海洋基本計画を公表しなければならない。

6 政府は、海洋基本計画について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

○海洋基本計画（第十四条）

素案では、海洋基本計画で計画すべき具体的な施策を記述する B 案の形式となっていたが、他の基本法の例を参照すると A 案の形式が多く見られるために、委員会で両案の可否について審議した。その結果、A 案が現実的であろうが、それでは海洋政策の具体的な施策が見えてこないという指摘が多く出されたため、A 案と B 案の両案併記とすることとなった。

また、他の基本法で作成される基本計画との調整規定を設けるべきとの意見もあったが、海洋基本計画を審議する組織に関係全閣僚が参加するという前提のため（後述の第三章を参照）、その場で自然に調整されるとの意見が大層を占めたことから、他の基本法、基本計画との調整規定はおかないこととした。

なお、B 案の 13 の計画項目は、平成 17 年度の提言および海洋基本法研究会（本報告書第 3 章を参照）における有識者の議論などを参考として作成した。

(海洋に関する情報、教育の普及等)

第十五条 国は、広く国民があらゆる機会を通じて海洋に対する理解と関心を深めることができるよう、海洋に関する情報の積極的な公開に努めるとともに、初等中等教育等の学校教育及び社会教育における海洋に関する教育、学習の振興等に必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 総合的な海洋に関する政策の立案等を担う人材を育成するために、大学等における学際的な教育及び研究の振興に努めなければならない。

(研究開発の推進)

第十六条 国は、海洋に関する基礎研究、研究開発及びそれらの成果の普及の効果的な推進を図るため、基礎研究及び研究開発の目標の明確化、及び国、試験研究機関、大学、民間等の連携の強化、並びに人材の育成等必要な施策を講ずるものとする。

(海洋の調査等に関する施策)

第十七条 国は、海洋環境の状況を把握し、及び海洋環境の変化を予測し、並びに海洋の管理に関する施策を適正に実施するために必要な調査、観測及び監視の体制の整備に努めるものとする。

2 国は、海洋の管理に関する施策の推進に資するため、海洋に関する情報を収集整理するとともに、地方公共団体、事業者、国民等の海洋に関する取組の推進に資するため、海洋に関する情報を提供するように努めるものとする。

3 国は、地球上の海洋が一体的な連続性を持ち、相互に関連を持ちうることにかんがみ、海洋に関する調査、観測及び監視等の効果的な推進を図るための国際的な連携を確保するとともに、海洋の管理の推進に資する情報の流通及び共有に関する国際協力を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十八条 国は、海洋の諸問題が相互に密接な関連を有し及び全体として検討される必要があることにかんがみ、海洋の管理が国際的協調の下で推進されることの重要性を認識し、多国間及び二国間の枠組みの中で海洋の管理に関する国際的な連携を図るとともに、開発途上地域に対する技術協力、資金協力及びその他当該地域の発展に資するその他の施策をとることにより、国際協力の推進に努めるものとする。

(特定海域における海洋管理)

第十九条 内閣総理大臣は、閉鎖性水域等その管理に当たって複数の地方公共団体の密接な協力が不可欠な海域であると判断した場合には、当該海域を「特定海域」と指定し、関係都道府県知事に対し、その海域において実施されるべき施策に関する基本方針を示して、その施策にかかる計画（以下「特定海域計画」という。）を共同で策定することを指示するものとする。

2 第一項の基本方針は、海洋基本計画を基本として、当該海域の自然的社会的条件に応じて策定するものとする。

3 関係都道府県知事は、第一項の規定による指示を受けたときは、同項の基本方針に基づき共同して特定海域計画を策定し、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定による指示及び第三項の規定による同意をするに当たっては、あらかじめ、統合海洋政策会議の議を経なければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項の規定による指示をするに当たっては、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かななければならない。

(都道府県の施策)

第二十条 都道府県は、本章に定める国の施策に準じた施策並びにその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた海洋の管理のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。この場合において、都道府県は、必要に応じて、隣接する都道府県と協力して、自然的一体性のある海域に関する総合的かつ計画的な施策を実施するものとする。

○海洋の管理に関する基本的施策（第十五条～第二十条）

素案では、「特定海域における海洋管理」（第十九条）と「都道府県の施策」（第二十条）の二カ条のみであったが、海洋政策推進の基盤となる事項については明文化しておくべきであろうとの議論があり、環境基本法やその他の基本法などを参考として、「海洋に関する情報、教育の普及等」（第十五条）、「研究開発の推進」（第十六条）、「海洋の調査等に関する施策」（第十七条）、「国際的協調のための措置」（十八条）の四カ条を追加した。

なお、各条文は環境基本法、科学技術基本法、その他の基本法・法令などの関連条文を参考として作成した。以下に主な参照条文を列記する。（並びは公布順）

第十五条：

環境基本法第二十五条および第二十七条、科学技術基本法第十九条、ものづくり基盤技術振興基本法第十六条、エネルギー政策基本法第十四条 など

第十六条：

環境基本法第三十条、科学技術基本法第十条、ものづくり基盤技術振興基本法第十条、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第二十三条、水産基本法第二十七条 など

第十七条：

環境基本法第三十三条、地球温暖化対策の推進に関する法律第三条、本海洋基本法案の基本理念（第二条～第五条）、指針（第十三条） など

第十八条：

食料・農業・農村基本法第二十条、森林・林業基本法第十八条、環境基本法第三十二条、中央省庁等改革基本法第二十一条、ものづくり基盤技術振興基本法第十七条、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第二十四条、水産基本法第二十条、エネルギー政策基本法第十三条 など

第十九条：

環境基本法第十七条

第二十条：

環境基本法第三十六条

第三章 統合海洋政策会議

(設置)

第二十一条 内閣府に統合海洋政策会議を置く。

(所掌事務)

第二十二条 統合海洋政策会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 内閣総理大臣の諮問に応じて海洋の管理に関する基本的な政策について調査審議すること。
- 二 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣（同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十八号に関する事務を掌理するものに限る。以下「海洋政策担当大臣」という。）がその掌理する事務について行う諮問に応じて海洋の管理に関する重要事項を調査審議すること。
- 三 内閣総理大臣、海洋政策担当大臣及び第二十七条第一項及び第二項に規定する者（以下「関係各大臣」という。）の諮問に応じてわが国の海洋に関する政策の一貫性及び整合性を確保するために、調査審議すること。
- 四 前各号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣、海洋政策担当大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十五名以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣総理大臣をもって充てる。

- 2 議長は会務を総理する。
- 3 議長に事故があるときは、内閣官房長官が、その職務を代理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次の掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官
 - 二 海洋政策担当大臣
 - 三 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 四 前各号に定める者のほか、国の行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 五 海洋に関し優れた識見を有する者から、内閣総理大臣が任命する者
- 2 議長は、必要があると認めるときは、第二十四条及び前項の規定にかかわらず、前項第一号から第三号に掲げる議員である国务大臣以外の国务大臣を、議案に限って、議員として、臨時に会議に出席させることができる。
- 3 第一項第五号に掲げる議員の数は、第二十五条に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 4 第一項第四号及び第五号に掲げる議員は、非常勤とする。ただし、そのうち四名以内は常勤とすることができる。

○統合海洋政策会議（第二十一条～第二十五条）

多くの府省に権限が存在する海洋政策の推進には政治的なイニシアチブが不可欠であるとの認識から、内閣総理大臣と関係閣僚、民間有識者などで構成される経済財政諮問会議のような組織が必要ではないかとの意見が多く出された。

委員会では、経済財政諮問会議や総合科学技術会議のような会議体を内閣府におく案、本部を内閣官房におく案、新たに海洋政策を一元的に扱う海洋庁を設立する案の3つの案を比較検討し、審議の結果、会議の効果や実現可能性などから内閣府に統合海洋政策会議を設置する案を採用した。

所掌事務に関しては、総合科学技術会議の所掌事務を参考として、統合海洋政策会議の権限を強化するために予算の配分の方針の決定権を与えるべきではないかとの意見があったが、関係府省との調整が相当困難であることが予想されたことから、今回の案では採用しなかった。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は公布の日から起算して六月を超えない範囲において政令で定める日から施行する。

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法第三条第二項中「金融の適切な機能の確保、」のあとに「総合的な海洋政策の推進、」を加える。

第三条 内閣府設置法第四条第一項第十七号の次に次の一号を加える。

十八 総合的な海洋政策の推進に関する事項

同法第十八条第二項の表に次のように加える。

統合海洋政策会議	海洋基本法
----------	-------

(中央省庁等改革基本法の一部改正)

第四条 中央省庁等改革基本法（平成十年法律第百三号）第十二条第三項中「経済財政政策、総合科学技術政策、防災及び男女共同参画に関し、」を「経済財政政策、総合科学技術政策、防災、男女共同参画及び海洋政策に関し、」に改め、同項中「経済財政諮問会議、総合科学技術会議、中央防災会議及び男女共同参画会議を置く」を「経済財政諮問会議、総合科学技術会議、中央防災会議、男女共同参画会議及び統合海洋政策会議を置く」に改め、別表第一に次のように加える。

統合海洋政策会議	一 海洋政策に関する基本的な政策について調査審議すること。 二 海洋政策に関する重要事項をわが国の海洋政策の一貫性及び整合性を確保するために、調査審議すること。 三 海洋政策の重要事項に関し、必要に応じ、関係各大臣に意見を述べること。	一 内閣総理大臣 二 内閣官房長官 三 海洋政策担当大臣 四 関係する国務大臣 五 関係する行政機関の長 六 学識経験を有する者
----------	---	---

○附則

海洋基本法が成立した場合には、当然他の法律の改正も伴う。その中で、特に組織の設置に関して内閣府設置法、中央省庁等改革基本法の一部改正部分を記述した。

さらに、本法の施行期日を定める必要があるため、所要の規定を定めた。公布即施行としなかったのは、統合海洋政策会議が、人事異動や組織の再編を要するため、公布と施行の間に若干の余裕をもたせたものである。

第3章 海洋基本法の制定に向けて

3-1 海洋基本法研究会の動向

(1) 海洋基本法研究会の概要

本事業の主要な成果である平成17年度の政策提言、平成18年度の海洋基本法案が、今日における海洋基本法制定の動きをつくり、育てたといっても過言ではない。

平成17年度における政策提言の安倍官房長官への提出をはじめとした活動についてはすでに述べたために省略するが、日本財団と海洋政策研究財団による政府への働きかけが効を奏し、平成18年度に入ると4月には自由民主党が海洋権益特別委員会を「海洋政策特別委員会」（委員長武見敬三参議院議員）に改組し、次期通常国会に海洋基本法の提出を目指すことが決まった。

さらに、これと並行して、武見敬三参議院議員を代表世話人とする、海洋政策に関心の深い国会議員と海洋各分野の有識者で構成され、海洋関係省庁がオブザーバー参加する「海洋基本法研究会」が発足し、海洋政策大綱と海洋基本法案のとりまとめを行うこととなった。同研究会の概要を以下に示す。

代表世話人：武見敬三 参議院議員
座 長：石破 茂 衆議院議員
共同座長：栗林忠男 慶應義塾大学名誉教授
事務局：海洋政策研究財団
構成：国会議員委員 12名
有識者委員 15名
オブザーバー 10省庁

同研究会は、同年4月から12月までの間に10回の会合を開催した。（詳細は付属資料1を参照）海洋政策の立法化を担当する政治家を中心に、海洋に関連する様々な分野から有識者、関係省庁、民間関係者が一堂に会して、わが国の海洋政策およびその推進体制のあり方、海洋基本法の内容などについて集中的に議論を行い、「海洋政策大綱」および「海洋基本法案の概要」をとりまとめた。（付属資料2および3を参照）

これまでに、多くの分野で今日のわが国が抱える課題を解決するための重要な法律が議員立法によって制定されているが、国会議員と当該分野の有識者、民間の関係機関が協働して立法に取り組んだ例は過去になく、今回の海洋基本法案の制定に向けた動きは画期的なものと評価できよう。

なお、最終回となった平成18年12月7日の第10回研究会には、自由民主党の中川昭一政調会長と公明党の斉藤鉄夫政調会長が出席し、両政調会長から海洋基本法成立に党として積極的に取り組むとの挨拶がなされた。

(2) 海洋基本法研究会の成果

「海洋政策大綱」は、「新たな海洋立国を目指して」という副題のもとに、「わが国は、これらの状況に対応して海洋問題への新たな取り組み体制を早急に構築する必要がある。そして新たな海洋立国のための海洋政策を国政の重要政策に掲げ、可能性豊かなフロンティアである海域の総合的管理と国際協調に取り組む必要がある。そのためにわが国は、総合的な海洋政策を推進する要となる法制度として「海洋基本法」を一刻も早く制定すべきである。」としている。

そして、海洋基本法には、海洋政策の基本理念をはじめ、国・地方公共団体・事業者・国民の責務、海洋基本計画の策定や海洋の総合的管理に関する基本的施策を明記するとともに、海洋行政を総合的に推進するための行政組織の整備等を定めることを求めている。

基本理念については、様々な議論を経て、「海洋と人類の共生」という究極的理念のもとに、以下の7つの理念が採択された。

- 海洋環境の保全
- 海洋の利用・安全の確保
- 持続可能な開発
- 科学的知見の充実
- 海洋産業の健全な発展
- 海洋の総合的管理
- 国際的協調

また、大綱は、次の12項目の海洋に関する主要な施策を示し、これらが基本計画策定の基礎となるものものとしている。

- ①わが国海域の管理の確立
- ②排他的経済水域および大陸棚の開発・利用、保全および管理
- ③海洋環境の保護・保全及び再生の推進
- ④持続可能な海洋資源の開発・利用の推進
- ⑤わが国の経済および生活を支える海上輸送の確保
- ⑥わが国海域の安全保障と海上における安全の確保
- ⑦国土保全と防災対策の推進
- ⑧沿岸域のより良い利用と管理
- ⑨海洋産業の育成および振興
- ⑩海洋に関する科学技術の研究及び開発の推進
- ⑪海洋に対する国民の理解増進と海洋教育・研究の拡充
- ⑫海洋の国際秩序の先導と国際協力の推進

これらの主要施策は、わが国の様々な海洋に関する現行及び今後とるべき施策を網羅して、12の主要施策に整理、集大成したものであり、わが国の海洋に関する立法・行政・研究・産業の関係者に、共通認識と初めて共有されたものとして画期的である。

さらに、行政組織の整備としては、内閣に「総合海洋政策会議（仮称）」を設置することと、海洋政策担当大臣の任命が盛り込まれた。

3-2 海洋基本法制定に向けた政界の動き

自由民主党は、平成18年12月15日に海洋基本法関係合同部会を開いて、石破茂海洋政策特別委員会委員長から「海洋政策大綱（案）」と「海洋基本法（仮称）の概要」の説明を受けて審議し、これらを了承した。

また、公明党は、海洋基本法研究会に参加するとともに、8月からは海洋基本法制定PT（座長：高野博師参議院議員）を設置して、海洋基本法に関する問題に熱心に取り組んできており、同党もこれらを了承した。

さらに、民主党の国会議員も海洋基本法研究会に参加しており、同党もこれらを踏まえて海洋基本法制定に向けて本格的な取り組みを開始した。

このように海洋基本法研究会の成果は、これに参加した政治家がそれぞれの政党に持ち帰り、各党内および3党間で海洋基本法案の詰めと海洋基本法制定に向けた調整が行われ、2007年通常国会に議員立法で法案が提出され、成立が図られることとなった。

3-3 今後の課題と展望

本事業では、4年間にわたって海洋・沿岸域研究委員会で検討を行い、平成17年度は海洋政策提言、および平成18年度は海洋基本法の検討案をとりまとめた。これらは、日本で唯一の海洋シンクタンクを目指して当財団が取り組んできた海洋政策研究活動、特に、海洋・沿岸域研究委員会に結集した斯界の有識者による海洋政策研究の最大の成果である。そして、これらが、今回の海洋基本法制定に向けた流れを生み出した大本である。

しかしながら、海洋基本法の制定は、海洋政策研究の最終目標ではなく、わが国において総合的な海洋政策の立案と実行を推進するための第一歩である。今後のさらなる政策立案とそれらの実行が引き続き重要課題として残されており、その実現に向けて未だ多くの道程が必要と考えられる。

したがって、本事業で設置した海洋・沿岸域研究委員会において引き続き検討を重ねるべき課題は数多くあり、過去4年間の議論を持ってしても「海洋の総合的管理」に関する検討はいまだ緒に就いたばかりであるといわざるを得ない。

具体的には、

- 国連海洋法条約により沿岸国が資源、環境等について主権的権利や管轄権、及び管理責任を有することになった排他的経済水域・大陸棚の開発、利用、保全および管理をどのように行なうかはこれからの重要課題である。世界第6位の広大な管轄海域を有するわが国は、どのような政策、法制、国家計画の下でこれを推進すべきか。
- 国民生活の安定や経済社会の発展に密接な関係を有する沿岸域の資源、環境の管理・保全、海域の利用の輻輳・競合の調整などを統合的に行なう沿岸域の総合的管理は、長年の懸案である。国、地方公共団体、事業者、住民、NPOなど多様な関係者の参画と連携、協働による総合的な沿岸域管理をどのようにすれば実現することができるか。
- 海洋・沿岸域の総合的管理には、これに関する政策課題に的確に対応することの出来る知識、能力を有する人材の育成を図ることが重要である。そのためには、大学等において学際的な教育および研究を推進する必要があるが、それを大学システムの中にどのように組み込むことができるか。

など、数多くの課題が列を成して続いている。これらについて引き続き検討を重ねて、その具体的な解決策を提示する必要がある。

海洋基本法が、平成19年の第166回通常国会において制定され、すみやかに施行されることを期待し、さらに、海洋政策の立案、実行に寄与する調査研究、提言を今後とも継続して実施するとともに、海洋に対する国民の理解増進、世論喚起に努めていくこととしたい。

付 属 資 料

1. 海洋基本法研究会の概要
2. 海洋政策大綱
3. 海洋基本法案（仮称）の概要
4. 海洋基本法案
5. 海洋基本法案（第 166 回通常国会提出法案）
6. 基本法分析資料
7. 「21 世紀の海洋政策への提言」の概要
8. わが国の管轄海域

1. 海洋基本法研究会の概要

1. 「海洋基本法研究会」の概要

(1) 海洋基本法研究会の概要

わが国海洋政策の問題点を究明し、そのあり方を検討し、海洋政策大綱および海洋基本法案を提言することを目的として、海洋問題に関心の高い国会議員と海洋に関わる有識者が集まり、武見敬三参議院議員を代表世話人とする海洋基本法研究会を設立した。

同研究会は、石破茂衆議院議員を座長、栗林忠男慶応義塾大学名誉教授を共同座長として、平成18年4月から10回にわたり開催された。

その結果、従来の縦割り行政を改め、かつ、政府と民間が一体となって、総合的な海洋政策を策定推進し、もって海洋と人類の共生及び国益の確保を図るべきであるとの結論に至り、「海洋政策大綱」および「海洋基本法案の概要」をとりまとめた。

なお、海洋政策研究財団は同研究会の事務局を務めた。

海洋基本法研究会名簿

[敬称略・五十音順]

(座長)	荒井 正吾	自由民主党	参議院議員
	石破 茂	自由民主党	衆議院議員
	大口 善徳	公明党	衆議院議員
	河本 三郎	自由民主党	衆議院議員
	榛葉 賀津也	民主党	参議院議員
	高野 博師	公明党	参議院議員
	武見 敬三	自由民主党	参議院議員
	長島 昭久	民主党	衆議院議員
	浜田 靖一	自由民主党	衆議院議員
	細野 豪志	民主党	衆議院議員
	渡辺 喜美	自由民主党	衆議院議員 (H18.9 まで)
	上川 陽子	自由民主党	衆議院議員 (H18.10 より)
	(共同座長)	小野 征一郎	近畿大学農学部
来生 新		横浜国立大学	理事・副学長
栗林 忠男		慶応義塾大学	名誉教授／東洋英和女学院大学 教授
小池 勲夫		東京大学海洋研究所	教授
杉山 武彦		一橋大学	学長
平 朝彦		独立行政法人海洋研究開発機構	理事 地球深部探査センター長
高井 陸雄		東京海洋大学	学長
武井 俊文		社団法人日本経済団体連合会	海洋開発推進委員会 委員長 (H18.5 まで)
伊藤 源嗣		社団法人日本経済団体連合会	海洋開発推進委員会 委員長 (H18.6 より)
柘植 綾夫		内閣府総合科学技術会議	議員
十市 勉		財団法人日本エネルギー経済研究所	常務理事・首席研究員
中西 寛		京都大学大学院法学研究科	教授
古庄 幸一		株式会社エヌ・ティー・ティー・データ	特別参与
湯原 哲夫	東京大学大学院工学系研究科	環境海洋工学専攻教授	
秋山 昌廣	海洋政策研究財団	会長	
(事務局長)	寺島 紘士	海洋政策研究財団	常務理事

(2) 海洋基本法研究会の開催状況

【第1回海洋基本法研究会】

日 時：平成18年4月24日（月） 18：30～20：30

場 所：キャピトル東急ホテル会議室

開会挨拶：「海洋基本法研究会」代表世話人 武見敬三

来賓挨拶：自由民主党政務調査会長 中川秀直氏

日本財団会長 笹川陽平氏

議 題：海洋政策の必要性和緊急性

海洋政策研究財団常務理事 寺島紘士

今後の予定等について

【第2回海洋基本法研究会】

日 時：平成18年5月18日（木） 8：00～9：30

場 所：参議院議員会館会議室

議 題：国連海洋法条約と日本の対応について

○国連海洋法条約と日本の対応・昨今の情勢等

慶應義塾大学名誉教授 栗林忠男 氏

○海洋政策、特に海洋環境、海洋科学調査等

東京大学海洋研究所教授 小池勲夫 氏

○拡大した管轄海域の競合・競争問題および海洋安全保障問題

海洋政策研究財団会長 秋山昌廣

○フリーディスカッション

【第3回海洋基本法研究会】

日 時：平成18年6月8日（木） 8：00～9：30

場 所：日本財団ビル会議室

議 題：海洋における技術政策上の課題について

○海洋に関する総合的研究開発推進のための枠組みと人材育成

総合科学技術会議議員 柘植綾夫 氏

東京大学大学院工学系研究科環境海洋工学専攻教授 湯原哲夫 氏

○海洋立国実現の鍵となる科学技術の推進

(独) 海洋研究開発機構理事 平 朝彦 氏

○フリーディスカッション

【第4回海洋基本法研究会】

日 時：平成18年7月11日（火） 9：00～12：00

場 所：東海大学校友会館会議室

議 題：各省庁の海洋に関する政策について

- 外務省、文部科学省、環境省、防衛庁、水産庁、資源エネルギー庁、
内閣官房大陸棚調査対策室、国土交通省
- フリーディスカッション

【第5回海洋基本法研究会】

日 時：平成18年9月5日（火） 9：00～11：00

場 所：日本財団ビル会議室

議 題：海洋政策に盛り込むべき事項について

- 海洋基本法の理念
近畿大学農学部教授 小野征一郎 氏
- 海洋政策と資源エネルギー問題
(財)日本エネルギー経済研究所専務理事 十市 勉 氏
- 海洋基本法に書き込む基本的な視点と、教育が果たすべき役割
東京海洋大学学長 高井陸雄 氏
- フリーディスカッション

【第6回海洋基本法研究会】

日 時：平成18年10月13日（金） 8：00～9：30

場 所：キャピトル東急ホテル会議室

議 題：海洋政策に盛り込むべき事項について

- 我が国海外航海運の現状と課題
一橋大学学長 杉山武彦氏
- 高度海洋利用国家としての日本
京都大学大学院法学研究科教授 中西 寛氏
- 海洋安全保障 海洋の国家秩序と国際協調
エヌ・ティー・ティー・データ特別参与 古庄幸一氏
- フリーディスカッション

【第7回海洋基本法研究会】

日 時：平成18年10月27日（金） 8：00～9：30

場 所：キャピトル東急ホテル会議室

議 題：海洋政策に盛り込むべき事項について

○海洋基本法策定に関する意見

(社)日本経済団体連合会 海洋開発推進委員会委員長 伊藤源嗣 氏

[民間からの意見]

○海運：(社)日本船主協会会長 鈴木邦雄 氏

○水産：全国漁業協同組合連合会専務理事 宮原邦之 氏

(社)大日本水産会専務理事 石原英司 氏

○資源：石油鉱業連盟会長 梶岡雅俊 氏

○建設：(社)日本海洋開発建設協会海洋工事技術委員長代理 白須 宏 氏

○フリーディスカッション

【第8回海洋基本法研究会】

日 時：平成18年11月17日（金） 8：00～9：30

場 所：ホテルオークラ東京会議室

議 題：海洋政策大綱について

【第9回海洋基本法研究会】

日 時：平成18年11月30日（木） 8：00～9：30

場 所：東京全日空ホテル会議室

議 題：海洋政策大綱案について

海洋基本法案について

【第10回海洋基本法研究会】

日 時：平成18年12月7日（木） 8：00～9：30

場 所：東京全日空ホテル会議室

開会挨拶：「海洋基本法研究会」代表世話人 武見敬三

来賓挨拶：自由民主党政務調査会長 中川昭一氏

公明党政務調査会長 斉藤鉄夫氏

日本財団会長 笹川陽平氏

議 題：海洋政策大綱案について

海洋基本法案の概要について

2. 海洋政策大綱

－ 新たな海洋立国を目指して －

海洋政策大綱

—新たな海洋立国を目指して—

平成 18 年 12 月 7 日

海洋基本法研究会
代表世話人 武見 敬三
座 長 石破 茂
共同座長 栗林 忠男

1. 海洋問題にわが国がとるべき道

今、人類が、その生存と繁栄を大きく依存している海洋では、海域の囲い込みをめぐる国家間の競争・対立、海洋資源の乱獲や海洋環境汚染の深刻化等が進行している。他方で、今後さらに増加し続けると予測される世界人口が必要とする水、食料、資源・エネルギーの確保や物資の円滑な輸送、さらには良好な地球環境の維持には、地球表面の 7 割を占める海洋が果たす役割は極めて大きい。

このため、世界各国は、国連海洋法条約を締結して新たな海洋の法秩序を定め、海上輸送の重要性を踏まえて航行の自由を堅持する一方で、沿岸国に対して排他的経済水域および大陸棚を認め、資源、環境等に関する権利と責任を付与した。

さらに、リオ地球サミットは、開発過程に環境保護を不可欠な一部として組み込んだ「持続可能な開発」を掲げて、行動計画アジェンダ 21 を採択した。それは、管轄下にある沿岸域及び海洋環境の総合的管理と持続可能な開発を沿岸国の義務とし、各国に統合された政策及び意思決定手続きの制定を求めている。

今や、海洋は、国際的な合意の下に、各国による広大な沿岸海域の管理を前提にしつつ、人類の利益のため各国が協調して海洋全体の平和的管理に取り組む時代が来た。

わが国は、四方を海に囲まれ、海から様々な恩恵を受け、また海に守られ、海洋との深い係わり合いの中で社会、経済、文化等を築き、発展してきた。そして、国連海洋法条約の下で、食料、エネルギー、鉱物等の豊かな資源を持つ世界第 6 番目に広大な排他的経済水域及び大陸棚を新たに管理することとなった。この広大な海域は、わが国の経済発展と国民生活に必要な資源の確保、海域の円滑な利用、良好な海洋環境の保全、並びに国家の安全保障のために重要な役割を担う発展の基盤である。

また、近年の科学技術の進歩発達により、地球上の最後のフロンティアとして人類の進出を拒んできた海洋の科学的知見が集積しつつある。資源小国のわが国にとって、わが国を取り巻く海域の調査、資源・空間の開発・利用・保全および管理は長年の念願であり、不断の研究開発を通じて得られるわが国の優れた科学技術力を基盤として、その実現にとりくむべき時が来ている。

しかし、わが国は、国連海洋法条約・アジェンダ 21 体制への対応が遅れている。陸域の 12 倍の広大な海域を管理する海洋国になったにもかかわらず、海洋の総合的管理のための政策・体制の整備が進まず、依然として旧来の縦割り機能別で海洋問題に対処しており、総合的な海洋政策はもとより、その担当大臣・部局もない。

このため、隣接国と重複する海域の境界の画定や資源豊かなわが国海域の開発・利用、保全、管理の遅れを招いている。また、最近、わが国周辺海域で起こっている、海洋環境の悪化をはじめ、隣接国による石油・ガス田開発や広範な海洋調査、あるいは密輸・密入国、工作船の侵入、シーレーンの安全確保などの問題に適切な対応ができず、国益を損なうのみならず、国際的責務を果たせない事態となっている。

わが国は、これらの状況に対応して海洋問題への新たな取り組み体制を早急に構築する必要がある。そして新たな海洋立国のための海洋政策を国政の重要政策に掲げ、可能性豊かなフロンティアである海域の総合的管理と国際協調に取り組む必要がある。

そのためにわが国は、総合的な海洋政策を推進する要となる法制度として「海洋基本法」を一刻も早く制定すべきである。

2. 海洋基本法の制定を

(1) 海洋政策の基本理念

新たな海洋政策は、「海洋と人類の共生」という究極的理念の下に、人類の生存基盤である「海洋環境の保全」と「海洋の利用・安全の確保」を重視し、現在及び将来の世代の環境および開発・利用の必要性を公平に満たす海洋の「持続可能な開発・利用」に努める。そのためには、未知の部分が多い海洋の研究開発を通じた「科学的知見の充実」および海洋を開く「海洋産業の健全な発展」に努め、これに基づいて、相互に密接な関連を有している海洋の諸問題に政府および民間が一体となって総合的に対処する「海洋の総合的管理」に努めるものとする。

また、広大な海洋の物理的一体性および国際性にかんがみ、「国際的協調」を国是として海洋の国際秩序形成の先導を目指すものとする。

(2) 海洋基本法の制定

海洋基本法には、海洋政策の基本理念のほか、国・地方公共団体・事業者・国民の責務並びに海洋基本計画策定等の海洋の総合的管理に関する基本的施策を明記するとともに、海洋行政を総合的に推進するため行政組織の整備等について定める。

海洋基本計画は、海洋に関する政策を総合・体系化して、わが国の海洋に関する基本的政策を具体的に定めるものである。

行政組織の整備については、先ず、海洋の総合的管理に係る政策を効果的、かつ強力に推進し得る所掌事務を有する総合海洋政策会議（仮称）が内閣に設置されるべきである。同会議の所掌事務は、基本的な政策の企画・立案、調整、予算等必要な資源

配分の方針の調査審議、重要な研究開発及び政策の評価などで構成される。

また、専門性・継続性の高い海洋政策を総括し、各省の海洋関係施策を主導して海洋の総合的管理を効果的に展開していくためには、これを常時継続的に総括し得る海洋政策担当大臣の任命が不可欠である。

(3) 海洋に関する主要施策

政府各部門が実施している海洋に関する縦割り機能別の施策は、海洋と人類の共生と国益の確保を目標に、基本理念を体して体系化され、海洋の総合的管理の施策として推進されるべきである。海洋政策は、海洋を「知る」「守る」「利用する」の三分野のバランスのとれたものであるべきであり、また、海洋政策を策定し推進するためには、単に海洋に関する国権の行使や行政サービスに注目するだけではなく、事業者、国民を含む多様な関係者が参加し、その連携協力の拡大を図ることが重要である。

海洋に関する主要な施策は次のとおりであり、その内容は付属資料に示した。これは、基本計画策定の基礎となるものである。

- ① わが国海域の管理の確立
- ② 排他的経済水域および大陸棚の開発・利用、保全および管理
- ③ 海洋環境の保護・保全及び再生の推進
- ④ 持続可能な海洋資源の開発・利用の推進
- ⑤ わが国の経済および生活を支える海上輸送の確保
- ⑥ わが国海域の安全保障と海上における安全の確保
- ⑦ 国土保全と防災対策の推進
- ⑧ 沿岸域のより良い利用と管理
- ⑨ 海洋産業の育成および振興
- ⑩ 海洋に関する科学技術の研究及び開発の推進
- ⑪ 海洋に対する国民の理解増進と海洋教育・研究の拡充
- ⑫ 海洋の国際秩序の先導と国際協力の推進

3. 新たな海洋立国へ

わが国は、世界規模で進行中の海洋の法秩序と政策の大きな転換に対応し、海洋の科学技術の発展を基盤として、海洋と人類の共生および国益の確保を目標とする海洋政策を策定・推進することにより、島国から海洋国家へと、新たな「海洋立国」を目指すべきである。

また、これにより、かつてないほど主権国家間の相互依存が強まっている国際社会において海洋秩序形成に先導的役割を発揮していくべきである。

〔付属資料〕

海洋の総合的管理のための主要施策の内容

(1) わが国海域の管理の確立

① わが国海域の画定、総合的な管理法制度の整備等

わが国海域の管理を確立するため、国連海洋法条約の定めにしたがって、領海、排他的経済水域及び大陸棚の境界、外縁の速やかな画定に努めるとともに、排他的経済水域及び大陸棚におけるわが国の主権的権利及び管轄権の行使、並びにその開発、利用及び管理に関する総合的な法制度を整備する。

また、隣接国との間における境界の画定について、わが国の主張に基づく合意の形成に鋭意取り組むとともに、あわせて管轄海域の拠点となる国境離島とその周辺海域の管理強化のための措置を講じる。

- a) 領海、排他的経済水域、大陸棚の境界及び外縁の画定
- b) 国連海洋法条約にのっとり排他的経済水域及び大陸棚の管理法制度の整備
- c) 隣接国との間の境界画定に向けた合意形成努力の推進
- d) 国境離島及びその周辺海域の管理強化

② 海洋管理のための調査の推進と海洋情報の整備

海洋の総合的管理に必要な海洋情報・データの円滑な収集、整備、保管、利用を確保するため、海洋の調査観測及び海洋情報の整備に係わる国家戦略を策定する等必要な施策を講じるとともに、これに関する国際的な連携を確保し、国際協力を推進する。

- a) 海洋の調査観測及び海洋情報の整備に係わる国家戦略の策定
- b) 海洋情報・データの管理機能の強化
- c) 統合された海洋調査・観測・監視システムの構築

(2) 排他的経済水域及び大陸棚の開発・利用、保全及び管理

条約により新たにわが国が資源、環境等について主権的権利や管轄権、及び管理責任を有することになった排他的経済水域の上部水域、海底及びその地下を含む海洋空間並びに大陸棚の開発・利用及び保全のために、これらの海洋空間の管理に関する総合的な国家計画を策定し、必要な管理体制を構築する。

- a) 排他的経済水域及び大陸棚の調査、開発・利用及び保全に関する計画の策定
- b) 亜寒帯から熱帯にいたる海域の特性に応じて区分した管理計画の策定

(3) 海洋環境の保護・保全及び再生の推進

海洋環境は、陸上起因・船舶起因汚染のほか、海洋投棄、漁業、海洋空間の開発・利用、海底資源探査・開発などの様々な活動の影響を受ける。海洋環境の保護、保全、

再生を、これらの活動の管理と一体的に検討して対応するとともに、油流出その他の重大被害をもたらす恐れのある海洋汚染については、未然防止、事故発生時の迅速な防除等の対策を積極的に講じる。

また、閉鎖性水域の慢性的な水質汚濁については、継続的な調査・観測・監視を通じて海洋環境の状況や変化を把握し、陸域からの汚濁負荷削減などの対策を推進するとともに、汚染原因を究明し、これに対する対策を研究し、関係者の協調・協力の下に適切な対策を講じる。

さらに、藻場、干潟、サンゴ礁等の浅海域や野生生物の生息地等の積極的な保全・再生を図るとともに、海洋における保護区の設定等、海洋生態系や生物多様性の保全のための施策を推進する。

漂流・漂着ゴミ対策など、内外の多様な関係者による協調・協力・協働が必要な取組を必要とするものについて総合的対策を検討する。

一方、地球温暖化への懸念が高まる中、海底下の地層に投棄できる廃棄物に二酸化炭素を加えることが国際的に合意されたのを受けて、海洋生態系への影響などを検討する。

- a) 油流出・その他の海洋汚染対策の推進
- b) 継続的な海洋環境モニタリングの実施
- c) 海洋環境影響評価・対応システムの構築
- d) 陸域からの汚濁負荷削減の推進
- e) 藻場、干潟、サンゴ礁等の浅海域や野生生物の生息地などの保護、保全、再生
- f) 海洋生態系の科学的・計画的な保全のための保護区の設定の推進
- g) 漂流・漂着ゴミ対策の推進
- h) 地球温暖化対策に関する研究開発の推進
- i) 海洋環境の保全に関する国際協力の推進

(4) 持続可能な海洋資源の開発・利用の推進

陸域の資源に恵まれないわが国にとって、海洋資源の開発利用は最重要課題の一つであり、海洋環境や海洋生態系の保護・保全に最大限の配慮をしながら、持続可能な海洋資源の開発・利用を推進する。そのため、海洋及び海洋資源に関する研究開発及び人材育成を積極的に推進する。

①水産資源

食生活の多くを水産物に依存しているわが国は、海洋が持続可能な食料生産の場であることの重要性を認識し、海洋環境及び海洋生態系の保全、並びに水産資源の適切な管理、保存及び持続可能な利用の確保に努める。また、開発途上地域等における水産資源の利用や海洋環境及び海洋生態系の保全に関する国際協力を推進する。

- a) 海洋環境及び海洋生態系の保全及び水産資源の適切な管理の推進
- b) 海洋の基礎生産力並びに水産物の自給及び供給基盤の向上に資する施策の推

進

- c) 開発途上地域等における水産資源の管理に関する国際協力の推進

②海底鉱物資源

わが国の資源安定供給に資するため、広大な排他的水域・大陸棚に賦存が期待される石油・天然ガスの探鉱、開発並びに将来の鉱物資源として有望なメタンハイドレートや深海底鉱物資源（海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト等）の探鉱活動を推進するとともに、その生産等のための技術開発を積極的に推進する。

- a) 排他的経済水域・大陸棚における石油・天然ガス資源の探鉱、開発の促進
- b) メタンハイドレートの探鉱活動及び生産等のための技術開発の推進
- c) 深海底鉱物資源の探鉱活動及び生産等のための技術開発の推進

③海水資源

近い将来世界的な水資源危機が起こり得ることを踏まえて、海水淡水化、海洋深層水の利用など豊富な海水資源の実用化について検討を進める。加えて、将来に備え、海水に含有する金属資源等の抽出技術の研究開発を一層促進する。

- a) 水資源の安定供給に寄与する海水淡水化技術の一層の推進
- b) 海洋深層水の利用の推進
- c) ウラン・リチウム等海水溶存物質の抽出技術の研究開発の推進

④再生可能エネルギー

将来の有望な再生可能エネルギーとして期待されている洋上風力発電の導入を促進するとともに、海洋温度差や波力・潮流等の海洋エネルギー利用に関する研究開発を推進する。

- a) 洋上風力発電の導入の促進
- b) 海洋温度差や波力、潮流等の海洋エネルギー利用に関する研究開発の推進

⑤海洋微生物・遺伝子資源

海洋微生物資源や遺伝子資源が、医薬品等の開発、遺伝子治療などへの貢献が期待される有用な資源であることを踏まえて、その研究開発を一層推進する。また、海洋微生物及び遺伝子資源の管理に関する国際協調において先導的役割を果たすよう努めるとともに、諸外国との間の国際協力を推進する。

- a) 海洋微生物・遺伝子資源に関する研究開発と産業利用の推進
- b) 海洋微生物・遺伝子資源の研究、探査、開発、保存、管理に関する国際協力の推進

(5) わが国の経済及び生活を支える海上輸送の確保

海に囲まれたわが国は、経済の発展及び生活の安定に必要な資源・エネルギー、食

料、工業製品、生活用品の輸出入のほとんどを海上輸送に依存しており、国内輸送においてもその4割を海上輸送が支えている。このため、公海における航行の自由や領海の無害通航の確保、シームレスな国際物流の形成、海上交通網の拠点の整備、航行支援システムの構築など、効率的で安定した海上交通の構築とその安全確保、わが国の生命線であるマラッカ海峡など海上輸送路の安全の確保などに努める。また、国際競争の中で活動するわが国海事産業の競争条件の整備、技術力の継承と向上、船員等の海事技術者・専門家の育成・確保などその基盤強化を図り、平時・非常時の別なくわが国の経済と国民生活を支える安定した海上輸送の確保に努める。

- a) シームレスな国際物流の形成と海事産業の振興
- b) 海上交通網の拠点の整備
- c) 海上交通の安全確保
- d) 海上輸送にかかわる安全保障の推進
- e) 船員等の海上技術者・専門家の育成・確保
- f) 税制等の国際競争条件の均衡化

(6) わが国海域の安全保障と海上における安全の確保

わが国周辺の管轄海域の安全保障を確立するとともに、近年活発化してきた海を舞台とした違法な活動に対応してわが国の長い海岸と点在する島嶼及び広大な管轄海域における安全と法令の執行を確保するため、海上保安体制を強化するとともに、安全管理の強化と各国の関連機関間の国際協調の推進に取り組む。

- a) 拡大した管轄海域の安全保障の確立
- b) 海上保安体制の強化
- c) 各国の法執行機関等海洋関係機関の国際協調の推進

(7) 国土保全と防災対策の推進

近年、津波や高潮など海洋を起源とする自然災害の規模と被災の様相が変化しており、また、防災対策として設置されている各種構造物の老朽化が進んでいる。

これらに対応して、海岸侵食や津波、高潮等に対する沿岸域の安全性の低下を防止・軽減するために引き続き防災・減災対策に取り組むとともに、沿岸域における土地利用施策等も含めた国土保全のための総合的な施策を講じる。

- a) 海洋起源の自然災害対策の推進
- b) 海洋起源の自然災害に関する環境観測、監視体制の整備
- c) 防災と減災に配慮した土地利用施策の検討
- d) 国土保全のための海岸管理に関する枠組等の見直し

(8) 沿岸域のより良い利用と管理

① 沿岸域の総合的管理

わが国の国民生活と経済を支えてきた沿岸域では、近年、陸域起因汚染による閉

鎖性水域の水質汚濁の恒常化、藻場・干潟・サンゴ礁等海洋生態系を支える浅海域の埋立等による生物生産性の低下、乱獲や環境変化による水産資源の減少、漂流・漂着ゴミによる海岸環境・景観の悪化、海面利用の輻輳や競合等による対立など様々な問題が生じている。

これらに対応して、より良い利用と保全のために、沿岸域を海陸一体の自然の系としてくくり、国、地方公共団体、事業者、住民など多様な主体の参画と連携、協働により、総合的な沿岸域管理を推進する。

- a) 多様な主体の参画と連携、協働による沿岸域圏管理システムの構築
- b) 沿岸域圏総合管理計画の策定のための支援制度の導入
- c) 閉鎖性水域の健全性の評価と総合的な対策の実施
- d) 流域圏管理との連携強化
- e) 海域利用における競合問題の合理的な解決システムの構築

② 親水空間の創造と海洋性レクリエーションの振興

わが国では、その長い海岸線に沿って人口と経済活動が集積し、海洋と密接に関連した地域社会、生活、文化、伝統等が形成されてきたが、経済の高度成長期を通じて臨海部の開発、人口の大都市集中、漁村の衰退、海洋環境や景観の悪化等が進行し、海と地域社会、国民生活が海から疎遠になり海洋に対する関心が薄れている。

沿岸域の豊かな自然環境と、そこに根ざした地域社会、生活、文化、伝統等、海洋がもたらす多面的機能及び魅力が、21世紀においても十分に継承・発揮されるよう適切な施策を講じる。

その一環として、国民が海とふれあう受け皿となる親水空間を沿岸域に創造するためのソフト、ハード両面にわたる施策を積極的に推進し、あわせて地域活性化に寄与するとともに、多様化する国民の余暇ニーズに対応する海のレジャーやレクリエーション等の振興や、国民が海の魅力を楽しむ機会の増進を図る。

- a) 海洋、沿岸域の自然環境及び景観の維持及び保全
- b) 漁村の多面的機能の維持向上
- c) 国民が海とふれあう親水空間の創造
- d) エコツーリズムの振興
- e) 海のレジャーやレクリエーション等の振興
- f) 船旅の活性化

(9) 海洋産業の育成及び振興

海洋の開発・利用を担う海洋関係の各種産業の発展は、わが国経済社会の発展を支え、雇用の拡大に寄与することを踏まえて、海洋産業の国際競争力の強化を図るとともに、先端的海洋産業の育成に努める。

また、国家プロジェクトによる海洋に関する研究開発を推進するとともに、その成果の海洋産業への移転を促進する。さらに、海洋産業に必要な人材の育成を大学や研

究機関等において促進する。

- a) 排他的経済水域及び大陸棚の総合的な調査・開発・利用・保全のための国家的計画の推進
- b) 海洋産業の国際競争力の強化
- c) 先端的な海洋科学研究・技術開発の推進による海洋産業の拡充、育成、振興
- d) 海洋産業の発展に結びつく研究開発助成制度の導入
- e) 海洋産業を支える広範な人材の育成
- f) 海洋における経済活動の活性化と新たな利用の推進

(10) 海洋に関する科学技術の研究及び開発の推進

総合的な海洋政策の立案・実行は、科学的知見に基づいて行なわれるべきである。そのためには、海洋科学調査や海洋環境、海洋資源等に関する科学技術及び研究開発の充実が不可欠である。また、これらを支える重要な基幹的技術の推進、調査船や練習船などの船舶や先端的な研究施設等の十分な整備・運用が必要であるほか、研究者、技術者等の人材の育成が重要である。

そこで、海洋の研究開発に関する国家計画を策定してその研究開発を計画的・総合的に推進する。また、大学や研究機関等における科学研究の充実を図る。

さらに、政府・大学・研究機関・企業・地域社会が連携して研究開発を進めるための助成制度を設ける

- a) 海洋の科学的知見の充実のための海洋科学研究の推進
- b) 海洋の基幹的技術開発の推進及び船舶や先端的研究施設等の計画的整備・運用
- c) 海洋に関する科学研究及び技術開発の計画的総合的推進
- d) 海洋に関する科学研究及び技術開発に関する人材の育成
- e) 海洋に関する科学研究及び技術開発に関する助成制度の拡充
- f) 政府・大学・研究機関・企業・地域社会を結ぶ新たな海洋研究助成制度の導入

(11) 海洋に対する国民の理解増進と海洋教育・研究の推進

海洋の環境や生態系を重視した管理を進めていくためには、全ての国民がその重要性を理解して、自発的、積極的に管理に参加していくことが求められる。このため、特に、学校教育の中での海洋教育の推進を図るほか、社会教育、アウトリーチ活動の拡充を図る。

また、海洋管理に関する総合的な知見を身につけた人材を育成するために、大学における海洋に関する学際的教育・研究の充実を図るとともに、その取組に関する国際貢献を推進する。

- a) 学校教育、社会教育における海洋教育の推進
- b) 海洋に関する自然体験活動、総合的学習の機会の拡充

- c) 海洋の管理、科学研究、教育等の現場からの社会に対するアウトリーチ活動の推進
- d) 海洋の総合的管理を担う人材育成のための学際的な海洋教育、研究の推進
- e) 海洋に関する学際的教育と人材育成における国際貢献の推進

(12) 国際秩序の先導と国際的協調及び国際協力の推進

海水で満たされた海洋の事象は相互に密接な関連を有しており、海洋空間の問題は、国内、国際と問題を峻別できない性格を持っていることにかんがみ、国連海洋法条約、アジェンダ 21 その他の海洋の管理に関する国際的枠組みに積極的に参画して国際的連携を強化し、その中で先導的役割を果たすよう心がけるとともに、二国間協力及び国際援助機関を通じた経済・技術協力を推進する。

- a) 海洋管理の国際的枠組みにおける国際秩序先導と国際的協調
- b) 二国間協力及び国際援助機関を通じた経済・技術協力の推進

3. 海洋基本法案（仮称）の概要

海洋基本法案(仮称)の概要

平成18年12月7日

1. 本法の目的

海洋環境の保全、海洋の開発・利用、海洋の安全の確保等海洋の管理について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、海洋の管理に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

2. 海洋政策の基本理念

①海洋環境の保全、②海洋の利用・安全の確保、③持続可能な開発・利用、④科学的知見の充実、⑤海洋産業の健全な発展、⑥海洋の総合的管理、⑦国際的協調

3. 国、地方公共団体、事業者、国民の責務

それぞれの主体の責務を定める。

4. 施策の策定等に係る指針

海洋の管理に関する施策の策定及び実施について指針を定める。

5. 海洋基本計画

政府は、海洋の管理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、海洋基本計画を定めるものとする。

6. 海洋政策担当大臣の設置

内閣総理大臣の命により、海洋政策担当大臣を置き、我が国の総合的な海洋政策を推進する。

7. 総合海洋政策会議の設置

海洋基本計画の策定及び海洋の総合的管理に必要な資源の配分の方針等重要事項を調査審議するため、議長を内閣総理大臣、副議長を海洋政策担当大臣、その他議員を内閣官房長官、内閣総理大臣が指定する国務大臣及び学識経験者等とする総合海洋政策会議(仮称)を設置する。

8. その他

その他、海洋の総合的管理に関する施策を推進するため、所要の規定を整備する。

4. 海洋基本法案

注：この海洋基本法案は、第2章で紹介した海洋・沿岸域研究委員会作成の海洋基本法案を海洋政策大綱の内容にあわせて海洋基本法研究会の事務局である海洋政策研究財団が加筆・修正して作成したものである。

3. 海洋基本法案

第1章 総則	第1条	目的	P. 84
	第2条	海洋環境の保全	
	第3条	海洋の利用及び安全の確保	
	第4条	海洋の持続可能な開発及び利用	
	第5条	海洋に関する科学的知見の充実	
	第6条	海洋産業の健全な発展	P. 85
	第7条	海洋の総合的管理	
	第8条	海洋に関する国際的協調	
	第9条	国の責務	
	第10条	地方公共団体の責務	
	第11条	事業者の責務	P. 86
	第12条	国民の責務	
	第13条	海の日	
	第14条	法制上の措置等	
	第15条	年次報告	
第2章 海洋の総合的管理に関する 基本的施策	第16条	海洋基本計画	P. 87
	第17条	海洋調査の推進等	
	第18条	排他的経済水域及び大陸棚の開発、利用、保全等	
	第19条	海洋環境の保全及び再生の推進	P. 88
	第20条	持続可能な海洋資源の開発及び利用の推進	
	第21条	海上輸送の確保	
	第22条	海洋の安全保障と海上における安全の確保	
	第23条	国土保全と防災対策の推進	
	第24条	沿岸域の総合的な管理の推進	P. 89
	第25条	海洋産業の育成及び振興	
	第26条	海洋に関する科学技術の研究及び開発の推進	
	第27条	海洋に関する国民の理解増進と教育の普及等	
第28条	国際的協調及び国際協力の推進		
第3章 総合海 洋政策会議	第29条	設置	P. 90
	第30条	所掌事務等	
	第31条	組織	
	第32条	議長	P. 91
	第33条	議員	
附則抄	第1条	施行期日	P. 91
	第2条	内閣府設置法の一部改正	
	第3条	内閣府設置法の一部改正	
	第4条	内閣府設置法の一部改正	
	第5条	中央省庁等改革基本法の一部改正	P. 92

第一章 総 則

(目的)

第一条 この法律は、海洋が人類共通の財産であり、海洋法に関する国際連合条約（以下「国連海洋法条約」という。）その他の国際約束、及びアジェンダ二十一をはじめとする国際連合の会議において採択された文書の下で、海洋と人類の共生のためには各国が協調して必要な取組を行うことが重要であることにかんがみ、海洋に関する施策について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、海洋に関する施策の基本となる事項を定めることにより、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって海に囲まれた我が国の発展及び国民生活の安定向上に寄与するとともに、人類社会の福祉に貢献することを目的とする。

(海洋環境の保全)

第二条 海洋に関する施策は、海洋環境が、地球の生命支持システムに不可欠な構成部分であり、健全な生態系に基づく海洋環境が人類の存続の基盤であることにかんがみ、海洋環境が人間の活動によって損なわれることがないよう、海洋環境の保全が確保されなければならない。

(海洋の利用及び安全の確保)

第三条 海洋に関する施策は、海上輸送、海洋資源、海洋の平和的利用等の重要性にかんがみ、海洋の多面的な機能が確保されるとともに、それらの安定的な利用及び海洋の安全の確保が図られるものでなければならない。

(海洋の持続可能な開発及び利用)

第四条 海洋に関する施策は、海洋は将来にわたる人類の存続の基盤であることにかんがみ、海洋の開発及び利用は、良好な海洋環境の保全を前提として、現在及び将来の世代のために、持続可能な方法で実施されるものでなければならない。

(海洋に関する科学的知見の充実)

第五条 海洋に関する施策は、現在の科学的知見によっても未解明の分野が数多くある海洋に関し、一層の科学的知見の集積が不可欠であることにかんがみ、科学的知見の充実が図られるものでなければならない。

(海洋産業の健全な発展)

第六条 海洋に関する施策は、海洋の開発、利用及び保全を担う海洋産業が、我が国の社会の発展を支えるものであることにかんがみ、国際競争力が強化され、その健全な発展が図られるものでなければならない。

(海洋の総合的管理)

第七条 海洋に関する施策は、環境、資源、海上交通、安全など海洋の諸問題が相互に密接な関連を有し、及び全体として検討される必要があることにかんがみ、海洋の管理が、総合的かつ計画的に行われるものでなければならない。

(海洋に関する国際的協調)

第八条 海洋に関する施策は、海洋が人類共通の財産であり、我が国の経済社会が国際社会と密接な相互依存関係の中に置かれていること、また、今日の各国の海洋に関する施策が過去の長期にわたる歴史的で国際的な合意を前提にして行われていることにかんがみ、我が国が海洋の国際秩序の形成及び発展に先導的な役割を果たすとともに、国際的協調を積極的に推進するものでなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、前七条に定める海洋の施策に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、海洋に関する施策を総合的にかつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、海洋について、国の施策に配慮した施策及びその他のその地方公共団体の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、沿岸域の自然的特性が一地方公共団体を越える一体性を持つことが多いことにかんがみ、地方公共団体相互の協力に当たっては、基本理念にのっとり、かつ、陸域の流域圏管理との連携、閉鎖性水域等の管理等にも十分に配慮する責務を有する。

(事業者の責務)

第十一条 事業者は、海洋環境の保全等の基本理念にのっとり、その事業活動を行うとともに、国又は地方公共団体が行う施策に協力する責務を有する。

(国民の責務)

第十二条 国民は、基本理念にのっとり、海洋に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が行う施策に対して積極的に参加するよう努める責務を有する。

(海の日)

第十三条 国又は地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第二条に規定する海の日において、その日の趣旨にふさわしい事業が実施されるように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、海洋に関する施策を実施するために必要な法制上、財政上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、海洋の状況及び政府が海洋に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 海洋の総合的管理に関する基本的施策

(海洋基本計画)

第十六条 政府は、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、海洋に関する基本的な計画（以下「海洋基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 海洋基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 海洋に関する施策についての基本的な方針
- 二 海洋に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 政府は、海洋基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、総合海洋政策会議の議を経なければならない。

4 政府は、第一項の規定により海洋基本計画を策定したときは、遅滞なく、

これを公表しなければならない。

- 5 政府は、海洋に関する情勢の変化を勘案し、並びに海洋に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、海洋基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。
- 6 第三項及び第四項の規定は、海洋基本計画の変更について準用する。
- 7 政府は、海洋基本計画について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(海洋調査の推進等)

第十七条 国は、海洋に関する施策を最良の科学的知見に基づき実施するため、海洋環境の状況を把握し、及び海洋環境の変化を予測し、並びに海洋に関する施策を適正に実施するために、必要な調査、観測及び監視の体制の整備に努めるものとする。

- 2 国は、海洋に関する施策の推進に資するため、海洋に関する情報を収集整理するとともに、地方公共団体、事業者、国民等の海洋に関する取組の推進に資するため、収集整理した海洋に関する情報を公開するものとする。
- 3 国は、地球上の海洋が一体的な連続性を持ち、相互に密接な関連を有することにかんがみ、海洋に関する調査、観測及び監視の効果的な推進を図るための国際的な連携を確保するとともに、海洋に関する施策の推進に資する情報の流通及び共有に関する国際協力を推進するように努めるものとする。

(排他的経済水域及び大陸棚の開発、利用、保全等)

第十八条 国は、排他的経済水域及び大陸棚の開発、利用及び保全、並びに国連海洋法条約で規定された排他的経済水域及び大陸棚に関する主権的権利及び管轄権を行使するために必要な措置を講ずるものとする。

(海洋環境の保全及び再生の推進)

第十九条 国は、海洋環境の保全の重要性にかんがみ、海洋に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、地方公共団体、事業者、地域住民等海洋に関わる多様な主体と連携して、海洋環境の保全及び再生を図るために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の措置を講ずるに当たっては、必要に応じ、予防的な取組方法の考え方を踏まえるとともに、その結果に応じて施策を弾力的に見直す順応的な取組を行うものとする。

(持続可能な海洋資源の開発及び利用の推進)

第二十条 国は、海洋資源の重要性にかんがみ、海洋環境の保全に最大限の配慮をしつつ、それらの持続可能な開発及び利用を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(海上輸送の確保)

第二十一条 国は、海上輸送が我が国の経済及び国民生活を支えている重要性にかんがみ、効率的で安定した海上輸送の構築とその安全確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(海洋の安全保障と海上における安全の確保)

第二十二条 国は、我が国が海洋の安全に大きく依存していることにかんがみ、我が国が管轄権を有する海域の安全保障を確立するとともに、海上における安全と法令の執行を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(国土保全と防災対策の推進)

第二十三条 国は、沿岸域において国土保全のための総合的な施策を講ずるとともに、津波、高潮等海洋を起源とする自然災害に対する沿岸域の安全性の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(沿岸域の総合的な管理の推進)

第二十四条 国は、沿岸域の効率的な利用及び保全のために、地方公共団体、事業者、地域住民等海洋に関わる多様な関係者の参加と連携による調整を図りつつ、沿岸域の総合的な管理計画を策定する等総合的な施策の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(海洋産業の育成及び振興)

第二十五条 国は、海洋に関する産業が我が国経済社会の発展と海洋に関する施策の推進に重要な役割を果たすことにかんがみ、その振興を積極的に図るとともに、競争条件の整備、技術力の継承及び向上、並びに技術者及び研究者の育成等海洋産業の国際競争力の強化並びに先端的な海洋産業の育成を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(海洋に関する科学技術の研究及び開発の推進)

第二十六条 国は、海洋に関する科学技術の基礎研究及び研究開発並びにこれらの成果の普及の効果的な推進を図るため、基礎研究及び研究開発の拡充、国、試験研究機関、大学、民間等の連携の強化、並びに人材の育成その他必要な措置を講ずるものとする。

(海洋に関する国民の理解増進と教育の普及等)

第二十七条 国は、広く国民があらゆる機会を通じて海洋に対する理解と関心を深めることの重要性にかんがみ、海洋に関する情報の積極的な公開に努めるとともに、学校教育及び社会教育における海洋に関する教育、学習の推進等に必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 国は、総合的な海洋に関する政策の立案及びその実施等を担う人材を育成するために、大学等における学際的な教育及び研究の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(国際的協調及び国際協力の推進)

第二十八条 国は、海洋の諸問題が相互に密接な関連を有し、及び全体として検討される必要があることにかんがみ、海洋に関する国際約束等の策定及び実施に積極的に参画して国際的連携を強化し、その取組みに先導的役割を果たすよう努めるとともに、多国間及び二国間の枠組みの下で、国際協力の推進に必要な措置を講ずるものとする。

第三章 総合海洋政策会議

(設置)

第二十九条 内閣府に総合海洋政策会議(以下この章において「会議」という。)を置く。

(所掌事務等)

第三十条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 内閣総理大臣の諮問に応じて、海洋の総合的管理に関する基本的な政策について調査審議すること。
 - 二 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて、海洋の総合的管理に関する予算、人材その他の海洋の総合的管理に必要な資源の配分の方針その他海洋の総合的管理に関する重要事項について調査審議すること。
 - 三 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて、海洋に関する重要事項について調査審議する。
 - 四 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて、海洋に関する政策の一貫性及び整合性を確保するため調査審議すること。
 - 五 海洋に関する大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発について評価を行うこと。
 - 六 第一号に規定する海洋の総合的管理に関する基本的な政策、第二号に規定する海洋の総合的管理に関する予算等海洋の総合的管理に必要な資源の配分の方針等重要事項、第三号に規定する海洋に関する重要事項及び第四号に規定する海洋に関する政策の一貫性及び整合性の確保に関し、各号に規定する大臣に意見を述べること。
- 2** 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項の規定により置かれた特命担当大臣で同法第四条第一項第十八号に掲げる事務を掌理するもの(以下「海洋政策担当大臣」という。)は、その掌理する事務に係る前項第一号に規定する海洋の総合的管理に関する基本的な政策、同項第二号に規定する海洋の総合的管理に関する予算等海洋の総合管理に必要な資源の配分の方針等重要事項及び同項第四号に規定する海洋に関する政策の一貫性及び整合性の確保について、会議に諮問することができる。
- 3** 前項の諮問に応じて会議が行う答申は、海洋政策担当大臣に対し行うものとする。
- 4** 会議は、海洋政策担当大臣が掌理する事務に係る第一項第一号に規定する海洋の総合的管理に関する基本的な政策、同項第二号に規定する海洋の総合管理に関する予算等の海洋の総合的管理に必要な資源の配分の方針等重要事項及び同項第四号に規定する海洋に関する政策の一貫性及び整合性の確保に関し、海洋政策担当大臣に意見を述べることができる。

(組織)

第三十一条 会議は、議長及び議員二十五名以内をもって組織する。

(議長)

第三十二条 議長は、内閣総理大臣をもって充てる。

- 2 議長は会務を総理する。
- 3 議長に事故があるときは、内閣官房長官が、その職務を代理する。

(議員)

第三十三条 議員は、次の掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官
 - 二 海洋政策担当大臣
 - 三 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 四 前各号に定める者のほか、国の行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 五 海洋に関し優れた識見を有する者から、内閣総理大臣が任命する者
- 2 議長は、必要があると認めるときは、第三十条及び前項の規定にかかわらず、前項第一号から第三号に掲げる議員である国务大臣以外の国务大臣を、議案に限って、議員として、臨時に会議に出席させることができる。
 - 3 第一項第五号に掲げる議員の数は、第三十一条に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 4 第一項第四号及び第五号に掲げる議員は、非常勤とする。ただし、そのうち四名以内は常勤とすることができる。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法第三条第二項中「金融の適切な機能の確保、」のあとに「総合的な海洋政策の推進、」を加える。

第三条 内閣府設置法第四条第一項第十七号の次に次の一号を加える。

- 十八 総合的な海洋政策の推進に関する事項

第四条 内閣府設置法第十八条第二項の表に次のように加える。

総合海洋政策会議	海洋基本法
----------	-------

(中央省庁等改革基本法の一部改正)

第五条 中央省庁等改革基本法(平成十年法律第百三号)第十二条第三項中「経済財政政策、総合科学技術政策、防災及び男女共同参画に関し、」を「経済財政政策、総合科学技術政策、防災、男女共同参画及び海洋政策に関し、」に改め、同項中「経済財政諮問会議、総合科学技術会議、中央防災会議及び男女共同参画会議を置く」を「経済財政諮問会議、総合科学技術会議、中央防災会議、男女共同参画会議及び総合海洋政策会議を置く」に改め、別表第一に次のように加える。

総合海洋政策会議	<ul style="list-style-type: none">一 海洋の管理に関する基本的な政策について調査審議すること。二 海洋の総合的管理に関する予算等海洋の総合的管理に必要な資源の配分の方針等重要事項について調査審議すること。三 海洋に関する政策の一貫性及び整合性を確保するために調査審議すること。四 海洋に関する大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発について評価を行うこと。五 海洋の管理に関する基本的な政策、海洋の総合的管理に関する予算等海洋の総合管理に必要な資源の配分の方針等重要事項及び海洋に関する政策の一貫性及び整合性の確保に関し、関係大臣に意見を述べること。	<ul style="list-style-type: none">一 内閣総理大臣二 内閣官房長官三 海洋政策担当大臣四 関係する国務大臣五 関係する行政機関の長六 学識経験を有する者
----------	---	--

5. 海洋基本法案

(第 166 回通常国会提出法案)

海洋基本法案

目次

第一章 総則（第一条―第十五条）

第二章 海洋基本計画（第十六条）

第三章 基本的施策（第十七条―第二十八条）

第四章 総合海洋政策本部（第二十九条―第三十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地球の広範な部分を占める海洋が人類をはじめとする生物の生命を維持する上で不可欠な要素であるとともに、海に囲まれた我が国において、海洋法に関する国際連合条約その他の国際約束に基づき、並びに海洋の持続可能な開発及び利用を実現するための国際的な取組の中で、我が国が国際的協調の下に、海洋の平和的かつ積極的な開発及び利用と海洋環境の保全との調和を図る新たな海洋立国を

実現することが重要であることにかんがみ、海洋に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに海洋に関する基本的な計画の策定その他海洋に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、総合海洋政策本部を設置することにより、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図るとともに、海洋と人類の共生に貢献することを目的とする。

（海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和）

第二条 海洋については、海洋の開発及び利用が我が国の経済社会の存立の基盤であるとともに、海洋の生物の多様性が確保されることその他の良好な海洋環境が保全されることが人類の存続の基盤であり、かつ、豊かで潤いのある国民生活に不可欠であることにかんがみ、将来にわたり海洋の恵沢を享受できるよう、海洋環境の保全を図りつつ海洋の持続的な開発及び利用を可能とすることを旨として、その積極的な開発及び利用が行われなければならない。

（海洋の安全の確保）

第三条 海洋については、海に囲まれた我が国にとって海洋の安全の確保が重要であることにかんがみ、そ

の安全の確保のための取組が積極的に推進されなければならない。

(海洋に関する科学的知見の充実)

第四条 海洋の開発及び利用、海洋環境の保全等が適切に行われるためには海洋に関する科学的知見が不可欠である一方で、海洋については科学的に解明されていない分野が多いことにかんがみ、海洋に関する科学的知見の充実が図られなければならない。

(海洋産業の健全な発展)

第五条 海洋の開発、利用、保全等を担う産業（以下「海洋産業」という。）については、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上の基盤であることにかんがみ、その健全な発展が図られなければならない。

(海洋の総合的管理)

第六条 海洋の管理は、海洋資源、海洋環境、海上交通、海洋の安全等の海洋に関する諸問題が相互に密接な関連を有し、及び全体として検討される必要があることにかんがみ、海洋の開発、利用、保全等について総合的かつ一体的に行われるものでなければならない。

(海洋に関する国際的協調)

第七条 海洋が人類共通の財産であり、かつ、我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみ、海洋に関する施策の推進は、海洋に関する国際的な秩序の形成及び発展のために先導的な役割を担うことを旨として、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第二条から前条までに定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、海洋に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第十条 海洋産業の事業者は、基本理念にのっとりその事業活動を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する海洋に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(国民の責務)

第十一条 国民は、海洋の恵沢を認識するとともに、国又は地方公共団体が実施する海洋に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協力)

第十二条 国、地方公共団体、海洋産業の事業者、海洋に関する活動を行う団体その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(海の日 of 行事)

第十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第二条に規定する海の日において、国民の間に広く海洋についての理解と関心を深めるような行事が実施されるよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、海洋に関する施策を実施するために必要な法制上、財政上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

(資料の作成及び公表)

第十五条 政府は、海洋の状況及び政府が海洋に関して講じた施策に関する資料を作成し、適切な方法により随時公表しなければならない。

第二章 海洋基本計画

第十六条 政府は、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、海洋に関する基本的な計画(以下「海洋基本計画」という。)を定めなければならない。

2 海洋基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 海洋に関する施策についての基本的な方針
- 二 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、海洋基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、海洋基本計画を公表しなければならない。

5 政府は、海洋に関する情勢の変化を勘案し、及び海洋に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、海洋基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、海洋基本計画の変更について準用する。

7 政府は、海洋基本計画について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならぬ。

第三章 基本的施策

(海洋資源の開発及び利用の推進)

第十七条 国は、海洋環境の保全並びに海洋資源の将来にわたる持続的な開発及び利用を可能とすることに配慮しつつ海洋資源の積極的な開発及び利用を推進するため、水産資源の保存及び管理、水産動植物の生育環境の保全及び改善、漁場の生産力の増進、海底又はその下に存在する石油、可燃性天然ガス、マンガン鉱、コバルト鉱等の鉱物資源の開発及び利用の推進並びにそのための体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(海洋環境の保全等)

第十八条 国は、海洋が地球温暖化の防止等の地球環境の保全に大きな影響を与えること等にかんがみ、生育環境の保全及び改善等による海洋の生物の多様性の確保、海洋に流入する水による汚濁の負荷の低減、海洋への廃棄物の排出の防止、船舶の事故等により流出した油等の迅速な防除、海洋の自然景観の保全その他の海洋環境の保全を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、前項の措置については、科学的知見を踏まえつつ、海洋環境に対する悪影響を未然に防止する観点から、これを実施するとともに、その適切な見直しを行うよう努めるものとする。

(排他的経済水域等の開発等の推進)

第十九条 国は、排他的経済水域等（排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）

第一条第一項の排他的経済水域及び同法第二条の大陸棚をいう。以下同じ。）の開発、利用、保全等（以下「排他的経済水域等の開発等」という。）に関する取組の強化を図ることの重要性にかんがみ、海域の特性に応じた排他的経済水域等の開発等の推進、排他的経済水域等における我が国の主権的権利を侵害する行為の防止その他の排他的経済水域等の開発等の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

(海上輸送の確保)

第二十条 国は、効率的かつ安定的な海上輸送の確保を図るため、日本船舶の確保、船員の育成及び確保、

国際海上輸送網の拠点となる港湾の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(海洋の安全の確保)

第二十一条 国は、海に囲まれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存する我が国の経済社会にとって、

海洋資源の開発及び利用、海上輸送等の安全が確保され、並びに海洋における秩序が維持されることが不可欠であることにかんがみ、海洋について、我が国の平和及び安全の確保並びに海上の安全及び治安の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、津波、高潮等による災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護するため、災害の未然の防止、災害が発生した場合における被害の拡大の防止及び災害の復旧（以下「防災」という。）に關し必要な措置を講ずるものとする。

(海洋調査の推進)

第二十二条 国は、海洋に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、海洋の状況の把握、海洋環境の

変化の予測その他の海洋に関する施策の策定及び実施に必要な調査（以下「海洋調査」という。）の実施並びに海洋調査に必要な監視、観測、測定等の体制の整備に努めるものとする。

2 国は、地方公共団体の海洋に関する施策の策定及び実施並びに事業者その他の者の活動に資するため、海洋調査により得られた情報の提供に努めるものとする。

（海洋科学技術に関する研究開発の推進等）

第二十三条 国は、海洋に関する科学技術（以下「海洋科学技術」という。）に関する研究開発の推進及びその成果の普及を図るため、海洋科学技術に関し、研究体制の整備、研究開発の推進、研究者及び技術者の育成、国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）、都道府県及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の試験研究機関、大学、民間等の連携の強化その他の必要な措置を講ずるものとする。

（海洋産業の振興及び国際競争力の強化）

第二十四条 国は、海洋産業の振興及びその国際競争力の強化を図るため、海洋産業に関し、先端的な研究

開発の推進、技術の高度化、人材の育成及び確保、競争条件の整備等による経営基盤の強化及び新たな事業の開拓その他の必要な措置を講ずるものとする。

(沿岸域の総合的管理)

第二十五条 国は、沿岸の海域の諸問題がその陸域の諸活動等に起因し、沿岸の海域について施策を講ずることのみでは、沿岸の海域の資源、自然環境等がもたらす恵沢を将来にわたり享受できるようにすること、が困難であることにかんがみ、自然的社会的条件からみて一体的に施策が講ぜられることが相当と認められる沿岸の海域及び陸域について、その諸活動に対する規制その他の措置が総合的に講ぜられることにより適切に管理されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、前項の措置を講ずるに当たっては、沿岸の海域及び陸域のうち特に海岸が、厳しい自然条件の下にあるとともに、多様な生物が生息し、生育する場であり、かつ、独特の景観を有していること等にかんがみ、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害からの海岸の防護、海岸環境の整備及び保全並びに海岸の適正な利用の確保に十分留意するものとする。

(離島の保全等)

第二十六条 国は、離島が我が国の領海及び排他的経済水域等の保全、海上交通の安全の確保、海洋資源の開発及び利用、海洋環境の保全等に重要な役割を担っていることにかんがみ、離島に関し、海岸等の保全、海上交通の安全の確保並びに海洋資源の開発及び利用のための施設の整備、周辺の海域の自然環境の保全、住民の生活基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(国際的な連携の確保及び国際協力の推進)

第二十七条 国は、海洋に関する国際約束等の策定に主体的に参画することその他の海洋に関する国際的な連携の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、海洋に関し、我が国の国際社会における役割を積極的に果たすため、海洋資源、海洋環境、海洋調査、海洋科学技術、海上における犯罪の取締り、防災、海難救助等に係る国際協力の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

(海洋に関する国民の理解の増進等)

第二十八条 国は、国民が海洋についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における海洋に関する教育の推進、海洋法に関する国際連合条約その他の国際約束並びに海洋の持続可能な

開発及び利用を実現するための国際的な取組に関する普及啓発、海洋に関するレクリエーションの普及等のために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、海洋に関する政策課題に的確に対応するために必要な知識及び能力を有する人材の育成を図るため、大学等において学際的な教育及び研究が推進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第四章 総合海洋政策本部

(設置)

第二十九条 海洋に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に、総合海洋政策本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第三十条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 海洋基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 二 関係行政機関が海洋基本計画に基づいて実施する施策の総合調整に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、海洋に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関する

こと。

(組織)

第三十一条 本部は、総合海洋政策本部長、総合海洋政策副本部長及び総合海洋政策本部員をもって組織する。

(総合海洋政策本部長)

第三十二条 本部長は、総合海洋政策本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(総合海洋政策副本部長)

第三十三条 本部に、総合海洋政策副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官及び海洋政策担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、海洋に関する施策の集中的かつ総合的な推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(総合海洋政策本部員)

第三十四条 本部に、総合海洋政策本部員(以下「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力)

第三十五条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。)の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第三十六条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第三十七条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第三十八条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

理由

海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、海洋に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに海洋に関する基本的な計画の策定その他海洋に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、総合海洋政策本部を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

6. 基本法分析資料

I. 環境基本法

II. 科学技術基本法

III. 水産基本法

I. 環境基本法

尚美学園大学講師 岡松 暁子

1. 基本法制定の背景

(1) 国内的背景

環境基本法は、1967（昭和42）年に成立した公害対策基本法に代わるものとして、1993（平成5）年11月19日に制定、施行された。

①前史

足尾銅山鉛毒事件に始まる我が国の環境問題は、第二次世界大戦後、産業経済の発展に伴う大気汚染や水質汚濁、大規模開発に伴う自然環境破壊等、主として公害問題として採り上げられてきた。それらは初期の段階においては被害が局地的であったことから、地方自治体の公害規制条例によって規制されることが多かった。

1960年代になると高度経済成長の中、四大公害病が発生し、個別具体的な分野ごとに立法がなされるようになった。その後公害の被害が拡大・深刻化すると、1964年に閣議決定によって総理府に公害対策推進連絡会議が、また厚生省（当時）の下に公害審議会が設置され、厚生省の主導で「公害対策基本法」の制定作業が進められた。

②公害対策基本法：1967（昭和42）年8月3日（法律第132号）

- 1) 公害の範囲の定義：大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下、悪臭
- 2) 政府の具体的施策：環境基準・環境保全の目標の明示、排出基準の設定と排出規制、土地利用の規制、公害防止計画の策定
- 3) 紛争処理制度
- 4) 被害救済制度
- 5) 事業者の費用負担制度
- 6) 地方公共団体への財政的援助制度
- 7) 公害対策会議、公害対策審議会の設置

同法制定過程においては、産業界より企業活動への足かせとなることから反対が唱えられたが、経済調和条項が置かれたこと、無過失責任が規定されなかったことにより、妥協が図られたとすることができよう。また、同法は公害対策に主眼が置かれているため、自然環境保護や歴史的・文化的環境を対象としてはいない。尚、自然環境保護については、別途、1972（昭和47）年に「自然環境保全法」が制定されている。

③環境庁の設置

1970年代になると、カドミウム、光化学スモッグ、ヘドロ等の新しい公害が問題となり、公害対策基本法を始めとする既存の法律の改正や、新規立法がなされた。これらの法律を

総合的に推進・運用する必要性から、1971（昭和46）年に、総理府の外局として環境庁が設置され、様々な法制度が拡充されるようになった。1972年に制定された自然環境保全の基本法ともいふべき「自然環境保全法」もその一つである。

④地球環境問題・複合的な環境問題の発生

その後、石油ショック等の国際情勢や公害問題の質的变化を受けて、政府の対策は一時消極的になったが、1980年代後半からは、国際社会において地球規模の環境問題についての具体的な取り組みが検討されるようになり、各国はそれを受けて国内実施のための国内法の整備が急務となった。また、国内においては、大量生産・大量消費・大量廃棄という経済サイクルが定着し、廃棄物問題や汚水問題などの、新しいタイプの問題が出現し、持続的発展が可能な社会、「循環型社会」に誘導する必要性が生じてきた。

このような問題に対処するためには、これまでの規制手段に加えて、環境の恵沢の教授と継承、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会構築、国際的協調による地球環境保全の積極的推進、という基本的な理念を掲げた法制度が必要となり、環境基本法の制定が検討されることとなった。

（2）国際的背景

1970年代には、1972年のストックホルムにおける国連人間環境会議の開催を契機として、多くの国際環境条約が締結された。しかし、石油ショックや先進国と途上国との間の対立といったことから、しばらく環境関連条約の発展が滞るといった時期があった。しかしながら、1980年代後半からは、酸性雨、熱帯林破壊、砂漠化、海洋汚染、オゾン層の破壊、地球温暖化、さらには生物多様性といった、地球規模での環境問題に関心が集まるようになった。1992年にはリオ・デ・ジャネイロで「環境と開発に関する国連会議（リオ会議）」が開催され、行動原則としてのリオ宣言、またそれを具体化するための行動計画としてアジェンダ21が採択された。また当該会議では、国連気候変動枠組み条約、生物多様性条約、森林原則声明も採択された。

このような国際的な潮流の中で、我が国においても地球的な環境問題への対応が求められ、環境基本法の制定が進められた。

2. 基本法の立法過程における諸問題

環境庁（当時）と関係省庁、特に外務省、通産省、建設省、国土庁（いずれも当時）等との間で激しい権限争いが行われた。例えば、外務省に関しては、「国際協力」について規定している条文（第5条、第32条～第35条）が問題となり、より具体的には、外交政策と環境政策とをいかに調和・統一させるか、ODAを環境基本法で規定する内容からいかに除外するか等の点が問題となった。

3. 基本法の内容

(1) 概要及び特徴

環境基本法は、3章46カ条で構成されている。前述のとおり、公害対策基本法を発展的に継承したもので、公害対策基本法のすべての規定はそのままでの内容または発展した内容で引き継がれている。

様々な施策を総合的・計画的に進めるべく、第3条から第5条に規定されている基本理念の下に施策の実施規定、実体規定を置いているが、いずれもその名宛人は国、政府となっている。また、これらは個別の施策の基本的な方向性を示すいわゆるプログラム規定であり、具体的な実施には個別法の制定や改正が必要である。

特徴的な規定としては、①環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築、②環境基本計画の策定、③環境配慮義務の規定、④経済的措置の導入、⑤地球環境保全のための国際協力、等が挙げられよう。これらの特質は、従来の公害対策のための規定から、環境の管理手段を規定したものに転換されている点である。すなわち、公害対策基本法は、被害の防止をその主たる目的としていたのに対し、環境基本法は、よりよい環境の維持及び地球環境の保全のための国際的な協力の推進といった、積極的な環境管理に主眼を置いているのである。

①法律の構成

第1章 総則（第1条～第13条）

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る指針（第14条）

第2節 環境基本計画（第15条）

第3節 環境基準（第16条）

第4節 特定地域における公害の防止（第17条・第18条）

第5節 国が講ずる環境の保全のための施策等（第19条～第31条）

第6節 地球環境保全等に関する国際協力等（第32条～第35条）

第7節 地方公共団体の施策（第36条）

第8節 費用負担等（第37条～第40条の2）

第3章 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関等

第1節 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関（第41条～第44条）

第2節 公害対策会議（第45条・第46条）

附則

②主務大臣、関連大臣

1) 主務大臣

環境大臣（制定当時：環境庁長官）

<参考>公害対策基本法：厚生大臣

2) 関連大臣

厚生労働大臣、外務大臣、経済産業大臣、国土交通省大臣等

③総則

1) 目的

第1条

この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

本条項には、「現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献すること」という文言が入れられたが、これが環境法の基本原則ともいえる「持続可能な開発」の体現として、注目すべき点である。

2) 定義

第2条

この法律において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この法律において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この法律において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。第十六条第一項を除き、以下同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

3) 基本理念

第3条（環境の恵沢の享受と継承等）

環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

環境は人類の存続の基盤であり、それが生態系との均衡によって成り立つものであること、持続可能な発展、という2点を取り込んだことが注目される。前者は、自然環境保全法とその下の自然環境保全基本方針に規定されていた点が新たな形で採用されたものである。

第4条（環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等）

環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。

1992年のリオ会議において改めて提唱された「持続可能な発展」という概念が取り入れられている。従来の公害対策基本法においては、当初、第1条2項に経済調和条項がおかれ、経済界からの反対との妥協が図られたが（その後、1970年の改正で削除）、本基本法においては、環境と経済との統合を目指し、持続可能な発展を行うことを目的としている。

「科学的知見の充実の下に環境保全上の支障が未然に防がれることを旨として」という点については、「科学的知見の充実」を未然防止の要件とすべきかどうかについて議論があろう。国際的には予防的アプローチを念頭においているものが主流であり、我が国においては、2000年に策定された新環境基本計画には、「予防的な方策」としてこの立場が明記されている。

第5条（国際的協調による地球環境保全の積極的推進）

地球環境保全が人類共通の課題であるとともに国民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であること及び我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみ、地球環境保全は、我が国の能力を生かして、及び国際社会において我が国の占める地位に応じて、国際的協調の下に積極的に推進されなければならない。

本条項では、我が国の、健康で文化的な国民生活の将来にわたっての確保や経済社会が、国際的な相互依存によって成り立っていることをあげ、それゆえに地球環境保全が人類共通の課題であることが明記された。

3) 責務

上記の基本理念の実現のために、国、地方公共団体、事業者、国民に対し、下記のような責務を規定している。

第6条（国の責務）

国は、前三条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環

境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第7条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第8条（事業者の責務）

事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

第9条（国民の責務）

国民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、国民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（2）基本的施策に係る規定

①第15条 環境基本計画の策定

政府における環境保全に関する施策の基本的な方向を示している。長期的な目標は、循環、共生、参加、国際協力である。

②第16条 環境基準の策定

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準を策定している。

③第19条 環境配慮義務

④第20条 環境影響評価の推進

施策や事業が環境に及ぼす影響について事前に調査を行い、必要に応じ環境保全上の措

置を講じることとする。

⑤第 22 条 経済的措置の導入

環境保全上の支障を防止するための経済的措置の導入の可能性を明記している。環境への負荷を生じさせる活動又は原因となる活動を行う者に対し助成又は負担を求めることとする。

⑥第 24 条 環境への負荷の少ない製品・役務等の利用促進の措置

製造・販売等にあたって、あらかじめ環境への負荷を評価し、その低減に関して適正に配慮できるよう技術的支援等の措置をとる旨の規定をおいている。

⑦第 25 条 環境教育の促進

⑧第 26 条 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置

⑨第 5 条、第 34 条 2 項、第 35 条 2 項 地球環境保全に関する国際協力

その他、特定地域に関しては、公害防止計画の作成（第 17 条）を規定している。

（3）審議会等に関する規定（権限、規模、構成、など）

①中央環境審議会

第 41 条～第 44 条

②公害対策会議

第 45 条、第 46 条

（4）法令の廃止に関する規定

「環境基本法の施行に伴う関係法律整備法」

第 1 条（公害対策基本法の廃止）

（5）個別法、関連法

<大気汚染>

- ・大気汚染防止法
- ・自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法
- ・道路運送車両法
- ・道路交通法

<化学物質管理>

- ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

<水質汚濁>

- ・水質汚濁防止法
- ・湖沼水質保全特別措置法
- ・海洋汚染防止法
- ・下水道法
- ・建築基準法・浄化槽法

<土壌汚染>

- ・農用地の土壌汚染防止等に関する法律
- ・土壌汚染対策法

<騒音>

- ・騒音規制法
- ・幹線道路の沿道の整備に関する法律
- ・道路運送車両法
- ・道路交通法

<地盤沈下>

- ・工業用水法
- ・建築物用地下水の採取の規制に関する法律

<振動>

- ・振動規制法

<悪臭>

- ・悪臭防止法

<その他>

- ・ダイオキシン類対策特別措置法
- ・人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律
- ・公害健康被害の補償等に関する法律
- ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
- ・公害紛争処理法
- ・廃棄物規制法
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・立地規制法
- ・循環型社会形成推進基本法
- ・環境アセスメント法
- ・環境保全法
- ・公害防止事業費事業者負担法

3. 環境基本計画

①概要

環境基本計画は、環境基本法第15条に基づき環境大臣（最初の環境基本計画策定時は内

閣総理大臣)が中央環境審議会の意見を聴いた上で閣議決定により定められた。その後、2000(平成12)年に見直しがなされ、さらに2006(平成18)年4月には第3次環境基本計画が閣議決定されている。尚、第3次環境基本計画については、2006年7月現在、中央環境審議会総合政策部会等において点検を行っている。

現在の第2次環境基本計画は、環境の現状と環境政策の課題(第1部)、21世紀初頭における環境政策の展開の方向(第2部)、各種環境保全施策の具体的な展開(第3部)、計画の効果的実施(第4部)から構成されている。以下、目次を挙げておく。

前文

第1部 環境の現状と環境政策の課題

第1節 環境の現状

第2節 環境基本計画策定後における環境政策の進展

第3節 21世紀初頭における環境政策の課題

第2部 21世紀初頭における環境政策の展開の方向

第1節 持続可能な社会を目指して

第2節 持続可能な社会の構築に向けた環境政策

第3節 21世紀初頭における環境政策の重点分野

第3部 各種環境保全施策の具体的な展開

第1章 戦略的プログラムの展開

(環境問題の各分野に関する戦略的プログラム)

第1節 地球温暖化対策の推進

第2節 物質循環の確保と循環型社会の形成に向けた取組

第3節 環境への負荷の少ない交通に向けた取組

第4節 環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組

第5節 化学物質対策の推進

第6節 生物多様性の保全のための取組

(政策手段に係る戦略的プログラム)

第7節 環境教育・環境学習の推進

第8節 社会経済の環境配慮のための仕組みの構築に向けた取組

第9節 環境投資の推進

(あらゆる段階における取組に係る戦略的プログラム)

第10節 地域づくりにおける取組の推進

第11節 国際的寄与・参加の推進

第2章 環境保全施策の体系

第1節 環境問題の各分野に係る施策

第2節 各種施策の基盤となる施策

第3節 各主体の自主的積極的取組に対する支援施策

第4節 国際的取組に係る施策

- 第4部 計画の効果的実施
- 第1節 各主体の連携と推進体制の強化
- 第2節 目標の設定
- 第3節 財政措置等
- 第4節 各種計画との連携
- 第5節 計画の進捗状況の点検及び計画の見直し

②第2次環境基本計画の特徴

2000年に策定された第2次環境基本計画では、「環境基本法」の環境政策の理念を実現し、持続可能な社会を構築するための条件を満たすために、「循環」「共生」「参加」「国際的取組」という4つの長期的目標を掲げている。また、環境政策の基本的な指針として、「汚染者負担の原則」、「環境効率性」、「予防的な方策」、「環境リスク」の4つの考え方を示した。さらに、有害物質による土壌や地下水の汚染、難分解性有害物質の処理問題など、環境上の「負の遺産」については、これらの原因をつくった現在世代に、これまでの蓄積も含め、将来世代に環境影響を可能な限り残さないよう努める責務があるとしている。さらに、環境政策を進めるに際しては、あらゆる場面における環境配慮の織り込み、あらゆる政策手段の活用と適切な組合せ、あらゆる主体の参加、地域段階から国際段階まであらゆる段階における取組に留意していくことが重要としている。

21世紀初頭において優先的に取り組むべき重点分野については、新環境基本計画においては、国民のニーズや対応の緊急性、環境政策全般の効果的実施の必要性、統合的アプローチに立脚した環境政策の総合化の必要性などの観点を踏まえて「戦略的プログラム」として定めている。

③基本計画の見直し、点検等の実施状況

環境基本計画は1994（平成6）年に策定されたが、その後、2000年に見直しがなされ、現在は2006年4月に閣議決定された第3次環境基本計画の検討中である。

4. 参考文献

- ・大塚直『環境法 第2版』有斐閣、2006年。
- ・環境省総合環境政策局総務課編著『環境基本法の解説<改訂版>』、ぎょうせい、2002年。
- ・北村喜宣「環境基本法」『法学教室』161号、1994年。
- ・大塚直「環境基本計画」『ジュリスト』1041号、1994年。

II. 科学技術基本法

独立行政法人海洋開発研究機構

1. 制定に至る経緯

科学技術基本法は、科学技術振興を我が国の最重要課題の一つとして位置付け、「科学技術創造立国」を実現するため、超党派の国会議員により法案が国会に提出され、全会一致で可決・成立し、平成7年11月に公布・施行された。

法案提出までの主な動き

平成6年3月	自民党科学技術部会（尾身幸次部会長[当時]）において議員立法による「科学技術基本法」の制定を目指し検討を開始。 その後、与党3党（自民党、社会党、新党さきがけ）の科学技術調整会議においても検討開始。
平成6年12月	自民党科学技術部会に、科学技術基本法小委員会（尾身幸次委員長）を設置し、「科学技術基本法（第1次素案）」をとりまとめ。この頃から、連立与党に加え、新進党も協議に参加。
平成7年5月	連立与党内に、科学技術基本法検討プロジェクトチーム（渡海紀三朗座長[新党さきがけ]）を設置し、検討を促進。
平成7年10月19日	与党プロジェクトチームにおいて、新進党の意見も織り込んだ国会提出法案を決定。
平成7年10月20日	与党政策調整会議及び院内総務会で、法案提出を決定。
平成7年10月27日	新進党が「トゥモロー・キャビネット」で法案提出を決定。同日、自民党、社会党、新党さきがけ及び新進党の4党共同提案により、「科学技術基本法案」を衆議院に提出。

第134臨時国会での審議経過等

平成7年10月31日	衆議院科学技術委員会で審議され、全会一致で可決。（附帯決議が附される。）同日、衆議院本会議に緊急上程され、全会一致で可決。
平成7年11月1日	参議院科学技術特別委員会で審議され、全会一致で可決。（附帯決議が附される。）
平成7年11月8日	参議院本会議で、全会一致で可決、成立。
平成7年11月15日	公布、施行（法律第130号）

2. 科学技術基本法策定の背景

わが国における科学技術は、いわゆるキャッチアップの時代、すなわち目標となる先進国が常に存在し、かなりの分野で技術導入が可能であった時代が終焉を迎えつつあった。

これからは、フロント・ランナーの一員として、自ら未踏の科学技術分野に挑戦し、創造性を最大限に発揮し、未来を切り拓いていくことが求められている。

とりわけ、天然資源に乏しく、人口の急速な高齢化を迎えようとしている我が国が、経済の自由化・国際化に伴う経済競争の激化とあいまって直面することが懸念されている、産業の空洞化、社会の活力の喪失、生活水準の低下といった事態を回避し、明るい未来を切り拓いていくためには、独創的、先端的な科学技術を開発し、これによって新産業を創出していくことが不可欠である。

また、環境問題、食料・エネルギー問題、エイズ問題など人類の将来に立ちほだかる諸問題の解決に対し科学技術への期待は大きく、この面での我が国の貢献が強く求められているところである。

さらに、科学技術は、我々の自然観や社会観を大きく変え、新しい文化の創成を促すという側面を有するため、これを人間の生活、社会及び自然との関わり合いの中でとらえていく必要があり、このような視点も踏まえ、新たな視点に立った科学技術を構築していくことが求められている。

他方、我が国の科学技術の現状を見ると、特に、独創的・先端的科学技術の源泉となる基礎研究の水準は欧米に著しく立ち遅れており、基礎研究の担い手たるべき大学・大学院、国立試験研究機関等の研究環境は欧米に比べ劣悪な状況に置かれている。

また、科学技術の高度化・専門化に対応して総合的・学際的な取り組みが緊要となっているにも拘わらず、大学、公的研究機関、民間等の研究者が、組織や専門分野の壁を超えて十分に有機的に連携しているとは言い難い状況にある。さらに、将来の我が国の科学技術を担う若者に科学技術離れの現象が見られることは、国の将来にとって由々しいことである。

以上の基本認識に立って、将来にわたり先進国の一員として、世界の科学技術の進歩と人類社会の持続的発展に貢献するとともに、真に豊かな生活の実現とその基盤たる社会・経済の一段の飛躍を期するためには、科学技術創造立国を目指し、改めて新たな視点に立って、科学技術の振興を我が国の最重要政策課題の一つとして位置づけ、科学技術振興の方針と基本方策を明らかにするとともに、関連施策の総合的、計画的、かつ積極的な推進を図ることが不可欠である。

このような背景の下に、科学技術基本法の制定を後押しする機運が各界で盛り上がり、議員立法により可決・成立されるに至った。科学技術基本法は、科学技術の発展に必要な研究環境の整備の道を示し、科学技術創造立国に向けての国の基本姿勢を内外に打ち出した。科学技術の方向付けを宣言し、科学技術の振興を国民的な合意にまで高めようとしたところに、この法律が単なる振興法でなく、基本法として成立した意義があったと言える。

3. 科学技術基本法の構成

科学技術基本法には、科学技術振興を総合的・計画的に推進するために必要となる、以下のようなポイントが規定されている。

(1) 科学技術振興のための方針（イ 研究者等の創造性の発揮 ロ 基礎研究、応用研究及び開発研究の調和ある発展 ハ 科学技術と人間、社会及び自然との調和等）について規定。

(2) 科学技術振興に関する国及び地方公共団体の責務を規定。

(3) 科学技術振興施策を総合的、計画的に推進するため、政府において、総合科学技術会議の議を経て、科学技術基本計画を作成すべきことを規定。また、政府は、科学技術基本計画について、その実施に関し必要な資金の確保を図るため、必要な措置を講ずるよう努めることを規定。

(4) 国が講ずべき施策（イ 多様な研究開発の均衡のとれた推進、ロ 研究者等の養成確保、ハ 研究施設・設備の整備 ニ 研究開発に係る情報化の推進 ホ 研究交流の促進等）について規定。

4. 科学技術基本計画

(1) 目的

科学技術基本法の理念を具体化し、我が国の科学技術振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、基本法の公布の翌年、科学技術基本計画が策定された。基本計画は、科学技術の進展状況や科学技術を取り巻く情勢の変化等を勘案して、総合科学技術会議の審議を経て5年間の計画期間毎に見直され、これまで3回にわたり策定されている。特に、基本計画の実施に必要な資金の確保を図るため、政府研究開発投資の拡充に関する数値目標を掲げたことが最も重要な特徴となっている。

(2) 基本計画の達成状況

① 研究開発資金の拡充

基本法策定を契機として、厳しい財政状況にもかかわらず、国の科学技術関係経費は着実に増加してきており、第一期計画期間中における科学技術関係経費の総額は17.6兆円、また、地方分を含む第二期計画期間中の総額は21.1兆円に達している。

このうち、国家的・社会的課題に対応した研究開発の中で特に重点を置き、優先的に資源を配分すべき分野として、4つの重点推進分野が設定され、研究開発投資の重点化が図られた。その結果、ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料の重点4分野の割合は、基本計画策定以前に29.1%だったものが、第1期では37.6%、第二期では42.1%と大きく伸びた。また、優れた研究者による独創的な研究活動を活性化するための競争的資金については、総額の伸びが大きく、第一期の最終年度である平成12年度は、平成7年度の2.4倍に当たる2,968億円、第2期の最終年度である平成17年度は、平成12年度の1.6倍にあたる4,672億円が措置され、研究現場における競争的環境の醸成を促した。

②人材の育成・確保

わが国の科学技術の将来や国際競争力の維持・強化は、科学技術を担う人材にかかっており、多様な個人が意欲と能力を発揮できる環境を整備するとともに、総合的な人材育成策を講じて、人材の質と量を確保することが必要である。

第一期・第二期を通じて、研究人材の流動性、若手研究者の自立性の向上が図られ、博士過程を終了したポストドクターが毎年1万人を越える水準で推移しているほか、若手の助手について任期制を採用している大学が増加するなど、着実に施策の効果が上がっている。一方で、ポストドクター支援期間後に終身雇用型のポストを獲得することが困難であるほか、研究者の組織間移動が活発でないなど、人材の流動性は未だ不十分な面がある。

③施設・設備の整備

創造的・先端的な研究開発を推進し、世界をリードし得る成果を生み出していくためには、中核的な役割を果たす大学、公的研究機関等における施設・設備の計画的な整備が不可欠である。このうち、世界最高水準の成果の創出につながる最先端の大型共用研究設備については、長期的な視点に立って整備・運用を図り、幅広い共用に供することが重要であり、世界に誇れる研究拠点（COE）と位置づけ、開かれた研究環境の整備を図っていくことが求められる。また、国立大学等の施設においては、5カ年の整備計画を策定した結果、優先目標とされた大学院、卓越した研究拠点等の施設整備についてはほぼ計画どおり達成される見込みであるが、老朽施設の改修については、国立大学において進捗率が約5割にとどまるなど、引き続き改善の努力が必要となっている。

④産官学の連携

未踏の科学技術に挑戦するに当たっては、組織や分野を越えて多様なポテンシャルを結集するとともに、研究成果の事業化に向けた産官学間の橋渡しが重要となる。産官学の連携を促進するための制度や施設の整備、規制緩和等の環境整備が行われた結果、大学等と民間企業等の共同研究の実施や、大学等の「知」をビジネスの核として起業する大学発ベンチャーの設立は、大きく増加している。産官学の連携を強化することにより、基礎研究の成果を経済的・社会的変革をもたらすイノベーションの創出につなげ、潜在的なシーズの発掘と、社会ニーズとのマッチングを図ることが可能となる。

5. 科学技術基本法による組織

（1）科学技術会議

政府の科学技術政策の総合的な推進に資するため、昭和34年に科学技術会議設置法に基づき、内閣総理大臣の諮問機関として総理府に科学技術会議が設置された。同会議は、わが国の科学技術政策に関する最高の審議機関として、内閣総理大臣を議長とし、関係省庁の閣僚議員、日本学術会議会長、学識経験議員から構成されていた。

科学技術基本法の策定時においては、科学技術政策の司令塔として、すでにこの科学技術会議が設置され、各省庁の施策の連携・協力の要としての機能を果たしていたことから、

組織上の変更は行われなかった。基本法に規定されているのは、国全体としての科学技術政策の方向付けを行うための科学技術基本計画を策定するに当たり、科学技術会議の議を経なければならないとされていることのみである。

（２）総合科学技術会議

平成 13 年 1 月の中央省庁再編が行われた際に、科学技術会議は総合科学技術会議に組まれ、内閣府設置法に基づき、「重要政策に関する会議」の一つとして内閣府に設置された。総合科学技術会議は、内閣総理大臣及び内閣を補佐する「知恵の場」として、各省より一段高い立場からわが国全体の科学技術を見渡し、総合的・基本的な科学技術政策の企画立案及び総合調整を行うことを目的とするもので、関係大臣等のほか、科学または技術に関して優れた識見を有する者 7 名及び日本学術会議会長が議員を務めている。事務局として、約 100 名の内閣府職員が総合科学技術会議の機能を支えている。

総合科学技術会議は、議長である内閣総理大臣の直接のイニシャティブの下に、府省間の縦割りを排し、先見性と機動性をもってわが国全体の科学技術政策を総合的・戦略的に推進する司令塔としての役割を果たすことが期待されている。また、活力ある経済社会への転換、高齢社会への対応、地球温暖化をはじめとする地球規模の諸課題の解決といったわが国が直面する国家的課題の解決を目指して、科学技術に関する総合的な連略や科学技術に関する予算の配分方針を策定し、わが国の科学技術政策推進の方向付けを行うことを目的としている。さらに、国家的に重要な研究開発については、総合科学技術会議自らが評価を行うこととしている。

6. 海洋政策との関連

海洋科学技術は、科学技術政策の重要な一翼を担う分野であり、科学技術基本法が対象とする分野に包含されている。海洋は、様々な研究開発活動や観測・探査活動を展開する場として、環境、フロンティア、社会基盤、資源等の幅広い課題と関わりを有しており、それぞれの専門的な立場から、今後の研究開発の進め方等について審議され、分野別の推進戦略として方向付けがなされている。

しかしながら、海洋分野が幅広く横断的な性格を有しており、科学技術政策全体の中で資源配分や担当部局が分散してしまっていることから、海洋という切り口に焦点が当たりにくい構造になっており、これまで重点的な投資や省庁を越えた戦略的な取組みが行われるような状況には至っていなかった。海洋科学技術に関する省庁間の連携・協力を促進するため、文部科学省の科学技術・学術審議会の下に設置された海洋開発分科会（文部科学大臣及び関係大臣の諮問を受け、答申することができる）において、海洋科学技術に関する包括的な審議がなされ、平成 14 年 8 月に「長期的展望に立つ海洋開発の基本的構想及び推進方策について」答申が出されており、現在、そのフォローアップに向けた作業が行われている。

一方、平成 18 年 3 月に策定された第三期科学技術基本計画(閣議決定)の中においては、わが国の存続・発展にとって不可欠な国益を体現する国家基幹技術の一つとして、はじめ

て海洋地球観測探査システムの開発が位置づけられた。本計画は、衛星による宇宙からの地球観測と、海洋における観測・探査を統合的に実施することにより、環境変動予測、災害監視及び資源探査などの国民や社会に役立つ付加価値やイノベーションを生み出しているとするプロジェクトである。韓国・中国の追い上げが激しくなっている中で、わが国が海洋立国を目指して国際的な競争力を持った世界最高水準の技術基盤を確立し、これらを駆使して世界に誇れる成果を挙げていくことが重要となっており、各方面からの期待が高まっている。

このように、科学技術政策の中においても、海洋を重視する取組みは緒についたばかりであり、今後さらにこれを加速していくためには、海洋という切り口に焦点を当て、その戦略的な重要性を関係者にアピールしていくための仕組み作りが重要となる。このような観点から、海洋基本法の中に海洋分野における研究開発活動や先端的な研究施設の整備・活用の促進等を積極的に位置づけていくことは、大いに相乗効果を生み出し、統合的な海洋政策の構築に貢献することができると考えられる。

参考：附帯決議（衆議院・参議院）

科学技術基本法案に対する附帯決議

平成7年10月31日

衆議院科学技術委員会

科学技術基本法に基づき科学技術振興に関する施策を展開するに当たっては、政府は、次の点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 科学技術基本計画は、10年程度を見通した5年間の計画とし、科学技術基本計画を策定するに当たっては、当該基本計画に基づき、我が国が科学技術創造立国を目指すため、政府の研究開発投資額の抜本的拡充を図るべく、当該基本計画の中に、例えば講ずべき施策、規模等を含めできるだけ具体的な記述を行うよう努めること。

二 独創的、基礎的研究の抜本的強化を図るためには、まず、大学、国立試験研究機関等における研究者の意欲を引き出すことが必要であり、そのため人材、資金、研究開発成果等に係る制度面での改善を行うことにより、柔軟かつ競争的な研究環境を整備すること。

三 我が国の研究開発における民間の果たす役割の重要性にかんがみ、科学技術基本計画に民間の研究開発について必要な事項を定め、その研究開発が促進されるよう所要の施策を抜本的に強化すること。

四 日本国憲法の理念である平和国家の立場を踏まえ、進んで全世界の科学技術の発展と国際平和に資するよう努めること。

五 科学技術基本計画の策定に当たって科学技術会議の責務が拡大することから、総合的な科学技術政策の立案とその強力な推進のため、科学技術会議の抜本的な充実と活性化を図るよう努めるとともに、科学技術の研究開発を所管する各省庁は、相互に連携を強化し、一致協力して本法の強力な推進を図ること。

科学技術基本法案に対する附帯決議

平成7年11月1日
参議院科学技術特別委員会

政府は、次の事項について遺憾なきを期すべきである。

一 科学技術基本計画は、10年程度を見通した5年間の計画とし、科学技術基本計画を策定するに当たっては、当該基本計画に基づき、我が国が科学技術創造立国を目指すため、政府の研究開発投資額の抜本的拡充を図るべく、当該基本計画の中に、例えば講ずべき施策、規模等を含めできるだけ具体的な記述を行うよう努めること。

二 我が国の研究開発における民間の果たす役割の重要性にかんがみ、科学技術基本計画に民間の研究開発について必要な事項を定め、その研究開発が促進されるよう所要の施策を抜本的に強化すること。

三 独創的、基礎的研究の抜本的強化を図るため、大学、国立試験研究機関等における研究者の意欲を引き出すための人材、資金、研究開発成果等に係る制度面での改善を行うことにより、柔軟かつ競争的な研究環境を整備すること。

四 日本国憲法の理念である平和国家の立場を踏まえ、進んで全世界の科学技術の発展と国際平和に資するよう努めること。

五 科学技術基本計画の策定に当たって科学技術会議の責務が拡大することから、総合的な科学技術政策の立案とその強力な推進のため、科学技術会議の抜本的な充実と活性化を図るよう努めるとともに、科学技術の研究開発を所管する各省庁は、相互に連携を強化し、一致協力して本法の強力な推進を図ること。

右、決議する。

Ⅲ. 水産基本法

海洋政策研究財団研究員 渡部 元

1. 基本法制定の背景

(1) 国内背景

昭和38年に制定された沿岸漁業等振興法に示された方向にそって沿岸漁業等の生産性の向上、漁業者の生活水準の向上などを目的として展開されてきたわが国の水産政策であるが、漁業生産の減少と自給率の低下、漁業者の減少と高齢化という国内情勢の変化が大きく寄与した。

とりわけ、水産業や漁村が、水産物の国民への供給に加え、都市住民に対するレクリエーションの場の提供等を通じ、豊かで安心できる国民生活の実現に貢献している、とする視点が特徴的である。

また、平成8年の国連海洋法条約の批准という新たな国際海洋秩序の導入、定着が大きい。そのほか、平成11、12年の日韓、日中の新漁業協定の発効により、わが国周辺水域の資源管理の基盤が整った現在、わが国は、自国の200海里水域の資源の持続的利用を基本に漁業の発展を図っていくことが求められるようになった。

2. 基本法の立法過程

水産基本法に関する立法過程は体系的研究がなく、現時点で参照できる文献・資料は見当たらない。参照した資料にもこれらに関する記載は存在しなかった。

一方で、水産基本政策大綱は、水産基本法制定前に水産庁の主導により定められた。同大綱の策定においては、従来、沿岸・沖合・遠洋または沿岸、中小、大規模という区分に基づき推進してきた政策を200海里水域の内外の区分により進めることの妥当性につき検討を行っている。その後、平成12年には大綱・プログラムの国民的理解を深めるとともに法制的整理を進め、平成13年の通常国会に向け水産基本法（仮称）案をとりまとめた。

3. 基本法の内容

(1) 概要等

法律の構成は以下のとおり。四章三十九条および附則よりなる。

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 基本的施策

第一節 水産基本計画(第十一条)

第二節 水産物の安定供給の確保に関する施策（第十二条—第二十条）

第三節 水産業の健全な発展に関する施策（第二十一条—第三十二条）

第三章 行政機関及び団体（第三十三条・第三十四条）

第四章 水産政策審議会（第三十五条—第三十九条）

附則

法目的、理念、定義、責務などについては総則から以下の内容が読み取れた。

○目的

水産に関する施策について、基本理念及びその実現を図るに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。(第一条)

○理念

本法では、国民生活の安定向上および国民経済の健全なる発展の視点に立って、今後の水産政策における最も基本的かつ重要な事項として、水産物の安定供給の確保、水産業の健全な発展を基本理念に位置づけており、(第二条、第三条)、これによって水産政策全体の方向付けを行っている。

○定義、責務など

第四条にて国の責務、第五条にて地方公共団体の責務、第六条にて水産業者の努力等、第七条にて水産業者等の努力の支援、第八条に消費者の役割、第九条に法制上の措置等、第十条に年次報告等を定め、基本理念の実現のための関係者全体の取り組みを定めている。

(2) 基本的施策に係る規定

○基本的施策に係る指針等

「政府は、水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水産基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。」(第十一条第一項)と規定し、政府が水産基本計画を策定すべきことを定めている。

○基本計画の規定

基本計画に規定すべき事項として以下の4点を掲げる。(第十一条第二項)

1. 水産に関する施策についての基本的な方針(第一号)
2. 水産物の自給率の目標(第二号)
3. 水産に関し、政府が総合的かつ計画的に構すべき施策(第三号)
4. 上記三点のほか、水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項(第四号)

○その他基本的施策に係る規定(内容、特徴など)

自給率の目標の意義、自給率の目標と食料の自給率目標との関係、漁村に関する施策と国土の総合開発等との関係、基本計画の水産政策審議会の審議、基本計画の国会報告等、基本計画の改訂等が特記事項である。

(3) 組織に係る規定

○行政機構、国・地方公共団体および都道府県・市町村のかかわりに関する規定等

基本理念の実現のためには、関係者全体がこれに取り組むことが必要であり、国および地方公共団体の責務を定めるとともに、水産業者の努力義務、遊漁者・遊漁船業者等の協力義務、消費者の役割等を定めている。国については第四条、地方公共団体については第五条、水産業者等については第六条において責務を定めるとともに、協力形態を定めてい

る。また、水産業者等の努力の支援については、国及び地方公共団体が施策を講じていく上で基本的なあり方について定めていくとしている。(第七条)

消費者の役割については、水産に関する理解を深め、水産物に関する消費生活の向上に積極的な役割を果たすものとする規定されている。(第八条)。

第九条においては、法制上の措置等が規定され、政府が、本基本法で定めている各施策が確実に実施されるように、その根拠となり、あるいは具体的な内容をなす法制面、財政面、金融面における措置が講じられる必要があることを定めている。

○審議会等に関する規定（権限、規模、構成等）

「農林水産省に、水産政策審議会（以下、「審議会」という。）を置く。」(第三十五条)と規定し、水産政策審議会の設置について定めている。審議会は水産基本法に基づいて諸般の施策を講ずるにあたっては、事柄の重要性、専門知識が重要なこと等の理由により、政府だけの判断で進めるのではなく、学識経験者を含めた国民各層の意見を徴し、その調査審議の結果を取り入れて施策を講じていくことが必要であることから、水産政策に関する重要事項を審議事項とする唯一の政策審議型の審議会として、沿岸漁業等振興審議会の組織を引き継いで設立した。

審議会の権限については第三十六条において規定されている。

○地方公共団体における組織の設置規定等

行政組織の整備等については第三十三条において「国及び地方公共団体は、水産に関する施策を講ずるにつき、相協力するとともに、行政組織の整備並びに行政運営の効率化及び透明性の向上に努めるものとする」と規定し、水産政策を担う行政機関のあり方を定めている。さらに、団体の再編整備に関しては、「国は、基本理念の実現に資することができるよう、水産に関する団体の効率的な再編整備につき必要な施策を講ずるものとする。」(第三十四条)と規定し、水産団体の再編整備について規定している。これは主に漁業協同組合の合併を想定している。

(4) 関連法令に関する規定

平成13年の通常国会において、水産基本法の制定とともに、主要な水産関係法制度について、水産基本法の示す施策の方向に即した改正が実施された。

漁業法においては、資源の適切な保存管理、効率的かつ安定的な漁業経営の育成、漁業権管理の適正化について改正が行われた。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律においては、わが国周辺水域の資源回復の計画的・総合的な推進が施され、漁獲努力量管理制度（TAE制度）の創設、TAC制度の暦年方式の見直しが実施された。

漁船法においては、規制緩和により、漁業者の負担を軽減する改正があった。

漁港法においては、漁港及び漁場の一体的整備、地方分権の推進、さらに透明性、客観性の確保について改正が行われた。

(5) その他重要と思われる規定

政策目的の転換があったことを反映して、水産資源の持続的利用の確保、国民に対する水産物の安定供給および水産業の健全な発展を規定した点が特徴である。さらに、施策対象を拡大して、漁業部門に加え、加工・流通も含めた水産業全体を包括的に対象とした点が先行する沿岸漁業等振興法と比較した際の大きな違いである。

4. 基本計画の内容

(1) 基本計画の特徴、ポイント

水産基本計画は新たな水産基本政策の中期的指針と位置づけられ、水産基本法に基づき水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定されたものである（平成14年3月26日閣議決定・国会報告）。基本計画には今後十年程度を見通して、水産物の自給率の目標や政府が構すべき施策等が定められている。

ポイントとしては、以下の四点があげられる。

1. 水産に関する施策についての基本的な方針
2. 水産物の自給率の目標
3. 水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
4. 水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

○基本計画の推進に係る法令・制度整備に関する事項

各施策を実施するに当たっては、施策の評価と見直し、財政措置の効率的かつ重点的な運用、情報の公開と国民の意見の反映、国と地方の役割分担及び関係者の取り組みの推進、国際規律との調和等を図ることとする。水産計画については、水産をめぐる情勢の変化や施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとの見直し、必要な変更を行う。

○関連計画（他の基本計画、下位計画など）との関係

水産物の安定供給の確保、及び水産業の健全な発展という水産基本法の掲げる二つの理念を受けて、持続的生産目標と望ましい水産物消費の姿として明示する。とりわけ、水産物の自給率目標の達成に向けて、水産物の安定供給の確保に関する施策、水産業の年前名発展に関する施策、団体の再編整備に関する施策が連なる。

その他水産基本法第十一条における水産計画に関する条文のうち、第四項、第五項において食料・農業・農村基本法との関連、および漁村に関する施策に係る部分については国土の総合的な利用、開発及び保全に関する国の計画との調和が要請されている。

○基本計画の見直し、点検等の実施状況

わが国の水産業をめぐる状況に、国際状況においては貿易自由化の進展、世界の水産物需要の拡大、さらに貿易量の増加があり、資源状況の悪化と国内生産の減少については、周辺水域における多数の水産資源系群において低位水準が認められる、公海における過剰漁獲、IUU（違法・無規制・無報告）漁業における資源状況の悪化、国内生産量の減少があり、生産構造の脆弱化については、漁業経営体数の減少、漁業就業者の高齢化の進展、燃料価格の上昇がある。水産基本計画の見直しでは、公海資源を含む水産資源の回復の管理の取組強化、将来展望の確立と施策の集中・規制緩和による国際競争力のある経営体の

育成、省エネルギーの推進、水産物の加工・流通の合理化・高度化のネットワーク構築、漁村地域の振興と環境・生態系の保全を重視した施策の展開などが検討された。

5. 参考文献

- ・金田 禎之、2002. 新編 漁業法のここが知りたい（付 資源保護法・資源管理法・遊漁船業法・水産基本法）、成山堂書店、234 pp.
- ・水産庁、水産基本計画のあらまし
- ・水産庁、水産基本法のあらまし

7. 「21 世紀の海洋政策への提言」の概要

海洋と日本「21世紀の海洋政策への提言」の概要

真の海洋立国を目指して—総合的な海洋政策策定の必要性—

- ◇沿岸域を中心とした海洋環境の悪化、資源の減少、海面利用の競合等の諸問題の顕在化
- ◇国連海洋法条約などの新たな海洋秩序、アジェンダ21など政策枠組みへの対応
- ◇地球温暖化による海面上昇、津波・高潮等の自然災害、海上テロ・海賊、工作船等様々な脅威の出現
- ◇東シナ海資源開発問題、沖ノ鳥島問題等管轄海域にかかわる問題への対応
- ◇海洋における国際協調とリーダーシップの発揮

海洋政策大綱の策定

- I. 基本的考え方の明示
- II. 海洋政策を推進するための枠組みの整備
- III. 課題解決のための取り組みの強化
- IV. パートナーシップの強化
- V. 海洋に関する理解と研究・教育の促進

海洋基本法の制定

- ◇基本理念
- ◇国、地方公共団体、事業者、国民の責務・役割・連携
- ◇海洋の調査、保全、開発・利用および管理に係る施策の指針
- ◇海洋基本計画の策定
- ◇基本的な施策 など

海洋政策の立案と実行を担う行政機構等の整備

- ◇海洋関係閣僚会議の設置
- ◇海洋担当大臣の任命
- ◇政策統括官および海洋政策推進室の設置
- ◇海洋関係省庁連絡調整会議の設置
- ◇海洋諮問会議の設置

具体的施策の提案：海に拡大した「国土」の管理と国際協調

排他的経済水域および大陸棚の管理の枠組構築

- ◇排他的経済水域および大陸棚の管理体制の構築
- ◇海域の特性に応じた管理計画の策定
- ◇遠隔離島および周辺海域の管理強化

海洋の安全保障の確立

- ◇海に拡大した「国土」の安全保障の確立
- ◇海上輸送に関わる安全保障の推進

海洋環境の保護・保全・再生の推進

- ◇海洋環境の保護・保全・再生のための環境影響評価システムの構築
- ◇海洋生態系および生物多様性保護の推進
- ◇サンゴ礁・藻場の保護・保全・再生の推進

海洋生態系に配慮した海洋資源の開発推進

- ◇漁獲の合理的な管理
- ◇世界の漁業資源保存に向けた対応強化
- ◇海洋微生物・遺伝子資源の研究・開発促進
- ◇エネルギー・金属鉱物資源の開発促進

統合沿岸域管理システムの構築に向けた取組強化

- ◇地方主体の沿岸域圏管理システムの構築
- ◇市民参加システムの構築
- ◇流域圏管理との連携強化
- ◇特定閉鎖性海域における総合的な管理体制の整備

防災・減災の推進

- ◇地域防災計画の早急な策定
- ◇防災・減災のための教育・訓練の徹底

海洋管理のための海洋情報の整備

- ◇海洋情報の収集に係る国家戦略の立案
- ◇海洋情報管理機能の強化
- ◇統合された海洋の調査・観測・監視システムの構築
- ◇地域海洋情報ネットワークの構築

研究・教育とアウトリーチの推進

- ◇海洋教育の拡充
- ◇海洋管理研究・教育の推進
- ◇アウトリーチの推進
- ◇海洋科学技術・研究の推進

8. わが国の管轄海域

—領海・接続水域・排他的経済水域—

わが国の管轄海域 ー領海・接続水域・排他的経済水域ー



世界の管轄海域（領海+排他的経済水域）面積ランキング

順位	国名	面積 (単位: 万 km ²)
1	アメリカ	762
2	オーストラリア	701
3	インドネシア	541
4	ニュージーランド	483
5	カナダ	470
6	日本	447
7	(旧ソ連)	(449)
8	ブラジル	317
9	メキシコ	285

※日本以外は1972年のアメリカ国務省資料「Limits in the Seas—Theoretical Areal Allocations of Seabed to Coastal States」(全訳「海洋産業研究資料」, 通巻第59号, 1975)に基づくデータ。旧ソ連については、その後独立したバルト海・黒海・カスピ海に面している共和国分が含まれているほか、米国務省データにはロシアの実効支配を理由に日本領土である北方四島の周辺海域分も含まれている。したがって、現ロシアの管轄海域面積は日本よりも小さくなる。なお、日本の管轄海域面積は「長井俊夫(1996), 新しい領海関係法と水路部のかかわり(水路, 99, 2-14)」による。〔出典: 海洋白書2004, p.10-p.11〕



この報告書は、競艇交付金による日本財団の助成金を受けて作成しました。

平成18年度 わが国における海洋政策の調査研究報告書
－ 海洋基本法の制定に向けて －

平成19年3月発行

発行 海洋政策研究財団（財団法人シップ・アンド・オーシャン財団）

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-15-16 海洋船舶ビル
TEL 03-3502-1828 FAX 03-3502-2033
<http://www.sof.or.jp> E-mail: info@sof.or.jp

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。 ISBN 978-4-88404-198-4